

決算審査特別委員会報告書

(令和3年度串本町会計分)

決算審査特別委員会審査の経過及び結果について、概要をご報告申し上げます。

本委員会は、令和4年第3回定例会の9月8日(木)に構成委員6名で設置され、同定例会に提案された、議案第73号 令和3年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第88号 令和3年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16件の一般会計・特別会計・事業会計歳入歳出決算の認定について、閉会中の継続審査として付託されたものであります。

委員会は、令和4年10月17日(月)から24日(月)までのうち、21日と休日等を除く5日間開催し慎重に審査を行いました。

20日(木)にすべての会計の質疑を終了し、その後、地方自治法98条第1項の規定による書面審査を行いました。

総括質疑として最終日24日(月)、午前9時30分から田嶋町長に出席していただき、約1時間かけて各委員から質疑を行いました。また、各会計の採決につきましては、町長の総括質疑終了後に行い、すべての会計について審査を終了いたしました。

次に、詳細について、報告いたします。

まず、最初に田嶋町長からのあいさつの後、中道代表監査委員に決算監査の経過と結果について、報告を求め下記内容の報告を受けました。

【一般会計・特別会計】

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度串本町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を審査した。

総論として、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は誤りなく表示されていると認められた。

なお、予算執行の状況については、概ね適正に処理されており、不用額の予測が困難な事業以外の減額補正等の措置も適切に講じられていた。

歳入においては、町税をはじめとする自主財源の確保は最重要な課題であるが

新型コロナウイルス感染症による影響が最もあった令和2年度に比べ、固定資産税の徴収猶予分の収入等があったこともあり税収は増加に転じたが、未だ本格的な回復には至っていない。しかしながら、決算内容を見ると収入未済額については減少傾向にあり、近年の受益と公平性の確保に向けた継続的な取組みの成果として一定の評価をすところである。また、ふるさと応援寄付金については、返戻品の種類の増加等の取組みにより令和2年度に比べ大幅な増加となった。今後も創意工夫による増収に向けた取組みに期待すところである。

令和3年度については、新庁舎建設事業費などに係る物件費が増加したが、新庁舎建設事業費や特別定額給付金給付事業に係る補助費は減少している。聴取により、各課の適正な管理運営による予算執行を確認することが出来た。

新庁舎への移転につづき、現在建設中のくしもとこども園や串本統合小学校建設事業など、巨大地震を想定した防災対策事業を引き続き推進し、住民サービスを低下させることなく効率的な行財政運営の推進に努められたい。

新型コロナウイルス感染症は未だ収束の見通しが立たない状況が続いており、今後の町の行財政にどのような影響が現れるのか非常に不透明で予測も難しい状況である。このような状況の中、感染防止対策と経済活動の両立は困難な道かと思うが、自治体は重要な役割を担っているため、今後とも町民への適切かつ迅速な支援をお願いしたい。

令和3年、デジタル庁が発足し、地方自治体にもDXの波が押し寄せてきている。時代の変化に柔軟に対応し、デジタル化で業務を効率化、将来を展望した町政運営、健全財政の維持が図られることを切に要望する。

【病院事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度串本町病院事業会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、令和3年度の患者の利用状況を令和2年度と比較すると、くしもと町立病院の入院延べ患者数は1,153人増加して32,771人、外来延べ患者数も406人増加して50,458人となった。患者数の増加に加え、診療単価の向上があったことから入院・外来収益ともに増加し、医業収益は令和2年度より6.31%増の1,651,448,657円となった。医業外収益は、新型コロナウイルス感染症対策に係る国県補助金は減少となったが、コロナ患者受け入れ病床数の増加により、県補助金が令和2年度より62.41%増の74,787,360円となった。事業収益全体では令和2年度より5.26%増の2,210,679,737円となっている。また、事業費用では、職員数の増加により給与費が3.01%増の1,167,849,710円、患者数の増加やコロナ感染症対策費用が増加したことから材料費が12.05%増の297,038,514円、宿直業務費に係る医師報償費などの増加により経費が5.10%増の394,366,706円となったことなどから事業費用全体では4.58%増の2,115,576,641円となっている。

令和3年度の決算では、給与費・材料費・経費等費用の増加はあったが、入院収益や外来収益などの収入が費用の増加を上回ったこともあり、令和2年度に引き続き黒字決算となった。また、地方財政の健全化に関する法律により算定する資金不足比率は、令和4年度での解消を目標としていたが、1年前倒しでの解消となった。引き続き収益の確保と経費の削減に向けた取り組みを積極的に進められたい。

【水道事業会計】

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和3年度串本町水道事業特別会計決算を審査した結果、決算書帳簿並びに証書類は整備され、財務諸表、

決算附属書類は適正に表示されており、計数は正確であると認められた。

総論として、収入未済額を増やさない継続的な取組みにより、徴収率も99%以上と高い水準を維持している。しかしながら、令和3年度は新型コロナウイルスの影響による事業所の使用量減少や人口減少による世帯減などが主な要因となり、給水収益は令和2年度と比較して約0.43%の減額となっている。

今後も人口減少による収入減や起債償還金等により、事業経営は厳しい状況が続くことが見込まれるが、良質な水道水の提供を維持し経費削減や徴収率向上を目指した経営努力により、極力水道料金を値上げするなどの住民負担を解決策としないよう配慮されたい。

【財政健全化判断比率及び資金不足比率について】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠されて作成されているか、また、計数の誤りがないかに主眼をおき、提出書類との照合・確認、関係課からの説明聴取により審査を行った。

財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

総論として、健全化判断比率については、実質公債費比率において、0.2ポイント悪化している。将来負担比率については、地方債の現在高が増加したものの、普通交付税の増加により6.2ポイント良化している。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っているものの、こども園、新庁舎、統合小学校建設などの3連動地震や南海トラフ巨大地震に備えた公共施設の高台への移転事業による公債費の上昇が予想され同比率の悪化が憂慮される。事業の実施にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用するとともに、緊急性や必要性を勘案し事業を精査することで地方債の発行額を抑えるなど、公債費の抑制に努めていただきたい。

資金不足比率については、病院事業会計において、令和3年度資金不足が解消されたものの、改革プランに沿った経営良化を引き続き進めていただきたい。

他の特別会計については、資金不足が発生していないものの、老朽化した施設の更新等により経営の圧迫が憂慮されることから、より一層の業務の効率化に取り組んでいただきたい。

以上、監査委員からの報告があり、それに対する特段の質疑はなく終了いたしました。

○ 議案第73号 令和3年度申本町一般会計歳入歳出決算の審査について、歳出から報告いたします。

1 款「議会費」の審査を行いました。

質◇ 57ページの18節負担金、補助及び交付金の中で、防衛省全国情報施設協議会を教えてくださいませんか。

答◇ こちら北は北海道稚内市から、南は沖縄県宮古市にかけ、航空自衛隊レーダーサイト及び通信傍受施設の所在市町村議会で構成する協議会です。昭和32年から基地交付金が交付されるようになりましたが、対象は米軍に使用されている土地・建物・工作物、自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫等であり、基地のレーダーサイト及び通信所は当該施設に対する固定資産税の代替的性格である国の基地交付金の対象とされておりませんでした。このため基地所在市町村として、これらの施設も基地交付金の対象とするため、レーダーサイト等の情報施設が所在する自治体23市町村議会の加入を受け、本協議会が設立されております。結成後は基地交付金の交付対象とする規則改正を強く要請し、その結果、平成17年にレーダーサイト及び通信所も基地交付金の対象となりました。

現在の活動としましては、コロナの影響で総会などの懇談会の機会が減っているものの、協議会会長が代表して防衛省情報施設振興議員連盟の各役員のほか防衛省、総務省などの関係省庁に対し老朽化した施設の更新や基地交付金の増額に向けた積極的な要望活動を行っているところです。

質◇ 雑費とかその辺だと思うんですけども、議員の中で一般質問または議会に関するもののコピー云々を依頼してきているということを目にしたことがあるんですけども、今現在そういったところの対応は。例えば、これを1,000部してくれとか2,000部してくれとか、そういう話云々はどうなんですか。

答◇ 資料等のコピーの件です。大量印刷とかというお話は今のところないんですけども、議会や委員会に直接関係のない部分でのコピー等があった場合は、コピー代という形で、通常どおりコピー代を頂いているところです。

以上で、1款「議会費」の審査を終了いたしました。

続いて、2款「総務費」の審査を行いました。

質◇ 総務課関係の資料2ページ、3ページに職員の年齢別の資料をつけていただいております。今、非常にいいバランスではないかと思うんですが、ここ数年、採用が2人、5人、2人という形で少数になってきている中で、このままずっと上がっていくとこの数は増えてこないというところで、やはり中途採用云々というのも視野に入れて考えていらっしゃるのか。このバランスを維持するのも大切じゃないかと思っておりますので、そこをお伺いしたいと思います。

答◇ 中途採用も視野に入れているかということなんですけれども、当町は、採用募集にあたっては、一般事務職では年齢上限が30歳までとしております。ですので、30歳までの方であれば中途採用で応募していただければと考えております。

また、なかなか応募のない、資格が必要な職につきましては、それ以上の年齢設定にもしております。あと、それを上げていくということも考えられるんですけども、現状では、中途採用をした場合に、経験年数を給与に反映していくんですけども、公務員の場合、民間の経験年数、今のところ8割しか見れないことになっております。さらに、その民間の経験年数が5年を超えてきますと、5年を超えた分は18分の12しか見られないということなので、さらに経験年数が下がっていくこととなります。ですので、年齢が高くなれば高くなるほど同じ年齢の、最初から公務員で勤めていた職員との給与差がかなり開いてくるというようなことがあります。

中途採用につきましては、国のほうもそういった点を課題と考えておりまして、国家公務員でも中途採用者に関する給与の見直しを今、検討しておりますので、検討結果を見た上で、串本町も募集年齢を上げていくのかどうかについては、それ以降、検討してみたいと考えます。

質◇ 総務課資料の12ページです。昨年ですと、ラスパイレス指数も調べて、できれば上げていくように考えていきたいというご答弁をいただいた中で、令和3年度に関しましては全国的に下がっている中で串本町は上がっているというところで、いろいろ考えていただいたのかなと思っております。今年は古座川町に負けてないかどうかというのを。古座川町が令和2年は100.1というのも内容も知っている上でその辺の取組をもう一度お伺いできればと思います。

答◇ 今、手元に古座川町のラスパイレス指数の数字を持っていないんですけども、串本町より高いのは確実であります。

高い理由といたしましては、古座川町の課長を見ていただきますと、串本町よりも管理職の年齢がかなり下がっております。公務員の給料につきましては、役職に対して何級の給料というのが決まっておりますので、課長職におられる職員の給与が国家公務員の同じ年齢層の方に比べて高くなる傾向にありまして、そういったことでのラスパイレス指数が高くなっている状況であると私のほうでは把握しております。そういった理由から、古座川町のラスパイレス指数よりも串本町のほうが低くなっているという状況であります。

質◇ ラスパイレス指数については、昨年もご答弁いただいたので、この部分は理解している上で、今年0.6ポイント上がっている。ほかは下がっているけども上がっている、その内容といいますか、分かる限り教えていただければ。

答◇ 令和3年度のラスパイレス指数が令和2年度よりも上がっておる理由なんですけれども、先ほども言いましたように、ラスパイレス指数はある一定の年齢層の、それぞれの区分の職員の平均給与と国家公務員の、同じ年齢層の給与を比べて、その積み上げで出てくるものなんです。詳細に今、手元には資料を持っていないんですけども、これが上がってくるというのは、恐らく人事異動の結果が大きいのかなと今は思っております。

質◇ 企画課の資料の3ページ、4ページのコミュニティバスのところです。私は今後、コミュニティバスが町の足に、非常に基幹になってきて重要だと思っている中で、令和3年下がっているのはコロナの関係であろうと推測されるんですが、その3ページの里川タクシー、これも今、串本タクシー、大島タクシーを使って、運行している理由も分かった上でお伺いしたいんですけども。この1往復9,000円というところは、私の経験上、串本タクシー、大島タクシーはかなり勉強してくれている金額やと思います。ただ、利用人数が年間で9人というところで、ここを今後、コミュニティバスを本数を増やしたりとか、そういうことを考えてはると思うんですけども、里川のところまで延ばすお考えをお伺いしていきたいと思います。

答◇ 里川のほうの乗り合いタクシーの件でございます。委員のおっしゃるようには使用者は、年間を通じて9人に対しまして委託料が187万円ということで、これは担当課としても何とか考慮していかなければいけないなという考えを持っております。ただ、以前、前の副町長が、いましばらくこの部分についてはこの形態でいきたいという答弁を議会のほうでされているということで、また町長、副町長を含め、当局で検討していきたいと考えております。

検討の内容としては、デマンド運行。必要なときに電話していただいて、それで行っていただくという。ただ、それをただやからといってばんばん使用されると、これがまた逆転する。可能性は低いと思いますが、その点考えていきたいと思っております。

質◇ 総務課関係の資料13ページの職員の退職状況のところ、普通、勸奨、定年とあるんですけども、勸奨という文字を初めて僕は見たと思うんで。勸奨についてというのは、例えば病気とか、思いたくはないですけども不祥事を起こしたとか、そういったものがあるならば教えてください。

答◇ 勸奨というのは、年齢が50歳以上で勤務年数が11年以上ある職員に対して勸奨退職をされるかどうかという希望を募ります。それに応じた職員に対しては退職金の上乗せがされる制度でして、組織の新陳代謝を促すといえますか、そういった目的で以前から行っておる制度であります。

質◇ 総務課の資料1ページですが、串本町の職員定数及び配置表なんですけども、定数人数に比べて現員数がかなり少ない部局がありますけども、この辺の理由が分かれば教えていただきたいと思っております。

答◇ 定数に関して、現員が少ない理由ですけども、見ていただければ一番大きいのは教育委員会かなと思います。教育委員会につきましては、以前から、幼稚園であったりとか、事務職である教育委員会の職員を含めた定数で合併当初は定めておったんですけども、そういった部分で減ってきておるといのが定数と離れてきている大きな理由かなと思っております。

また、町長部局におきましても10名ほどの定数と現員の差があるんですけども、現員の部分につきましては、下の注意書きに米印で書いてあるんですけども、育児休業職員は現員から除いております。育児休業職員等を入れてくるとかなり定

数に近づく数字になってまいりまして、今後、定年延長であったり制度の改正がありますので、ここらの定数の見直しも今後必要になってくるのではないかと。

定年延長がありましてでも、定年延長をした際に、欠員補充をしていくという考えでいいのかどうか。それになると、かなり固まった年度に職員を採用していくということになりますので、先ほどの質問にもありましたように、年齢構成のバランスが取りにくくなってまいりますので、従来どおりの欠員補充という職員採用の考え方を若干見直していかないと、なかなか難しいのかなと考えておりまして、ここらの定数というのはご指摘のありましたように、若干見直す必要があるのかなと考えております。

質◇ 総務課資料13ページの職員の退職状況ですけれども、令和4年度、9月1日現在と書いていますけれども、8月31日になるんですけれども、既に4名の方の退職があります。平均年齢も36.8歳とかなり若いし、中堅で仕事に脂の乗ってきた年代かなと考えるわけなんですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

答◇ 令和4年度の職員の退職状況ですけれども、普通退職4名の内訳のうち3名が病院の職員になっております。1名が役場の職員でありまして、病院職員の退職につきましては、私どものほうでは詳細は把握しておりません。役場職員1名については自己都合ということで、退職しております。

質◇ 職員の退職なんですけど、今の内訳、これも病院が3名ということなんですけども。医療従事者はいろんな動きがあろうかと思うんですけれども、せっかく経験を積んで、やっと一人前になったところで、これからというときに大変痛手になるわけなんですけども、こういったところの確保に向けた取組とか、過去の事例などを踏まえていい方向へもってってもらいたいなと私は希望いたします。当然目的があって退職するわけですから、個々の事情は当然分かりますけれども、その辺も含めて今後対応してもらいたいなと思います。

答◇ 職員の退職に関してでありますけれども、例えば結婚を機に辞められる職員もおられます。結婚してもできるだけ仕事を続けてもらうようにということで、先日の議会でも委員からご質問をいただきました、育児に関する支援制度はこれまでも充実してきているところなんですけれども、そういった取組、また介護支援に関する取組を充実させていく中で、経験を積んだ職員が辞めていくのはかなり損失でありますので、できるだけそういった制度を利用していただくような周知啓発に努めていきたいなと考えます。

質◇ 総務課資料26ページなんですけども、表の⑧とか⑨、ほとんど補助実績が少ないようにも思うんですけれども、この先、この事業についての考え方を伺いたいと思います。

答◇ ⑧の耐震ベッド・シェルター設置工事補助実績、そして⑨の感震ブレーカー設置工事補助実績についてでございます。委員ご指摘のとおり、実績が上がっておりません。この事業につきましては、地震対策というような位置づけで実施しております。

例年、広報等で補助事業についての啓発を行っておりまして、併せてこれまででしたら、各地区に出向きまして出前講座であるとかワークショップの際にこういった補助メニューがあると。これによって地震対策を進めてきておりましたが、そういった啓発がここ数年できておりませんので、今後、機会がありましたら引き続き啓発に努めていきたいと考えております。

質◇ 本当に実績。データを見たらすごく少なくなっているんですけど、どうでしょうか、住民の理解を得ながら線引きしていくということは、考えていませんか。かなり少なくなって、この数字を見たら、ゼロというのかなりあるんですけど。その辺僕は気づいたところなんです。ずっと続けていくというのは確かにいいと思うし、それなりの要望があれば結構かと思うんですけども。実績を見ながらこの辺も考えていくほうがいいのではないかと私は感じました。

答◇ 防災のほうの補助事業ですけれども、利用はないんですけれども、耐震ベッド・シェルター設置につきましても命を守る取組で、耐震改修よりも安価にできる制度やと思います。また、感震ブレーカーの設置につきましても、被災後の火災を抑えていくという面ではいい取組ではないかなと思いますので、先ほど副課長が、なかなか最近できていない、周知に努めていきたいというお答えをさせていただきました。もう少しそういった周知啓発に努めた中で事業について判断させていただけたらなと思います。

質◇ 67ページ、サンゴの湯の割引利用助成金ですけれども、これの実績と今の対象者を教えていただけたらと思います。

答◇ サンゴの湯の割引入浴者利用助成金406万9,700円についてですけど、その内訳としまして、町内の70歳以上の方が8,779人、そして、身体障がい者・生活保護の方が5,357人です。ちなみに令和3年度のサンゴの湯の年間の利用者が3万745人です。約46%の方が減免のこの制度を受けているという状況です。

割引額なんですけど、通常500円の入浴料となっています。70歳以上の町内在住の方が250円引き、そして身体障がい者や生活保護の方については350円引きとなっています。

質◇ 町内在住の70歳以上が500円のところ250円引きと。ちょうど現在の状況を見たら、60歳になってもまだまだ年金も先送りが来るし、物価も高騰があるしということで、60歳ぐらいまで下げてもらえないかなというのが、実質町民の意見というところがありましたので触れさせていただきました。今後ともその辺一つ考慮願いたいなと。

答◇ 今、70歳以上という階層を60歳にと、委員のおっしゃるとおり年金の支給年齢もどんどん後ろに後ろに先延ばしにされている状況の中で、何とかというふうには考えているところですが、串本町内の高齢化率を考えますと、46%。およそ半分が高齢者という状況の中で、60歳以上にするとほぼ7割、8割の方を割引しなければいけないような状況も考えられるということでいえば、こちらにつきましても、このような貴重な提言があったということを町長に報告させていただいて、検討させていただければと考えてございます。

質◇ 確かに高齢化率にすると大変な数字になるんですけど、実際、利用の実績を聞いたのはここにあるんですよ。どれだけ利用しているか。かなり少ないかなと思うんで、年代を下げても金額的にはしれてるのかなと思いましたけど、どうですか。

副町長答◇ 委員が言われるとおり、値段を下げて人数が増えれば収入も減るわけではないので、そこら辺検討させていただければと思います。

ほかにも高齢者が使用するいろんなものを割り引いていけないかということで、よその町もコミュニティバスとかも高齢者の割り引いているところもありますので、そういうことも町長には申し上げていますので。全体的なことを考えながら高齢者が住みやすい町になるように、減額できるものはしていきたいと思いますので、いろんな提言を町長にしていって、また議会のほうへ報告させていただきたいと思います。

質◇ 67ページをお願いいたします。新宮広域圏公設地方卸売市場の144万8,000円を支出されておりますけども、町内の業者さんは増えてきているんでしょうか。前々から少ないとお聞きしておるんですけども、現在の状況と、公設市場の経営状況は近年よくなってきているという話を聞いたんですけども、一番近い数字というんですか、現在の状況を教えていただきたいと思います。

答◇ 新宮広域の状況ですが、委員が言われたように、今現在、事務局、それから中へ入っている事業者等が一生懸命このコロナ禍の中、人員も削減する中で、単年度の運営自体は横ばい、あるいは微増という形になっております。今、私の手元にあるのは、今年度の4月から7月、令和3年度とはちょっと違うんですけども、伸びている状況でございます。

公設市場の串本町の売買参加者ですけども、令和3年度実績でございますが、青果で1業者、水産ではゼロということでございます。1業者しか使用していないという状況でございます。

それから、先ほどご説明しましたが、単年度では順調に横ばいあるいは微増ということでお話しさせていただいたんですが、公設市場のほうでは、金融機関への借入金がございまして、この額がネックになってございまして、この元金をどう返していくのか、利息をどう返していくのかというのが目下の一番の問題と聞いてございます。

質◇ 答弁で、青果1件だけということで、生魚のほうはないということで理解してよろしいんですか。過去に生魚の方かなり大きな取引されておった方がおられたと思うんですけども。

そして、入札に参加できる業者さんは串本で何件おられるのかなということをお聞きさせていただきます。

過去にコンサルに経営の計画を立てていただいていたように思いますけれども、コンサルは前からのコンサルで続けておられるのか、それとも独自で経営を一生懸命頑張って横ばいというか微増辺りまで持ってきたのかということをお聞きしたいと思います。

答◇ 今、お話のありました入札要件ですかね、入札要件というのはどういうものが必要なのかというのは、私のほうで不勉強で申し訳ございません、今お答えできないんですが。今現在、先ほど私、串本町で1件と言いましたが、青果のほうで1件、水産はゼロなんですけども、共通で両方されている方がもう1件ございますんで2件でございます。

コンサルタントの業者さんは、今も使っております。その方の助言を受けて、非常に厳しいんですが人件費の削減からかかったというふうな話を聞いてございます。ただ、今回、令和3年度にお雇いした方は、かなり外商にたけてございまして、その方がかなりの売上げ、取引を伸ばしていただいているというふうな話を聞いてございます。

質◇ 串本古座高等学校地域協議会の負担金が約100万円以上を今回増額されておりますけれども、増額された内容についてお聞きしたいと思います。そして、これは近隣の各町村も負担されておられるのかもお聞きしたいと思います。

答◇ 串本古座高等学校地域協議会への負担金でございます。今、言われましたように160万円程度増額となっておりますが、この主な要因は、令和3年度から実施しました、くろしお塾の委託料が166万4,000円発生してございます。前に議会でもお話しさせていただきましたが、講師の先生お一人が放課後にくろしお塾ということで、今かなり人気があって、20数名の生徒さんが利用されているということなんですけども、これも議会でお話しさせていただきましたように、成果も上がっております。今年3月には国公立で8名の方が入学という状況でございます。160万円の増額というのは、この部分でございます。

この負担金を出しているのは串本町と古座川町です。その比率というのは、国勢調査の人口割でもって行っております。令和3年度の当初の予算を組むときに人口割、串本町が85.42%、それで負担額が526万1,000円です。古座川町が14.58%で89万8,000円の負担をしております。

質◇ くろしお塾の生徒さん、県外から来られて、その人たち中心ですけど、一般の学生さんも受けられて、くろしお塾がすごく充実されている部分があるとお聞きしております。県外から来られている生徒さん、塾とか、串本古座高校には寮がないのかな。その代わり下宿されている方、せっかく来ていただいたんで、その人たちの利便性というんですかね。せっかく来ていただいた方たちへの待遇というんか、その人たちに対してのサービスというんですかね。

今後、これからロケットの絡みもありますので、そういう人たちがどんどん増えてくる。増えてきて、ロコミで今、電子化されていますんで、串本古座高校へ来ても寮の設備とか下宿関係でも食事の件もなかなかうまくいかんよとか、来ても寂しいよとか、そして親もつらいねという話が広がれば、ロケット関連の人たちも来るのを。せっかく優秀な方が来てくれると思うんですけども、その辺りも考えて、くろしお塾に関連して、この辺りを今後ともつくるなり、また下宿生活の充実した形を。親御さんが安心できて住みやすいような形を、今後関連した形

の中で十分に考えて、ロケット関連の生徒さんを受け入れる体制を十分に考えていただきたいなと思います。

答◇ ロケット関連での串本古座高校の生徒さんの寮の話をしていただきましたが、令和6年度4月から宇宙探求コースの生徒さんが入学される予定でございます。この寮につきましては、主体は県の教育委員会になります。

せんだって串本町長、古座川町長、それから地域協議会のコーディネーター、それから両町の担当課長が県の教育委員会のほうに行きまして、県教育長と話をし、橋爪委員が言われたように、できるだけ、快適とはいわないまでも、きちんと子どもさんらのことを考えた施設づくりをお願いしたいということで強く申し入れをしてきたところでございます。

今、予定は旧の潮岬の警察官舎ということで、建物自体は比較的新しく、改装で今のところ予定で20人ほどを考えていらっしゃるようですが、食事も含め、それを前向きに検討していただきたいという要望を行ってるところでございます。

質◇ ふるさとのまちづくり応援寄附金ですけれども、近年、国の方針で3割の返戻率となっておるかと思っておりますけれども、参考資料を照らし合わせてみましたら、今回は50%以上の返戻率になっております。その数字が正しければ国の方針に、ほごというんかな、なっておるわけなんですけど、それに対して、もしそうであるんやったら国の指導を受けるかと思うんですけど、その件についてお聞きしたいと思っております。

そして、いろんな事業の経費を引いたら、2億円に対して町に幾らぐらい残るかということをお聞きしたいと思っております。

そして、約100万円以上の寄附をされている方が7人おられるわけなんですけども、これは個人なのか、それとも企業の寄附金なのかということもお聞きしたいと思っております。

答◇ 返戻品については3割を守っております。例えば1万円の寄附をしていただいたら3,000円以内の返戻品で返すという形になっています。5割というのは、それに対する輸送料であったりとかを含めて5割以内で納めなさいというのが国の方針です。それなので特に問題はなく、国の基準を守ってやっております。

あと、高額寄附者ですけど、基本的にはふるさと納税は個人さんです。企業は企業版ふるさと納税という制度が別にありますので、そういう形でやっていただいております。

あと、寄附額が令和3年度につきましては2億400万円程度ありまして、そこからここの歳出の1億1,093万円を引いた金額が使える金額となっております。

質◇ ふるさと納税の話なんですけども、資料では寄附金額が2億400万円、そしてふるさと町づくりの応援寄附金の事業費が1億1,000万円になっておりますけども、約1,000万円しか町に対しての残金でなってると思うんですけども。30%クリアしているということは、差額があまりにも大きすぎるんやないかな。例えば事業費とか事業者にお払うお礼金とかいうふうに、そう考えていったら30%本当にクリアしておられるのかなと不信感に思うんですけども、いかがでしょうか。

答◇ これは、株式会社じゃばらいず北山にフル委託、返品品の調達を含め、サイトの管理を全て委託しています。それで寄附額5,000万円までは63%、5,000万円を超えると60%というふうな形で契約しています。返品品に対する3割のやつは、必ず守ってやっています。

質◇ 次にバスの絡みなんですけども、串本駅から西側、出雲線とか大島線とか和深線とか潮岬線とか4つの線がありますよね。串本駅から東側は田原線1本だけなんですよね。串本駅の乗換えを見て、時刻表を見ましたら、乗換えがすごく不便なんですよね。

西から来るのは4つの線があって、それから田原のほうへ行こうと思ったら20分以内、30分以内に乗り換える線が1本しかないんですよ。反対に田原から来て、串本駅で4つのどれかの線に乗り換えようと思ったら20分から30分の間に乗換える時間帯に乗れる線が1本もない、というのが僕の見え方なんですよね。そう考えていったらバスを利用される方の苦情が出てくるんじゃないかな。実際に出てきてないのかなと感じるわけなんですけども。その辺の改善を今後考えていただきたい。

答◇ 基本的にバスの時間につきましては特急電車をベースに考えています。バスの乗換えが不便という形で、もう一度課に見直してみたいと思うんです。住民の皆様からの苦情については、今のところは来たことはないです。

質◇ 資料と概要説明の27ページ、この関係について教えてください。

取りあえず、ふるさと納税の寄附をいただいた約1万人強、そして2億400万円かな。それで7項目ほどあるんですよ、寄附していただいた業務項目かな。1番目でいったら観光振興について、あるいは自然保護についてという希望で寄附していただいた方、これで大体7,700万円ぐらいあって、3番目の教育・文化、そして医療関係あるいは福祉関係、そして、あとは町長がこれを決めたらいいんだろうけども。こういうような形の中で寄附を頂いておるわけですよ。

そしたら2億円ほどあって、来年度予算としてみたときに、27ページに基金の関係が出ていますよね。そして財政調整基金が前年が7億6,000万円ですか、ほて10億円になった。100億円の予算として1割は、ここでいう財政調整基金。これはいいなと、誰が見てもいいと思うんですよ、7億円、6億円というよりも。これが一つの基本になるのかな。この基金を全部足したら、ここに書いていますように32億円あるわけですよ。32億円ある中で、ふるさと納税というのは数字としてかなり高いんですよ。こんだけの町に対する予算繰りの大きな役割を担っておる。

ほて今、手数料どんだけやというお話をしてもらったけども、ここを返品の品によって寄附するところが出てくるんだなと。返品品を目当てに寄附しようかという形の方が多いかと思うんですけども。今先ほどおっしゃってもろうたような、じゃばらいず北山かな今、これでも2億円ほど来ておるんだから、その辺の考え方というのはあるんですか。それが1点、見直しね。

そして手数料云々という話も当然出てくるんだろうけども、やっぱりここで予算を見たら、今度はふるさと納税で一番高い観光開発について皆さんが串本町に対して寄附しておるんだというようなことが多いわけですよ。

自然保護あるいは観光開発、そして教育関係、ここらの部分というのは、やはり串本町こう願いたいねという形の中で寄附していただいております。だから、この7項目上げてある中で、もっとここを増やす方法というのはあるんじゃないかというのの一つね、返戻品等々。これを考えていったときに予算繰りも。やっぱり串本町は観光開発ね、と寄附する方が多いわけですから、ここらが来年度の予算の一つの見極めにもなるんかなと。

もう1つは教育の関係。人材育成というのは将来、今、教育関係で投資した中身というのは経済につながってくるんですよ、将来の。だから教育の関係というのは、今後の串本町の人材を育成するための教育費という考え方というのはあるんですか。それが1点。

その2点ほど教えてほしいんです。ふるさと納税の活用の仕方、そして今言った教育らというのは上がってきておるんだから、人材育成を。串本町の将来の経済効果を上げていこうと思うたら、今そういう教育に対しての投資というのは絶対必要やと思うんですよ。だからそういうところの観点から、ふるさと納税の1枚の表の中から、そういう寄附者の方々の思い、串本町に対する思いという考え方から見たときに、その辺のお考えというのを教えてください。来年度の予算組みとしてね。

答◇ ふるさと納税に関してですけど、一昨年よりかなり増えているんです。これは、先ほど委員もおっしゃられたように返礼品の数をかなり増やしたんですね。今で言うたら季節にもよりますが、900種類ぐらい返礼品が出ています。今まででしたら、串本町の地場産のものしか提供できなかったんですけど、令和3年度からは県下24市町村で共通返礼品というものを取り扱っている組織に入らせてもらいまして、夏でしたら、かつらぎの桃とか熊野牛、あとは南高梅とか有田ミカン等を扱うようになって、やはり寄附がこれだけ増えたというふうに思っています。

あとはいろんなサイトの数を増やして、できるだけ寄附者の方の目につくような形で、串本町に対して寄附をしていただくというような形で、じゃばらいず北山とも話をしています。あとは地場の事業者さん、コーヒーを作っているところが新しくあるんであったら、そこに1回話をしに行ったりとか、あと宿泊施設とかというような形でいろいろ間口を広げていっている状態です。そういうふうな形で広めていって、来年度以降も何とか寄附額を増やしたいと思っております。

やはり寄附額に対しても観光というところで皆さん寄附をしていただけたところが多いので、それに対して予算を充当していきたいなと思っております。

質◇ 教育を何で言ったかという、この基金を見てください。ずうっと見て、これだけの項目基金がある中で、串本町の今後、こういうことでありたいというような話を予算として持ってくるべきだと僕は思うんですよ。何のためにこれがあ

るん、積立金みたいなのが。これがやっぱり大事やと思いますよ、そこらの考え方というのはね。予算組みの中でですよ。

今ちょうどよかったのが、寄附してくれた中身の、7項目あるけれども、これは町長直轄で決めたらいいんだらうけども。こういう形の7項目の中で寄附をしていただいている。これは大変ありがたい話ですよ。また、串本町にとってもここはやっぱりポイントに見えた形に変えていくべきだと思うんですよ、足りないところ。

こういうことと、今の27ページの基金、ここらのバランスシートを見たときに、やっぱり教育という関係をもうちょっと何かの方法でこ入れしていかないかなのかなという感じを僕は持つとるんだけどもね。ちょうどこれがあつたから話に便乗したんですが。

そういうところで来年度の予算組みの中に、この基金というのを頭に入れた中でいろいろ。そしてまた寄附を頂いたお客さんに、やっぱり串本町はこれだけやったらこういう形で見えてきたみたいな話を、やっぱり突っ込んでいただきたいなど。

答◇ 当初予算でということでしたが、私は、このまちづくり応援寄附金ですけども、あくまで補完的なものであると考えております。まずは、教育が大事であれば一般財源を使って予算化すべきだと思っています。ただ、そのような中で補助金がなかったり、有利な起債が借りれないという場合に、このふるさと応援寄附金を活用させていただければと考えております。

実際に査定を行ってございまして、やっぱり一般財源が厳しいからなかなかこれ予算上げていきにくいねというのは多々あることとございます。そういった中で、いやいや、この事業の性格でいえばこの教育費のふるさと応援基金を使おうじゃないかというふうな格好で今も運用させていただいてるところとございます。

確かに残金はまだ1億円以上ございますけども、これを1億円あるからどんどん使えということではなく、財政調整基金も、財政当局としては10億円をめどに崩したり積み立てたりしておりますが、この応援寄附金にしても、やはり1億円の部分はめどに残しておいていきたいと考えてございます。

質◇ 59ページに産業医報償金というのが。この事業をもう少し詳しくと、66万円の使い方の詳細を説明していただきたいと思ひます。

答◇ これにつきましては、町内のこしみちクリニックの先生が産業医の資格をお持ちです。安全衛生法の中で職員が何名以上の場合には産業医を置かなければならないというふうになっておりますので、その産業医の業務について受けていただいて、それを報償費としてお支払いしておるものです。年間で66万円の報償費をお支払いしております。

質◇ それやったら、対象は役場の職員ということになるんでしょうか。66万円というお金、詳細に説明くださいと言ったけど、例えば月1回は出向いてきてもらっておるとか、そこらについてはどのような。対象が役場の職員さんということと理解してよろしいんですね。ほたら、どのぐらいのペースで出向いてきてくれるの

か、こちらから訪ねて行っておるのか知りませんが、その辺の内容を教えてください。

答◇ 月に一度、今現在職員の相談に先生が来ていただいて、相談をしていただいているということがございます。対象につきましては、役場の職員と、あと教育委員会の学校の先生も含めた中での委託料になっております。

質◇ 63ページに、特定建築物維持管理業務委託というのがあります。確かに法的には庁舎という説明でしたので、これだけの建物でしたら法的にこういう金額が要するというのが分かるんですけども、この委託先あるいは委託先の選定方法、どのように選定して委託先が決められていったのか、その辺の説明を願いたいと思います。

関連いたしまして、65ページの集会所の施設の管理の中にも4万5,000円ほど安いんですけども特殊建築物の調査ということになっております。これも金額は小さいんですけども、委託先の選定方法あるいは委託先というところについて説明していただきたいと思います。

答◇ 特定建築物維持管理業務委託料につきましては、共同ビルサービス株式会社紀州営業所のほうに業務委託しております。業務委託にあたりましては、入札を行っております。

業務内容といたしましては、空気環境の測定であったりとか飲料水の管理、排水設備の清掃、ネズミや昆虫等の調査といった、建物内で快適に過ごせるような基準というのが設けられておりまして、そちらがきちんと守られておるかというところの維持管理業務をしていただいております。

次に、65ページの特殊建築物定期調査検査委託料につきましては、一定以上の面積を持つ建物につきましては、2年に一度この定期調査を受けなければいけないというふうになっておりまして、それに係る委託料であります。

委託先は、県の建築士会になります。建築士の方に外観を見ていただいて、外観に何か不備があるかとか、例えばひびがあったりとか。中も見てということになってたと思うんですけども、そういう建築物がきちっと維持管理できておるかというような調査を行っていただくというものになっております。

質◇ 71ページに防護柵及び反射鏡設置事業というので、反射鏡で98万4,000円、それから防護柵及び反射鏡設置で147万7,000円という金額が載っておりますけども、どのぐらいの数をこなされたのでしょうか。

それと皆さん先ほどから説明しているように、147万7,000円という数字は、ふるさと納税からの使い方に、この項目きっちり147万7,000円と載っているのがあって、このお金の出先というんか、ふるさと納税を活用されたものであるのかなというのを回答願います。追加資料の1ページの一番下のほうに147万7,000円という数が載ってますので、ここから引き出したものかなというところですよ。

答◇ 防護柵及び反射鏡設置の関係です。反射鏡修繕料というのは、既設のカーブミラーが荒天時に飛んでいったり傷んだりということで直している部分なんです

が、こちらが10か所。その下の工事請負費としての防護柵及び反射鏡設置工事が、要望を受けて新設で設置している部分です。これが7か所。こちらで147万7,482円という形になっております。

147万7,000円についてですけど、町長が推進する事業という形でふるさと納税を充当しています。

質◇ 決算書の71ページと73ページ、そして資料が総務課の26ページの災害時での備品の件なんですけども。今、この資料の26ページの⑩に備蓄状況を細かく書いていただいております。そして予算の執行については備品購入で840万円と備蓄用食料品等ということで約300万円、合わせて1,140万円ぐらいの予算を取って予算内のほうで備蓄していただいていると思いますけども。

気になったのが非常食のところですね、備蓄目標には達しているんですけども、町民の方が全員助かる前提としたら1人2食分ぐらいしかないのかなと。3万1,750食というところの根拠を教えてくださいたいのと、あと、足りないところ、これ多分前回も聞いたと思うんですけども、予算内で何とかそれに数字を近づけていくというご答弁やったと思います。その中で気になるところが、衛生面のものに対するところが少し不足しているのではないかなと感じます。ですので、今回備蓄関係で1,100万円強の予算を執行されていますけども、こちら辺を本当に町民の方々がすごく気にしている部分だと思いますので、予算を増やすとかというお考えはないのかなというところをお伺いします。

答◇ まず、備蓄数であります。非常食の3万1,750食、保存水10万2,240本につきましては、目標数に達しているというところなんですけども、この目標数についてでありますけども、参考にしておりますのが、和歌山県の地震被害想定調査というものがございまして、これで3連動地震が発生して、3連動地震による串本町において最大の避難所・避難者数というのが、県のほうで試算想定されておまして、その人数を基にしまして3日間で9万5,000食、アルファ米であれば9万5,000食が必要であると。この3日分につきましては、町が全てというのはなかなか難しいところもございまして、町で1日分、和歌山県で1日分、そして町民の方それぞれ1日分を確保していただきたいというようなところで町としての備蓄目標数は3万1,750食という計画で、今のところ設定をしております。

保存水につきましても、同じように県の被害想定に基づきまして、1日1人3リットル必要ということで、これにつきましても町で1日分を確保するといった備蓄目標を立てております。

衛生面につきましては、避難所全体の衛生用品の備蓄というのは、委員がご指摘されるようにまだ十分でございません。新型コロナウイルスという状況もありましたので、新型コロナウイルスの対応交付金を活用いたしまして、避難所における消毒液であるとか石鹸であるとかといった衛生用品は備蓄しておりますが、今後、予算との兼ね合いもございまして、さらに衛生用品については充実させていくかどうかというのはまた検討させていただきたいと思っております。

質◇ 今のご説明で分かったんですけども、町民も1食という、要するに持ち出しですよ。逃げるときに持って行くもの。そこら辺の啓蒙といたしますか、そういうアナウンスはもうちょっと強くした方がいいのではないかなとは感じています。人それぞれ考え方があって、町にあるわ、というような考えの方もいらっしゃいますので、その辺の啓蒙が必要ではないかと思っておりますので、ご検討していただきたいなど。

何でこんなに衛生面のことを言うかといいますと、避難所に行くのがめいつてる中で、さらにトイレが汚いのですとか、そういう生理的なものでかなり気持ちもめいつてくる場所もあると思うんですね。なので、本当に予算の関係というのも十二分に承知しているんですけども、この辺も考慮していただきたいと考えます。どうでしょうか。こういった備蓄というところで予算を上げるお考えをお持ちならばご答弁願いたいです。

副町長答◇ 予算査定はまだ始まっていませんけれども、全体的に見ながら何が重要かということで順番でもつけていきたいとは思っています。要望も各課から重点項目で上げていただけたらいいと思っておりますので、今日の委員の意見をお聞きして査定には臨んでいきたいと思っておりますので、担当課から上げていただけたらと思います。

以上で、2款「総務費」の審査を終了いたしました。

続いて、3款「民生費」の審査を行いました。

質◇ こども未来課の3款2項1目、119ページ、5か所の学童保育を2つの法人事業に委託しているということなんですけども、一番は安全に保育するというか、見守るのが最重要かと思うんですけど、5か所の保育内容の平均化というか、共通というか、その辺かなりばらついているように父兄から聞くんですけど、その辺のある程度のカリキュラムとか、そんなことはないのかなということをお聞きしてください。

答◇ 今、2か所に委託しております、1か所は上野山こども園で、もう1か所はくしもと学童保育所運営委員会といたしまして、確かにその内容についてはばらつきというか統一感はありませんで、保護者の方からも多分そういった意見等はあるかなと思います。うちは運営を、子どもたちを安全に見ていただくという基本的なところは町としてもお願いをしているところなんですけど、例えば内容の細かい部分につきましては、それぞれの委託先にお任せしている状況です。

例えば上野山こども園とかでしたら保育所でやっている内容、保育所の中でやっている教育とか、そういう指針的なものをある程度学童のほうにも取り入れてやっていただけたところがありまして、そういった部分で内容的には双方違いがあるのかなと思うんですが。そういった部分まで、うちが切り込んでいくというのは今のところ難しいかなと思っています。ただ、子どもさんがその中で活動が

難しいとかというようなお声とかが直接ありましたら、そういったところについては、こちらからは是正をお願いできるかなと思っております。

質◇ 131ページの生活保護費の行旅病死人の実質的な作業というのかな、これは3件あったんですかね。その作業はどのような流れで、誰がどのようなふうに行っているのかを教えてください。よろしくお願いします。

答◇ 行旅病死人の事務の流れなんですけども、まず、警察のほうから身元不明の発見された場合に、警察のほうで一旦身元を確認します。身元がなければ役場へ連絡がありまして、役場のほうで引き取りをいたします。今だったら新宮警察署になっていますので、新宮まで町から葬儀屋さんに委託して、引き取りに行きまして、それから火葬まで町で行いまして、あとは身元が見つかるまで役場のほうで無縁仏で保管している状況です。

質◇ 行旅病死人なんですけども、僕が一番気になっていたのが、職員じゃなしに業者さんが全て対応しているということかな。そこを一番聞きたいところなんで、確認をお願いします。

答◇ ほとんど業者さんがやっています。ただ、役場の職員も立会いということで同行はしています。

質◇ こども園が10月30日かな、末にできて、来年の1月から始まると思うんですけども、現在のこども園の跡を何かちょっと聞く話もあるんですけど、跡の使い方が今答えられるのであれば少し触れていただきたいなど。来年度の予算のこともあると思うんですよ。できたら触れてもらいたいと思いますんで、分かればお願いします。

答◇ 今のくしもとこども園の跡の利用についてです。さくら園舎とつばき園舎があるんですけど、さくら園舎のほうは老朽化が激しいもので利用の予定はありません。つばき園舎については、今、くしもと学童保育所が旧錦富小学校へ移っているんですけど、串本小学校に近いということで、つばき園舎を利用する予定に、保護者の方と協議しています。それと併せて橋杭小学校もつばき園舎へ移るような方向で今、協議しているところです。

質◇ 105ページの民生児童委員協議会活動補助金について、494万4,000円となっております。定数が2人減、欠員が5人ということで説明がありました。昨年と比べて約80万円の減になっています。補助金とかは結構増えているものが多い中で、80万円ほど下がっているという内容を教えてください。お願いします。

そして、民生委員というのは多岐にわたって幅広い活動をされています。その活動の内容について、やはり当局側からこういうようにしてほしいとか、相談があったんでそれをしてくれませんかとかいうこともあるかと思いますが、やはり地域性を重んじて活動されています。その活動内容を教えてください。その活動が町へ生かされるためには何らかの形の報告義務があるかと思

いますけれども、その報告されている内容、仕方を教えていただきたいと思ひます。

答◇ 民生委員の補助金でありますけれども、昨年度より80万円減っているということなんですけど、最近、コロナ禍で、総会は毎年開催しているんですけど、総会とか研修会が軒並みオンラインであったり、そういう形で減ってきていますので、出張旅費とかが減ってきています。

あと、この補助金については民生委員・児童委員の活動費も含まれていますので、活動費を除いた分で研修会とか会議費とか、そういう形で、コロナ禍で開催できなかった部分で80万円の減額となっています。

次に、民生委員の活動内容なんですけども、役場からそれぞれ民生委員にお願いということで活動をお願いすることもあるんですけども、民生委員のほうから自主的に、家庭を訪問されたりとか、実態把握を。それから、生活保護とか生活困窮とかで相談があった場合には民生委員、児童委員に入らせていただいています。その報告なんですけども、報告は月に1回活動報告ということで、ただ件数なんですけども、どういう活動をしたかということで件数報告が来ています。もし重要なものがありましたら、直接役場のほうなりへ個々に相談させてもらっています。

質◇ 先ほど聞いたように、町にとって大変重要な、地域にとってもいろいろな相談を受けたりしておると思ひます。最初の説明で、5名の欠員ができておると思ひますけども、5名というのは地域が固まっておるのか、それともまんべんなく欠員ができて、それぞれの地域の対応をされておるのかということと、そういう多岐にわたるいろいろな内容のことで地域に溶け込んだ活動をされておりますので、研修は年に1回されておるのか。そして月に1回報告されておりますということだったんですけども、どこどこへ、誰誰のどこへ行ったという相談を受けた件数はいいんですけども、どういう内容であるかということも把握しておるのかなど。

どこどこへ行った云々、ちょっとでもいいから、この老人の方はこうですよ、ここの家族は相談を受けたけど、こういう相談を受けましたよというメモ書きでもなければ、もし何かが起こったときにそれがすごく大事なことになるんじゃないかと思うんですけど、その辺りまでの報告書になっておるのかということもお聞きしたいと思ひます。

答◇ 欠員となっている地区なんですけども、ばらばらになっています。

研修なんですけども、まず民生委員・児童委員になられたら最初に新任研修を受けていただきます。それも和歌山市で開催するんですけども、それ以外に大体民生委員・児童委員の研修で年2回から3回、県のほうで開催していただいています。

あと、相談内容なんですけども、全てが全て町のほうへ来ているわけじゃないんですけども、連絡調整、関係する担当課には民生委員から連絡が行きまして、そこから福祉課へも連絡が来ています。必要なところについてはメモ書きで置いていますので、その辺は大丈夫かと思ひます。

質◇ 住民課資料1ページの、重度心身障害児（者）医療費助成制度の受給者数の推移というところなんですけども、補助対象の方々が、8年前から比べると91名減って

いまして、対象外の方が20名ということで、対象外の方が緩やかに減っております。これは自然減で減っているのか。例えば対象外の方は若い方が多いのか、そういったところも教えてください。

答◇ 受給者数の推移なんですけれども、ひとり親、子ども医療ともに過去8年間、だんだん減っております。基本的には人口減少に伴う自然減と考えております。なお、補助対象外なんですけれども、若い人というのではなくて、逆に高齢、65歳以上で初めて身体障がい児者の手帳を取った人は県費の対象外となって町単独分となっておりますので、ここは高齢者の方になります。

質◇ 決算書の126ページ、127ページの和深保育所費のところなんですけれども、令和3年で3,000万円の経費が支出されていまして、これが閉園になったことによって、この3,000万円がそのまま浮くかというのは分からないんですけれども、この減ったところはそのまま減らしたままになるのか。例えば、減った部分を新しくできるこども園のほうを充実させるために回すのか、そういったところを、令和4年度になりますけれども、次年度への使い方も教えてください。

答◇ 和深保育所費の3,000万円というのは、ほとんどが職員の人件費ですね。

令和3年度に和深保育所に勤務していただいていた保育士さんは、今年からくしもとこども園のほうに勤務していただいております。ただ、保育士の数は園児数に対して必要な数になっていきますので、和深保育所から3名来たから通常のくしもとこども園で要る保育士にプラス3名を増員するかというたら、そういったことにはならないかなと思います。なので、特にそれをくしもとこども園へ充実させるということは今のところは考えておりません。

質◇ 和深保育所の件なんですけど、当然雇用もありますので、異動していくのは当然分かるんですけれども、ざっくり言うと、なくなった分が、予算があってもともと使っていた分がある中で、余裕があるのであれば新しくできるくしもとこども園の部分を遊具ですとか中身の充実ですとか、使うものを充実させるというお考えはないですか。

答◇ そうですね、閉園したことによって全体、財政的なところでは経費削減というふうにはなっているかと思います。遊具等も、くしもとこども園に対応できるものは新園舎のほうには十分考えておまして、ただ一つ、和深が閉園になることで和深地域から通っていただく保護者の方に対しては、今まではなかったんですけれども、送迎のバスを走らせて、その辺で保護者の負担を軽減するといった形は考えております。

質◇ 105ページの社会福祉協議会の補助金として2,400万円払っております。この2,400万円につきましては、先日、文教厚生常任委員会と社会福祉協議会とが一般会議を行いましたもので、使い道云々につきましては、そのときに十分説明を受けております。これの金額のほぼ8割方が人件費なんだという、会議を行ったところでは。

この出した2,400万円の補助金に対して返ってきたものが別紙に頂いた社会福祉協議会の事業報告書、添付してもらった報告書だと思うんですけども、この報告書はどのようにして受け取っておるといえるのか、きちっと説明を受けながらの報告書なのか、ぼんっと置かれる報告書なのか、その辺をお聞きしたい。きちっと説明をして、町として把握してこの報告書を受け取っているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答◇ 社会福祉協議会の決算の報告ですけども、これ自体はそのときに、出来上がった時点で受け取るだけということになっております。ただ、私は社協の評議員もやっておりますので、評議員会があるときにはその中で説明をされますので、決算の内容なりは聞かせていただいております。

質◇ 今後はきちっと報告書を、説明を受けながら受け取ってほしいと思います。

2,400万円も出しての返ってくる報告書ですから、きちっと精査しながら受け取ってほしいと思いますけれども、どうでしょうか。

答◇ 委員ご指摘のとおりでありまして、来たものをただ受け取っているだけで。

先ほど言った評議員会ときにはいろいろ内容も聞かせてもらう中で私なりにチェックはしていたつもりなんですけども、今ご指摘のあったそういった部分もありますので、また社協のほうとも、これを受け取る際にはきちんと説明を受けるような形を考えていきたいと思います。

以上で、3款「民生費」の審査を終了いたしました。

続いて、4款「衛生費」の審査を行いました。

質◇ 135ページ、串本地区医師会に64万円が支払われております。この支払いについては毎年定額で決まったものであるのか、それともコロナの対策に医師会の協力を得たから64万円と査定されたものなのか、その辺をお答え願いたいと思います。

答◇ 補助金の内容なんですけど、串本地区医師会の活動費に対する補助金でありまして、定額64万円ということで。その年によって金額は変わっているかと思うんですけど、恐らく医師会の決算の状況によって残がどれくらい出ているかによって金額は変動していると思いますが、活動費に対する定額のものでございます。

質◇ 143ページ、美化推進事業に81万4,400円支払われております。美化推進運動に関わっていただけの方がたくさんおられまして、大変な努力をしていることは認めるところなんですけれども、少しモラルが悪い。はっきり言って片づける人より、汚す人のほうが多い。したがって串本町はきれいな町だと私は思わない。結局、町民一人一人の心がけで直すことができるんであろうと思いますけれども、美化推進運動に予算をアップしてでもいいですから、この80万円なにかがしが有効に使われているのか、その辺はどのように感じているのか。モラルの問題等の答弁ですから大変難しくなると思うんですけど、その辺、美化推進運動の見直し。成果

が上がってないから見直せというんじゃなくて、もっと効果のあるように、きれいな町にするための見直しについて考えられてないかというところで、一点お願いします。

それから美化推進運動のところで説明があったんですけども、8月、12月に町内一斉清掃のというのがあったんですけど、今年は潮岬地区の夏の町内一斉清掃はありませんでした。そのようにコロナも影響しているんですけども、美化推進運動に関わって、町内全体で幾つの地区が一斉清掃をされたか。地区によっても一斉清掃の形が異なりますんで言いませんけど、実施しなかった地区もあると思います。現に潮岬がそうです。そのように実施の状況を説明したいと思えます

答◇ 汚す人が多いと。それから町民一人一人の心がけが大切であるというようなことで。これにつきましては、看板設置とか、あくまで広報的な啓発というようなことになってこようかと思えます。ただ、看板設置、広報的な啓発だけでは間に合わないというのが現状でございます。そのため、当町におきましては監視カメラを設置してございます。特にごみの捨てられることの多いところには監視カメラを設置して、県とも協力し合って取り締まりを徹底していくというように考えてあるところでございます。そして今現在、そういう取組をしてあるところでございます。

それから美化推進協議会のほうで、夏に何地区あったのか、冬に何地区あったのかという点でございます。昨年度はコロナの影響もありまして実施した地区は少なかつたんですけども、夏に22地域が参加しました。そして、冬については30地域、計52地域が参加しました。

質◇ 145ページに、ごみステーションの設置へ補助を打っております。20万3,000円ほどなんですけれども、どのような形で補助を。例えば半額の支給であるとか、申請していただきたいとか。どのような状況でなっているのか。20万3,000円は何件の補助をしたのか、その辺りの補助のシステムと、この20万3,000円の使い道を説明願いたい。

答◇ 資料の8ページです。ごみステーションの件数なんですけど、資料でご覧のとおり、令和3年度は6件。これは新設というわけではございませんで、修繕のほうもこの件数に入っている数字となっております。

質◇ 資料の9ページに、不法投棄の一覧表というか、不法投棄を確認した項目が1から20まで記載されております。ただ、不法投棄というものなんですけども、極端に言ったら缶コーヒーの缶一つぽいっと放っても不法投棄じゃないですか。本当に缶コーヒーをぽっと捨てても不法投棄は不法投棄なんですよ。だから、20というのはよっぽど悪質というか、記載では、冷蔵庫みたいなもんを捨てるとかいうんで確認できたということなんですけれども。その辺、不法投棄を取り締まらなくてはならないんですけども、ポイ捨てまで意識を持って不法投棄なんだよというふうに、今後、不法投棄の監視の在り方・防ぎ方も、この表から見えてくるものがあると思えますんで、その辺はどのように考えているか。

答◇ ここに記載させていただいておりますのが、委員もおっしゃるように大まかなといえますか、かなり悪質なものとなっております。空き缶一つであるとか、小さなすぐ処理できるようなものは、ここには載せてないんですが、うち串本町の施設で処理の対応できないもの、直接、業者に搬入しなければならないものを、ここに載せさせていただいています。

今後につきましては、ごみステーションの、ルールを守らないごみも不法投棄であるということになっていきますので、それも併せて啓発等、力を入れていきたいと考えております。

質◇ 135ページの4款1項1目、17節なんですけども、備品購入費の買い替えなんですけど、それとも新規で入れるのか。また、この車の使用用途を教えてください。

答◇ これについては保健センターの箱バンの買い替えになります。

質◇ 軽の車両なんですけど。住民課でも150万円ぐらいするんですけど。今の車は安全装備等いろいろついているんですけども、いろんな安全装備をちゃんとした車なんだろうなと。100万円って軽でもかなり安く感じるんですよ。だから、その辺のところを十分見て買っているのかなと心配するところでもあります。大丈夫ですかね。

答◇ 箱バンということで、軽のバンタイプということでして、乗用タイプになると少し高いとは思いますが、バンタイプだったら少し安いというところと、ふだん保健師が使うに当たっては、特に安全性に問題はなく使えるものを買っております。その中で、あとは、入札で落ちて、この金額になって安く買えたというところでもあります。

質◇ 147ページの4款2項3目の11節、フォークリフトなんですけどね、役務費等などで全然あれなんですけども、一応149ページと147ページの整合性というんかな、この辺を説明してもらいたいと思うんですけども。賃借しているのに自分とこで受けるのか、その辺が分かりにくいので、このフォークリフトの説明をお願いいたします。

答◇ まず147ページのフォークリフトでございます。27万7,200円はフォークリフトの法定自主検査ということで。これは今現在使用しているフォークリフトの車検です。法定で決められた検査ということになってございます。

それと149ページ、これはフォークリフトのリース料でございます。それが54万1,200円。現在2台ありまして、トヨタと日立と2社、リース契約を行ってございます。

質◇ 衛生費なんですけど、令和2年、3年を見てもみますと、大体予算の全体のシェアの12～13%を占めておるわけですね。それで17億円程度で2年、3年ずっとこのシェアでくる。ほとんど契約関係で整理がついてくるということは、これだけいろいろと中身が高騰してきますと、予算枠というのはかなり増えると思うんですけど、契約上の問題がありますからね。その辺いかがなもんですか。

大体17億円の線で衛生費というのは、全体の予算の中で。今、令和2年、3年で単月で見てもそうなっていますよね。予算に占めるパーセント。来年度予算について、そういう方向を含んだ中での形が出てくるんだろうと。でも全体予算の中では、今言う大体12～13%で。予算の構成はそうになっているねという話なんですけど。そこらの部分は、大きく契約上の問題というのは多いんだろうけども。そこらにかかってくる大きな問題というのはありますか。

答◇ 確かに衛生費全体で考えると一般会計の予算の中で、委員が言われるような割合になってくるかと思うんですが。

その中で、衛生費の中でも福祉課の部分では、その中のまた14.8%というところで。福祉課管轄の中ですけども、大きくなっていくのは、病院事業への4億5,000万円であったり、水道事業への9,000万円近く、そういうところの金額がかなり大きいので、その分が占めてくる部分が多いと思いますので、特に契約云々のところへ影響することは、福祉課の中ではないと考えております。

住民課の管轄するところでは、今現在、串本町全体の人口が減ってあるということに伴いまして、ごみも減少してきているというようなことがございます。そのため物価の単価が上昇しておりますが、その分ごみの量が減ってきてあるというようなところで単価的にはあまり変わらないのではないのかということがございます。

質◇ 資料のほうの4ページからのところで、業務委託の一覧表で書いていただいているところが見やすいんですけども。昨年の決算委員会でも聞いたんですが、4ページのごみ収集経費の委託料で、町内業者を書いているんですけども、去年もお願いしたんですけど、ガソリン高騰云々で、委託料について距離の部分も。前は種類と重さという話だったんですけども、距離のほうも勘案していただけないですかとお願いしたんですけど、その辺は今回どうやったのかな。

答◇ これにつきましては、各業者さんとも一律単価を出しています。まず距離であるとか、燃料代であるとか、人件費等と全てをトータルしまして、1か所当たり幾らという単価を出しまして、それに受け持ちの箇所数を掛けまして契約をさせていただきます。契約は、業者さんによっては少し値上がりのばらつきはあったんですが、都度、協議をいたしまして、この金額で落ち着いております。今後につきましても、燃料の高騰であるとか、経費のアップが見込まれておる中で、また業者さんのほうとも話し合いを重ねながらいきたいなと思っております。

質◇ 全体に言えるところなんですけども、町内業者を含めて他県の業者もいろいろあると思います。入札ではあると思うんですが、これを例えで言うと、5ページの粗大ごみが柏木商店で対応してもらっていて、乾電池は大阪の企業がやっていると。こういったところを柏木商店一本でできないものなのかなとか、町内業者さんへの配慮といったらおかしいですけど、そういったことができないものかというところを教えてください。

答◇ これにつきましては、町内の業者さんで処理できるものは、お願いをしておるところです。あと乾電池でありますとか、業者さんを選定ができない業種がどうしてもございます。そういうところは、協議を重ねて単価を下げていただくとかいう形で取り組んでいるところです。

質◇ 決算書137ページで、妊娠・出産包括支援事業とあるんですが、この事業内容と、どれぐらいの人が参加されているのかを教えてください。

答◇ 産後ケア事業についてですが、産後ケア事業の内容は、今のところ、くしもと町立病院と那智勝浦町のかづこ助産院に委託してまして、宿泊型とデイサービス型とありまして、宿泊型ではレスパイトというか、産後、心も体も疲れてしまってということ、母子共に入院できて、少し助産師さんのフォローも受けながら過ごせるようにということで計画しているもので、昨年度の利用は1件だったと思います。

デイサービス型のほうは、かづこ先生のところと、くしもと町立病院でもやっていたいただいていて、おっぱいのケアであったり、産後なかなかおっぱいが思うようにならないとか、出産後1年まで使えるので、今度は逆におっぱいを止めたい、断乳したいという相談とかを受けていただいております。昨年、はっきりした人数は分からないんですけども、10名程度は利用があったかなと思います。

質◇ 141ページの中段の上に、骨粗鬆症の検診委託料があると思います。金額はそれほど多くないんですけども、たしか、これは今、くしもと町立病院と、けんゆうクリニックと、有田病院が入っていたのかな、そこはちょっとあれなんですけども。実際、串本町の骨粗鬆症の方が非常に多いという実績が出ている部分もあります。閉経後の女性の方に非常に多いということを見ると、人数を後で聞きたいところは、そこなんですけども、ここはもうちょっと充実してもいいんじゃないかと思っています。そこら辺をお聞かせください。

答◇ 骨粗鬆症検診なんですけど、50歳と55歳の女性に対して助成をしています。昨年度の対象は170名程度だったと思うんですけど、そのうち35人程度しか受診されていません。くしもと町立病院とけんゆうクリニックに委託させていただいています。なかなか受診率が上がらなくて、委員さんが言われたとおり、骨粗鬆症と言われたんやというご相談もあったり、健康相談のときに骨密度測定もさせていただいているので、そんなところで指導させてもらったりはしているんですけど、未受診者の方には再度勧奨するなどして受診率アップには心がけていきたいと思っています。

質◇ 143ページの町内無人トイレ。これも去年聞いたんですけども、まだスクラップは考えていないというご答弁をいただきました。今の考えをお聞かせください。

答◇ 現在、2地区とも、区長さんをはじめ協議をしております。区長さんのほうも様子を見ながら、地域で役員会であるとか、集まりがあるごとに、みんなの意見を聞きながら。いきなりすぐに答えは出せないということで少しだけ時間が欲しい

と、2地区のほうから話がありまして、今後もうちょっと協議を重ねていくことになってございます。

質◇ 148ページの、し尿処理費ですね。金額云々というよりも、当初予算から補正予算で620万円ほど減額した上に、執行率が63.5%という状態になっています。これの減額した理由と、当初予算から見ると半分しか執行していないことを考えると、予算の立て方がどういうふうになっているのかと気になりますので、そこら辺を教えてください。

答◇ し尿処理経費で不用額が多いということでございます。これにつきましては、確かに3月補正で760万円程度減額いたしました。それでも残金が836万2,000円残ってあるということでございますが、これにつきましては、浄化槽設置整備事業でございます。この浄化槽設置整備事業につきましては、10人槽であったら1件当たり50～60万円要るということ。それから小さい5人槽であっても30数万円要るといような形でございます。そういったことで、一気に全部を落としてしまうと申請があっても対応できないというようなことがありますので、できるだけ、どれだけ来てでも、マックスで来てでも対応できるようにというように形を考えて予算減額をしましたが、マックスほどは来なかったというようなことで、これだけの費用が不用額として余ってしまったというのが現状でございます。

質◇ 145ページです。ごみ指定袋販売手数料。販売手数料というのは、販売店に手数料を払っているという意味合いでよろしいかなと思うんですけども。例えば10枚入りの袋を販売者に手数料として払っている金額と理解してよろしいんですね。大体2割の手数料という形の中で払っている部分かな。大体2割ぐらいの計算になるんじゃないかと思うわけなんですけども、そういう形の理解でよろしいかという確認と。

答◇ ごみの指定袋販売手数料につきましては、販売価格の21%が店のほうに入るとい形でございます。

質◇ 21%の販売手数料を納めているということで。購入費に対して利益がちょっと上がっているんですよね。ほんで、袋を作る経費もだんだん上がってきやるのかなと思うんですけども、そのことも鑑みて、今の料金設定でいいんじゃないかなと思うんですけども。

入札はしているのかな。入札のほうで、今のところ、まだまだ今の料金設定で十分にやっていたらうれしいかなと思うんですけども、その見通しはいかがですか。

答◇ 今、国際情勢を見ていただいたら分かるかと思うんですけども、製造手数料は確かに大きく上昇しております。しかし、そういった中で入札いたしまして、できるだけ金額を抑えてという形で、現在購入してあるというところでございます。そのため販売価格についても、できるだけ現状を維持していきたいと考えております。

質◇ 141ページです。委託料の項目を見たら火葬場関係のことを書いているんですけども、草刈及び植栽管理委託料が64万6,800円ですけど、火葬場関係の草刈りですか。それともほかの場所の草刈り現場なんですか。

答◇ 草刈及び植栽管理委託料につきましては、シルバー人材センター等に委託しまして、有田、串本、前地、そして右東谷墓地というのがあります。その町営墓地の、お盆前とか正月前とかに、必ず刈りあらしを行ってあるというものでございます。

以上で、4款「衛生費」の審査を終了いたしました。

続いて、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を行いました。

質◇ 151ページ、農業委員会に経費が支払われております。農業委員会のメンバーの数とそれから支払い方法につきまして、お答え願いたいと思います。

答◇ 農業委員会につきましては、定数14名のところ、今のところ13人。農業委員会に出席していただいている推進員の方が定数8名のところ6名ですので、今、合計19名の方で運営していただいております。この農業委員会のほうで、定例会のほうへ農地転用等の案件が上がってきます。その中で現地確認等に行ってもらっております。現地確認と、あとは耕作放棄地の点検という形で調査ということになります。

現地調査につきましては、単価1か所1日6,000円となっております。耕作放棄をしているところの調査につきましては、単価1万8,000円という形で支出しております。合わせて77件の現地対応をする部分がありまして、今回のこの金額を支出しているところでございます。

質◇ 農業委員が調査に1日出て6,000円。それから耕作放棄関連のところに出て1万8,000円という説明だったんですけど、定額では月々幾らと払ってないんですか。あくまでも出席に対して幾らというふうに払っているんですか、それとも月幾らの定額があって、調査に出たら払っているという形を取っているんですか。

答◇ 会議に出席したときには委員報酬として、その都度支払っております。

質◇ 155ページ、本州最南端地域活性化プロジェクト事業をやっております。説明の中で、確かになんたん蜜姫で造った芋焼酎（長崎県へ委託した）を私も頂いたところなんですけれども、その後の進展状況というか、あそこでは試品ができて、頂いたんですけども、その後どのように進んでおるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

答◇ なんたん蜜姫の芋焼酎関係なんですけれども、先ほども言いましたように、500キロ余りの部分から芋焼酎を造って、前回試飲していただきました。議員の皆さんにもアンケートに答えていただいたと思うんですけども、試飲していただいて

536人の方からアンケートが回収できております。これにつきましては、居住地は、町内202名、町外199人、県外の方が135人と聞いております。5段階評価で、香りは3.72、味が3.9、総合評価3.91という形で、試飲していただいた方につきましては高評価を得ているというところです。

今後はどのようにしていくのかというお話なんですけども、目的の中で生産力の向上があったんですけど、なかなか進んでおりません。昨年度と同じぐらいの形で取り組んでいくというお話を伺っております。ですから今回につきましても700本余りの焼酎ができてくると。同じような芋の数から700本以上ができるということ。

ただし、今回につきましては、一般のところで卸して売っていくという形で、今、話を詰めているところです。単価のほうは気になりますんですけども、なかなか単価のほうは。皆さんが思うような単価ではなく、高くなってしまわないかと協議がされているみたいですけども、今まさに団体と卸売業のところで協議して、どういう形で卸していくのかということで、今、取り組んでいるところでございます。

質◇ 157ページ、松くい虫の駆除に47万9,000円支払っております。あそこはまだ、虫に食われて松枯れがどんどん進行している状況です。47万9,000円を本当にどこに入れたかなと思うぐらい進行しております。この47万9,000円を入れる年度がしばらく続かんと、あそこは松くい虫の被害が止まらんやろなと思うんですけども、この47万9,000円を入れた効果と今後の見通しを述べていただきたい。

答◇ 望楼の芝につきましては、高度公益機能森林に指定されている場所として、県のほうから保全すべき松林ということで損失補償金100%が支出されまして、例年2回消毒を行っております。

効果についてなんですけども、委員がおっしゃられるように、今年は松枯れがかなりひどい状況で、こちらも頭を痛めているところなんですけども。例年の薬剤散布がなければ、まだ松枯れの進行が進んできているんじゃないかと、こちらのほうは捉えておるところなんですけども。

昨年度、各委員さんからご指摘も頂きまして、松枯れがかなり深刻であると。今年度は松枯れの伐採の予算化を行いまして、30本程度だったと思うんですけども、伐採は行っております。この冬場にも、県から補助金を頂いております、また伐採を行っていく予定にもしております。

串本町だけではなく全国的に松枯れの進行はかなりひどいということは聞いておりますので、今、進んでおります松枯れにつきましても、国の譲与税とかも充てられると聞いておりますので、そういうのを有効的に活用して取り組んでいきたいと考えております。

質◇ 161ページ、漁業担い手育成研修生給付金支援事業補助金360万円。これは今、何人ほどあるのかな。

答◇ こちらにつきましては、独立型を目指す漁業研修生に対して支給する給付金となっております。1か月当たり15万円の給付金を支援するわけなんですけども、実際に令和3年度の実績としましては、有田地区で祖父の家業を継ぐ方に対して、有田地区でケンケン漁であったり、イセエビの刺し網漁を1人で創業するためを目的とした研修に対して支援しているものでございます。

実は、これは1名分なんですけども、令和2年度からも檜野地区で独立創業を目指して研修を受けている方がいらっしゃるしまして、この事業自体が最長で24か月となりますんで、令和2年度からの研修生の方が令和3年度に続けて入ってきている部分と、令和3年度有田地区で新規の1名分の、計2名分で360万円となっております。

質◇ 163ページの起業チャレンジ支援事業補助金214万円ほどしてある。これもどういふ支援の補助をしとるんかな。

答◇ 起業チャレンジにつきましては、目的といたしますか、串本町内の起業を促進するというところで地域経済の活性化と新たな雇用創出を引き出すために、空き店舗等で新たに起業される方の家賃の2分の1を補助するものでございます。補助限度額が5万円で、12か月を最大限度として補助しております。こちらにつきましては令和2年度から始めた補助金でございます、令和2年度は2件でしたが、令和3年度は9件となっております。この内訳につきましては、飲食店8件、雑貨屋さん1件となっております。今年度も今、2件が予定されておまして、相談も2件来ているということで、大いに活用していただけると感じております。

質◇ 観光協会への2,900万円の補助について教えてください。

答◇ 現在の観光協会は平成30年度に串本と古座の観光協会が合併したものでございます。当時、平成30年度からの合併に伴い、補助金を3,000万円、3年間補助するというところで進めてまいりました。その後、町と観光協会の協議の上で、2,700万円まで毎年100万円ずつ減らしていくということで話をしております。昨年につきましては減額を始めたところで2,900万円ということで、今年度、来年度とまた100万円ずつ減額して補助する予定となっております。

質◇ 貸借対照表等を見た感じでは、この2,900万円は、みんな人件費という感じですか。

答◇ 先ほどの説明の補足といたしますか、合併時、串本の観光協会と古座の観光協会とは給与の格差があったということの話がありまして、その是正分も含めてほしいという話がありまして、それも含めた補助金となっております。

質◇ 165ページ、あらふねリゾート屋根防水工事317万6,800円。これの今後の展開をどのような方向でもっていかれるような感じがあるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

答◇ あらふねの指定管理につきましては5年間となっております、今年度が指定管理年度の最終年度となっております。今年度、今年末に指定管理の申し出を受

けて、今後どうするかというのを協議していくところなんですけど、指定管理もそうなんですけど、実際払い下げという話も以前から出てきておりますので、そちらのほうも併せて検討を進めていきたいと考えております。

質◇ 決算書155ページ、移住者マッチング支援事業なんですけども、私もどうもこの前から、東京23区だけというのがちょっと引っかかるところがあるんですけども。ここの縛りの幅を広げるということは考えられないでしょうか。

答◇ この部分につきましては県と併せて実施している事業でありますので、うちだけがという部分ではないので、和歌山県はそのような形で取り組んでいるという形でご理解いただきたいと思います。令和3年度におきましても、2年度、3年度という形で23区のほうから見えておりますので、そういった形で対応していきたいと今後とも考えております。

質◇ 産業課資料29ページの観光協会の決算書なんですけど、これは観光協会のことなので分かる範囲で結構なんで教えていただきたいと思います。まず、商品売上げのところなんですけど、150万円の予算のところ、決算の中でかなり増収しているということなんですけども、この理由が分かれば教えていただきたいと思います。

そして支出のところ、ちょっと教えてほしいんですけども、運営安定積立金700万円の説明をお願いいたします。

答◇ 観光協会についてです。商品売上げの詳細は、こちらのほうでは把握していないんですけども、委託販売であったりとか、そういうものの売上げというのは聞いております。どれが幾らかというまでの報告は受けておりません。

下の、支出の部の運営安定積立金については、実際、その年度の決算によって運営基金という形で補完しているものでございます。ここ数年、こちらのほうが少しずつ積み立ててきているというふうには聞いております。

質◇ 700万円の件については、たしか去年は1,000万円ほどあったと思うんですけども。残高は分かりますよね、観光協会のことなんで。分かればお願いします。

答◇ 運営安定積立金は単年度の額になっております。こちらにつきましては、年々増えてきてまして、額については、今、おおよそ2,000万円ぐらいはあるんじゃないかと聞いています。

質◇ 157ページの松くい虫対策事業で、先ほどとの関連で話をさせていただきますけど。松くい虫の対策は県も絡んでおるということなんですけども、県のほうから、その対策の方法という指導はあるんですかね。効果がないので、先ほども言っていたけど、全国的な規模で被害があると。だけど被害を止めなんだから、ほぼ全滅させてしまうんですよね。県から何らかの形で指導があって、その指導されたとおりに対策をされておるのかということを知りたいと思います。

答◇ 松枯れに対する県の指導があるのかどうかということなんですけども、当然、松枯れの調査や対策方法というのは県の指導の下、進めていっております。薬剤

散布に関しましても5月の末、6月の末と、2か月にわたって散布をしておるんですけども、これも県の指導の下に実施しております。

松枯れに対するメカニズムというのもございまして、それを県の指導を頂きながら、今、伐採のほうにも取り組んでいっているところでございますので、県から全く指導を頂いてないということではございません。

質◇ 松くい虫ですけども、僕も現場を見させていただきまして、ほんで話をさせていただいたわけなんですけれども。カミキリムシの幼虫みたいな、同じ系統のものかと思うんですけど。あれもポンカンとか柑橘類の木を枯らしているわけです。その対策として、幼虫が中へ入っているんで、その幼虫を殺さなければ、どうしてもそれが成長して別のところへ飛んで行って、その幼虫が卵を産んで、松を枯らすというシステムですので、僕たち農家に関しては、幼虫を殺す対策。

上からも枯れる可能性がありますけども、ほとんど根元ですよ。根の辺りに、そのふんがいっぱい落ちていますよね。だから、その辺りに集中的に薬をかけて、その幼虫を殺さん限りは効果がないと思うんですよ。そのためにも、その辺りの対策というのはされているのかな。県のほうも、そういう形で言っていたいて、その辺りを集中的にやっているのかなということを確認したいと思います。

答◇ 今、委員からご指摘のあった点でございます。先ほど予算の中でも説明して、今年度はかなりの金額を出して、まずは町費のほうで対応していきやるといことなんですけども。ここにつきましては県に言うて、カミキリムシの関係とか対策をやっているんですけども、今のところ、穴を開けて、そこに液を垂らしていくとか、いろんな方法もあるんですけども、取りあえずは一度入った木については、伐倒をするという形が、今、一番対策が早いという形で、伐倒をしているんですけども、私らがこちら側で予測しているよりも、先ほど芝山委員が言っていましたけども、現状はかなり荒れてきているというような形で、いろんな人からも連絡を頂きます。

これを聞いてみると2キロ圏内であったら、すぐ移ってくるんだという話もありますので、現在、その対応について、冬の伐倒等の計画もあるんですけども、県と今、協議をしまして、その部分をどうにか対応できないかという形で進めているところでありますので、県と協議をして、何らかの形でこれを止めたいという形で取り組んでいるところでございます。

質◇ 167ページ、トルコ記念館の経費が上がっていますけども、トルコ記念館の入口のところに石を敷いているんですけど、ため池みたいに水がたまっているんですよ。あれは数年前からどんなんなという話をさせてもらっているんですけども、町の経費を使ってでも、あれを何とか改善しませんか。見た感じがなんか汚らしくなっていると思うし、水を思い切って抜いて、その上にバラスでも置くほうが、まだきれいじゃないかなと感じますけれども、考えはいかがでしょうか。

答◇ トルコ記念館についてでございます。ご指摘のありました記念館前の、建物の周りの池というんでしょうか、実は私たちが以前から気にしておりまして。昔は金魚とかを飼っていたそうなんですけれども、最近はそういった生き物もなくて、

実際にごみもたまってきているなど感じております。管理人さんが掃除をしてくれているんですけども、掃除しきれないという話も聞いておりますので、今、おっしゃっていただいた、例えば水を抜いてしまうとかといったことも含めて、またきれいに見えるというものも考えていきたいと思っております。

質◇ 指定管理施設のことなんですけど、水門まつり、あそこも指定管理されていると思うんですけども、その辺お聞きしたいと思っております。

答◇ 提出資料のほうになるんですけども、16ページに令和3年度指定管理施設入込状況というのがございまして、そちらの一番下段のほうに、都市交流海洋施設、これが水門まつりの入込状況になっております。こちらは入り込みの状況になっていまして、過去5年間平均と出ているんですけども、令和3年度で1万4,373人という実績があります。施設の売上げ状況等はこちらのほうへ載せてないんですけども、令和3年度では利益が106万円程度あったという報告を受けております。

質◇ 決算書159ページの磯根漁場の件ですけども。前回も磯根漁場をまめに聞かせていただいていると思うんですけども、前は高水温に耐えられる藻場を作る施策を今年度からやっていくというお話を頂いたんですけども、その今の経過、結果はどういうふうになっているのかを教えてください。去年も磯根の和深のほうができない。ずっとできていなかった実績があって、その部分を姫ひじきのほうに転換していったらどうかという提案もさせてもろたんですけども、その辺の今のお考えも教えてください。

答◇ 磯根漁場再生事業につきまして、令和3年度につきましては、従来どおりのテングサ母藻等を使用した藻場造成というのをやっていますと。今後、新しい高水温適性株を使用したものに展開していくということになっておりまして、そちらのほうは令和4年度の事業ということになっていまして、今、委託しております海洋土木業者のほうで、水産試験場からその種を引き取りまして、その会社が培養しているということになります。時期的なものにつきましては、11月の後半から12月にかけて、これから展開していくということになりますので、事業自体にまだかかってない状態でございます。

姫ひじきのほう、去年も恐らくそういうお話があったかと思うんです。姫ひじきに関しましては、第一にその事業量であったり、金額というものは、基本的に姫ひじき生産組合さんからの要望も受けて行っているわけなんですけども、ちょっと課題等がありまして、作業の内容自体を実際に15名から18名ぐらいの方でやっていますと。毎回2時間から3時間ぐらいの間で雑海藻の除去であったり、ウニの駆除を行っているんですけども、従事者の大半の方が70代を超えている高齢者ということもあって、人員もちょっとずつ減ってきているということで、確保調整が難しくなっていると。

それで、実質、大潮の時期というのが、5月の大潮の時期であって、ヒジキの成熟度等を加味した上で実施する場合に、日程的にもかなりタイトになってくるといってもございまして、人員の確保をはじめ、作業可能な日時が限定的になると

ということもありまして、なかなか事業拡大というのはハードルがあるのかなというところで、姫ひじきの方とも話をしているところではございます。

質◇ 163ページの起業チャレンジ支援の件です。これも何回か質問させてもらった中で、たしか家賃補助が5万円の1年分でいくと、180万円として、今214万円と、前に比べたらかなり増えてきているなと思うてます。何件あったのかと、今、そのお店がどういう状況になっているのかと、本年度もどういうふうに推移しているのか、そこら辺を教えてください。

答◇ 起業チャレンジの関係でございます。これにつきましても、先ほど副課長のほうから答弁したんですけれども、1年間の家賃の補助をしていくという形でやっております。家賃にもいろいろありまして、ひと月4万円の家賃から、ひと月10万円の家賃もあるんですけれども、この起業チャレンジを受けてもらうときには、うちのほうでは商工会のほうへ所属していただきたいという形で、皆さんに商工会員になっていただいているという状況でございます。

先ほど言いましたように、令和2年度から始まりまして2件、令和3年度は9件、令和4年度は2件の予定ということです。事業開始から3年間で新規創業者数が13件。飲食店が12件、小売業は1件。ただ、中に1件だけ、先日、報告があったんですけれども、やっぱり人が来なかって、なかなかできないんで、廃業させていただきたいという連絡が私どものほうへ入ってきております。

質◇ 167ページ、観光地等トイレ管理費。いつもトイレのことばかり聞いて申し訳ないんですけれども。これも年々、執行の金額は増えてきているのかなとうれしく感じています。前回も改修の補助金制度がないと。改修が難しいというところで、多分、前も聞いたように点検を多くしたりとか、掃除の回数をまめにしたりとか、やってもらっていると思います。ただ、僕がトイレをきれいにしていきたいと思いますというのは、ロケットの関連で来られる方に対してとっていて、予定で行くと、いよいよあと2か月しかない。きれいにはなっているんだろうとは思いますが。また、トイレの今の清掃のルーチンとかも教えていただければと思います。

答◇ 今、産業課で管理しております公衆トイレにつきましては、町内に25か所ございます。そちらのまず管理なんですけれども、清掃については委託しております。主なところのシルバー人材センターであったり、付近の施設の管理をしている管理人、例えば大島・檜野、トルコ記念館であったら、その付近の公衆トイレを管理していただいたりとか、あと、JRのトイレを管理しているところがございます。そちらについては、各地区に依頼しているところでございます。

実際、それに加えまして、167ページの委託料のところ、上から3つ目にトイレ清掃点検業務委託料210万円というのを予算にさせていただいております。こちらにつきましても、1名の方で、今、申し上げた町内のトイレを全部回っていただいて、簡単な清掃であったりとか、道具の点検ですね。例えばトイレのトイレトペーパーが不足しているとか、どこどこが壊れていたら、すぐに連絡をいただいて工事をするという体制を取ってっております。これにより、住民からこう

いうふうになっているという連絡を受ける前に、まずこちらのほうで対応できる体制を取っております。

産業課資料の24ページに、うちが観光地のトイレ管理経費という形で載せさせていただいております。こういった形で、委員からはずっと、新しい便所があったら、おもてなしの部分でも、外国人の方が来られてもという形でいろいろと提言を頂いております。ただ、前にも申し上げましたように、現在、トイレを改修していただくの、国体の前のトイレの整備というような形の補助金等はございませんので、できるだけきれいに掃除をして、悪いところは直していこうということで取り組んでおります。ただここへ来て、コロナの関係で、自動水栓とかいろんな部分が壊れてきやるところが多いので、改修費がかなりの費用を占めておりますので。ただ補助金等については、いろいろアンテナを立てて、いいメニューはないのかという形で、老朽化したところに対応できていたらなと考えておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

質◇ 産業課資料の29ページに、観光協会の決算書載せていただいています。まず問いたいの、先ほど、委員のおっしゃっていた、町からの補助金はほぼ人件費で賄われていると。そこは別に僕は何も思わないんですけども、実際の収入、売上げですね。今後、串本町が観光で立ち上がっていこうというときに、この5,600万円の規模で本当にええんかというところが気になるところです。

なので、そういったところも話し合いをしているのか。1億円、2億円ぐらいの売上げを上げんかったら、ほんまに観光というところが目に見えて変わるの分かるんかなと思っております。

そういうところを細かく見ていくと、収入と支出、売上原価、支出の売上原価を見てほしいんですけども、予算が150万円で、商品の売上げが150万円と。こんな収支はあり得ないわけですよ。原価のほうが低いわけですから。だから、それを売上げでいくと200万円とか、そういうふうになあかんところを150万円、150万円と数字合わせかなというふうを考えざるを得ないと考えると、本当に大きくしていこうという考えがあるのかなと。

人件費も2,700万円が使われていて、職員が8名プラス臨時職員とありますけども。大きくするんだしたら。8名で足りているから、これぐらいの売上げ規模にしかならないのと違うんかなと。ならば人を増やさないと。人を増やしたらいけると違うかとか、そういったところも。観光協会のことなので分かりづらいとは思いますが、収入の半分、町からの補助が行っているところを、そろそろメスを入れるというか、ちょっとそういう方向性も踏まえて5年後、10年後の絵を描くとか、そういうところを踏まえて、そろそろ言っていってもいいんじゃないかと考えますので、その辺のお考えを、もしあればお聞かせください。

答◇ 観光協会のほうについてでございます。こちらは正直なところ、詳細が分からないということもあります。ただ最近の観光協会の収入のメインとなっておりますのが、コロナ禍というのもあるんですけども、昨年からは教育旅行といひますか、修学旅行が近隣になったということもあって、体験メニューが増えており

ます。カヌーであったりとか、シーカヤック、SUPですね。その分がこれから結構大きなものになってくるんじゃないかなと考えております。現在、観光協会もそういった体験メニューを増やしたり、宣伝も含めて、収入を上げていたり。実際に観光協会が収入を確保する手段としましては、今、一番身近で現実的な方法じゃないかなと思います。

ここからまた新たな収益を確保しようとすることを考えていらっしゃることは聞いているんですけども、それにつきましては、また今後、観光協会のほうから報告があるかと思うんですけども、現在こちらのほうでつかんでいるのは以上でございます。

それと観光協会の関係なんですけども、これは去年の決算審査特別委員会でも、いろいろお話を頂きました。マンパワーが足りないんじゃないかということで話がありました。そのときには、例えば、うちの課から出るということは、なかなか難しいという中で、地域おこし協力隊等を利用してしやる自治体もありますという形で言うたんですけども、現在、観光協会と協議していく中では、委員の中では、もうちょっと稼げるんじゃないかとかを思うんですけども、実際、人員が足りないという話で、こっちへ要望があったとかいうことはございません。いろんなイベントで準備するときには、産業課へお手伝い願いたいということで、3人か4人ほど行って手伝いをしているところでございます。

観光協会につきましては、これからロケットも上がったら、またいろんな形で携わってくる部分があると思います。旧古座分庁舎といったところの管理等をどうしていくんだと。例えば観光協会が入ったらいいんじゃないかとかというお話もあります。また、今、ここに企画課長もおられるんですけども、補助メニューで、ロケットで盛り上げていこうということで、観光協会が中心となって、いろんな形の事業へも取り組んでいるところでございます。

そういった中で、この間、東京で行われたイベントに観光協会も行って、町の観光を周知してきたという取組も行っておりますので、これが軌道に乗って進んでいければ、また人員が足りない、収益が上がった、では人を雇おうという形で、良い方向に向かっていけばいいと思いますので、その分につきましては観光協会と連絡を密にして、今現状はどうなという形で話をちゃんと聞いた上で、また委員の皆さんにも、この場合はこうでしたという報告ができるような形で協議を重ねてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

質◇ 観光協会の件なんですけども、今、課長に答弁をいただいた中で、確かに外に発信しているという動きは、僕らは見えるんですけども、どれだけ認知されているんかという話ですよね。正直、僕も数人の方に、今回インタビューとかさせてもらったときには、本当にロケットが発射するのを知らなかったという大阪の方、尼崎の方もいらっしゃいました。だから、そういう現状なんです。ほんで、この決算書を見てもらって分かるように、観光宣伝費が100万円しか使われてないんですよ。年間100万円ですよ。それで何ができるのと思います、はっきり言わせて。

副課長のほうからも、人が増えている、売上げが上がっているということをおっしゃいましたけども、収入の部を見てもらうと、結局、カヌー売上げにしても、自転車にしても、予算未達なんです。これは、申し訳ないですけど、サラリーマン的に言わせてもらうと、できていません。数字が突破できていませんから。それは、やっぱりできてないんですね、正直言いますと。ほんで宣伝費を100万円しかかけていない。今回、収支プラス69万円ですけど、これはほぼ商品の売上げで130万円ぐらい上がっているわけで、そこで、ほぼそれで埋めている状態ですよ。でも、今、副課長がおっしゃったように、体験型ツアーというのはずっと続けてきた中で、大分認知が出てきて、そこをメインに押していくというのは反対はしないんですけど、やっぱり売上げを達成してないというところは、現実的に見ていくべきじゃないかと。

ほんで、観光協会のことをここでとやかく言うのは、ちょっと違うかなと思っているんですけども。町としてもお金を入れているというところを、偉ぶって言うんじゃないんですけども、町と観光協会は、観光協会が一本立ちするまで絶対密にやっていかなあかんと思うんです。一本立ちするまで町が支えるべきだと思うし、どんどん売上げも上げてほしいし、宣伝費もかけてほしい。町の支出が多くなるというのは、致し方ないんじゃないかと思うんですけども。

さっき言わせてもらった5年、10年の、中期長期という計画も含めて、今のお考えではどうでしょうか。将来的に、そういったところも検討していただければうれいんですけども、ちょっとお考えを聞かせていただければと。

答◇ 観光協会は独立した団体で、私がどうこうというのはあるんですけども、町としての考え方といいますと、今、言いましたように、先ほど言うてくれました、いろんな体験型観光とか、例えば教育旅行の関係。教育旅行などで令和2年にはあったんですけども、コロナ禍においても令和3年度に73校で、2,496泊の方が来ていただいておりますという形で伸びております。

先ほど言うたように、私どもは町の産業課と観光協会が一緒になって行動を共にしていくというのは基本であると思いますので、どういった形でお金を入れていくのかについては、協議を進めて。例えば今見る中で、これは今までどおりの、従前のやつでやっていっていいのかというような部分もあると思います。新しく取り組んでいかなあかん部分もあると思いますので、その中でやっぱり精査される部分もあると思いますので、そういった部分を、先ほども申し上げましたように、観光協会とより連携を取って、今、委員の言われるような形で、観光協会が独立して、もっともっとやっていけるような形で取り組んで行くべきだと思いますので、もう少しお時間を頂いた中で、新たな良い報告ができるような形で取り組んでいきたいなと思います。

以上で、5款「農林水産業費」及び6款「商工費」、10款「災害復旧費（農林水産業施設災害復旧費）」の審査を終了いたしました。

続いて、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）について審査を行いました。

質◇ 177ページ、道路維持補修工事に3,294万5,590円という数字が上げられています。これについては資料7ページにも詳しく、177件分というふうに載せていただいているんですけども。

この177件を行うことによって、道路維持ですから、町の道路の安全が確保されつつありますか、それとも、そんなに道路の状況が変わっていない。

結局は、幾つ要望があって177をこなしたかというふうなことでも表現できるかと思うんで。要望が幾つで、この年度は177か所を3,200万円でやったよというふうな、その辺りを詳しく答弁願いたい。

というのも、9月の議会でありましたよね。道路で、けがをされて、170万円ほどだったと思うんですけども。お金は保険費で払ったらしいんですけど。そういう観点から見ると、結局は裁判、私としては負けじゃないのかなと判断するんで。道路のでこぼこ、気の配りようが過敏にならないかならないと思うんで、この行った道路維持をもう少し詳しく述べていただきたいと思います。

答◇ 道路維持費177件というのは、いふなれば通報を受けて本当に傷んであるところなんで、本当に即時直さなあかんという、そういった177件になります。ですから現状がよくなっているかといいますと、よくなっているとは言い難い。別の意味としては、新設改良費の部分で、24件割当てして行っているんですけども、こちらはまだ。以前からの本当にちょっと無理かなというのは除外して、精査して140件弱の件数があります。こちらは年次的に予算立てして行っていくので、それについては徐々にではありますけども、改良されてよくなっているのかなと。じゃなかったら、予算付けして執行していく意味もありませんので、その辺は、道路は改善されていっていると解釈をいたします。

質◇ 183ページ。不良住宅云々の補助金で、700万円払っております。この制度は本当に使いにくい制度というか、なかなか。もちろん、これは串本町が主管でやっておるわけではなくて、県の補助金の手伝いを串本町がしているということなんですけれども。

ぼろぼろの家で、住むことのできんような家でも結局、補助金が下りないような状況。瓦が飛んでなかったらあかん、外壁が落ちてなかったらあかん。結局は潰れかけなんだから、この補助金は下りないという状況なんで、そこらをもう少し詳しい説明と、できたら、県へ働きかけていくようなことが必要じゃないかなと思いますのでお聞きします。

答◇ 不良住宅の関係なんですけども、あくまでも不良住宅という扱いで国費を頂いて、補助金を頂いている形になります。基本的には、やはり個人さんの財産なんで、個人さんで守っていただきたいというのが本質にあるんですけども、そこはやはり不良住宅で第三者に迷惑をかけるという観点から国費が配分されておりますので、それで使用されていっております。ただ、極端に屋根が落ち込んでな

ければどうにもならないということでもないんで。点数の分ですとか、あと所有者がちょっと、申請者と血縁関係なり、相続とかがはっきりしないという、そういった部分につきましては、やはり補助の対象としては出来かねるということで除外させていただいている場合もございます。

質◇ 確かに国の補助をもらってという不良住宅なんですけども、私も経験しましたんで知っています。累計点数が100点を超えれば、98点とか97点で止まれば下りないということなんですけど。

あの制度では、極端な話をしますと、床が全部抜けておっても、外だけしか査定がないですから。瓦とか外壁とか玄関ドアがないとか。床がなくて生活できないやつでも。床が抜けとるやつというのは大概外壁も外も、分かりますよね。それでも下りない。その施主が近所に迷惑をかけるから壊したい。全部の金額を払うには、ちょっときついというふうなやつでも、下りにくい。これは町に言うても仕方がないことなんですけども、そういうところがありますんで。

こういう制度で困っているんだよというのは、県とか国に上げていく必要があると思いますので、その辺について。たまたま700万円を使っておりますけども、乗れた人はいいんですけども、本当に駄目な生活の家でも下りないという査定方法になっていきますんで、その辺は、町からでも積極的に働きかけるべきではないかと思えます。そこだけお答えください。

答◇ 要綱というのは、いろいろ難しい面もあるんですけども、実情を県なり国なり、主には県になるんですけども、県のほうとも話をさせてもろて、どこまでが、どういったことになるんか、そういったことは報告はさせていただきたいと考えます。

質◇ 資料の建設課10ページ、11ページのところでして、決算書の179ページですね、インターチェンジのあくまでも案として、ここに書いていますとあります。右側に芝生広場云々は別工事という形で書いていただいていますけども。

この辺に、前に一度、提案させていただいたというか、映えるようなもの、オブジェみたいなものを作る考えはあるのかというところを教えてください。

答◇ 質問いただきました資料10ページ、11ページのオブジェの関係なんですけども、10ページの芝生広場の書いてある左に、青の線が引かれております。この左側といいますのが、民間のほうで整備していただく予定としてしているところで、今のところ、この広場というのは町のほうで検討したいと考えておりまして、9月議会でもあったかと思うんですけども、運動公園のテニスコートのとこの公園と年代を分けて、何がしか考えたいというところで、これからの計画になってきますので、そういった部分を検討しつつ、事業のほうは進めていきたいと考えております。

質◇ 決算書の183ページの住宅費のところなんですけども、先ほど総務課長のほうから説明いただいた管理費というところで、10節需用費ですね、電気代、水道代とあるんですけども、今、僕の認識やったら、電気代、水道代やったら、入った

ある人が払うんじゃないかなという思いがあるんですけども、これは何の電気代か水道代かを教えてください。

答◇ 住宅費の需用費のうちの、電気代と水道代であります。電気代につきましては、空き家になってある住宅の電気代であったり、共用部分の電気代。水道代につきましても同じように、空き家であったり、共用部分の水道代ということになっております。

質◇ 決算書の177ページ、2項3目の14節工事請負費なんですけど、建設課資料で見ると8ページにあります。その資料をざっと見せていただくと、100万円以上の工事件数と、かなり極端に少ないところがあるわけなんですけども。これの基準というか、選定基準というか、その辺が分かれば教えてください。何を基準にやっているのかなと。

答◇ 資料8ページの道路維持工事の部分の177件というのは、あくまでも、先ほど芝山委員から質問のありました、住民さん等から通報をいただいて緊急的に直したという事業であります。

それとは別に、新設改良費というのがございまして、こちらのほうは、各地区からの要望を受けまして、それで予算化の中で割り当ててやっていると。これは地域性といいますか、均等性を考えつつ執行しております。そちらが実績的には資料の4ページになるんですけども。こういった形で当初予算の枠で割り当てて、田原から和深まで、均等となるような形で事業を進めておるんですけども、やはり要望の多いところ、少ないところ、土地の広いところ、そういったところもございまして、そういったことで、結果的になってしまうという状況でございまして。

質◇ 資料8ページの草刈りのほうも要望なんでしょうか。ここも結構偏っているように思うんですけども、そこはどう考えていますか。

答◇ こちらも要望で行っているんですが、実際のところ、草刈りというのは、住民さんの高齢化によりまして、地域の方での維持管理、維持管理をお願いするというのもおかしいんですけども、以前は地元の方で草刈り等、一斉清掃等でやっていたいておりました。昨今、やはり高齢化で機械も使いにくい、またコロナのせいで一斉清掃も行われていないということで。以前から要望を受けてやっている部分が、こちらの道路草刈り委託料のほうになります。

実際は、維持費のほうでも緊急的な草刈りというのは行っておりまして、この辺りを踏まえすと極端な割り振りはないのかなと考えております。

以上で、7款「土木費」及び10款「災害復旧費」（公共土木施設災害復旧費）の審査を終了しました。

続いて8款「消防費」の審査を行いました。

質◇ 190ページの数字を聞きたいんですが、最下段の消防施設費のところ、8款1項3目ですね。17節備品購入費のところ、支出が3,865万円、不用額が45万円の繰越明許費約1,600万円の内容を教えてください。

答◇ これについては消防団の軽車両なんですが、配備予定であった串本分団、檜野分団、潮岬分団と、3台を令和3年度に配備する予定だったんですが、コロナの影響で部材が入らないということで令和4年度に繰越しとなったものです。

質◇ 資料のほうの1ページから、人員から車両から全部書いていただいています。一つお伺いしたいのが、基準が、ここが93で、現員が64であると。あと30人雇えるんじゃないですかと。なんとかマンパワーを増やせませんかというところは。これは令和3年のことなんであれですけども、そういったところのお気持ちと。

あと、車両云々にしても基準でありますよね。例えば消防ポンプが基準で4台であると。これは5台、6台あっても構わないもんなんじゃないでしょうか。あればあるほど助かるんじゃないかというふうには、単純に考えてしまうんですけども、そこら辺をお聞かせください。

答◇ 消防力の充足率ということで質問があったと思うんですけども、消防力の整備指針に基づいて算定されております。基準人員の93人の値なんですけども、算出方法がありまして、消防車両の台数また搭乗人員、勤務体制及び人員措置係数により算定した数値となっております。

串本町消防本部の人員充足率については68%となっております。紀南地方の消防では田辺消防が若干高いんですけども、それ以外の消防本部の中では、紀南地方の平均が58.8%ということもありまして、串本消防の68%という数値は、高い消防力を維持しているものと思われま。

車両の充足率の説明でございます。車両は、指揮車、消防車、はしご車、化学車、たくさんございます。それで消防力の整備指針の中では、それぞれの項目ごとに内容が異なります。例えば救助工作車に関しましては、署々の数。となりますと、串本の消防の場合は串本署、古座署、2台が基準にはなるんですけど、地域の実情から現在は2台配備となっております。

その次に、指揮車とは、各消防署に指揮隊を1隊置くということから、指揮隊には指揮車が必要だよということから、基準は2台。ただ、今回は、古座署には指揮隊を置くだけの人員が足りないということから1台というふうに現状はなっております。ただこの1台で賄えていないのかというのは、今のところ大きな支障はなく賄えております。

あと、そのほかの化学車、そしてポンプ車などもいろんな計算があります。それは市街地、準市街地、また人口密度、それと係数、いろんなものを掛けて基準台数にはなるわけですけど、その中で今回の消防車の台数は、この基準に見合った台数であると。多ければ多いほどいいのは確かなんですけど、それに見合った台数を配備しているというふうにはなっております。

質◇ 資料の4ページ。これはちょっと苦言を呈したいんですけども、健康診断、これを1名の方が受けていらっしゃらない。やはり、これは消防隊員の方の、どんな理由があれ健康というのは一番大事にせなあかんとこやと思います。これはどういった理由で、受けられてない方があるのか、教えてください。

答◇ 健康診断のところで指摘があったんですけども、対象数が63、受診者が62ということで1人受診できてないということなんですけども。職員健康診断につきましては10月の定期健康診断を基に算出しています、実は62人なんですけども、これは救命士の養成に行っていて定期診断が受けられなかったということで、救命士の学校へ行く前に健康診断は受けております。なので、100%ということになっております。

質◇ 基準というのは、すごくいろんな計算があると思うんですが、研修もまだ300万円の支出ということで。ほんまに倍かかってでもレベルを上げていただいて、町民の方を守っていただきたいと思います。

ここで副町長どうでしょうか。消防の予算を上げていただくというか、そういうお考えはないでしょうか。

副町長答◇ 消防の予算につきましては、上がってきた部分については、そんなには切っていないように思います。人間的なものについては、やはり40年置かないといけないということで何億円という費用がかかってまいりますので、一般職との兼ね合いもありますので、そんなには増やせないかなと思います。

ただ、見ていますと消防の研修だけじゃなくて、Excelの研修とか、一般職が受けるようないろんな研修も、消防長のおかげだと思うんですけども、消防職員も受けていただいている数が多いので、いろんな面で消防は頑張っていると思いますので、その点につきましては予算の減額はせずに、幾らでも出すというわけにはいきませんが、ある程度の額は出していきたいなと思います。

質◇ 197ページ、潮岬分団が、念願の消防屯所ができて、区民といたしましても、広い潮岬に2つある、中学校の部分と芝生の部分、大変ありがたく思っております。

ただ、工事の期間は建築資材の購入が大変難しいとか、建築資材の高騰のあった時期に建設されておったように思います。この797万5,000円という支出した金額、当初の契約から変更があって、この金額でしょうか。それとも変更なしでできたものなんでしょうか。工期的には物が入らないので1~2か月遅れたかと思うんです。それはまあ問題ないとして、建設資材の高騰に巻き込まれなかったかどうかというあたりを一点お聞きしたいと思います。

答◇ 潮岬分団第3部屯所の内容についての質問でございます。まず金額的な問題。今回特殊な部材を使っていなかったのか、金銭的な問題はありませんでした。ただ1点、納期の遅れ、また、業者がコロナの影響を受けたということもあって、工期が若干遅れています。当初、令和3年度なんで、3月31日までだったんですけど、その工期の遅れから開庁が5月に遅れ込んだということはありますけど、大きな支障はなかったと捉まえております。

質◇ 潮岬にはありがたいことに、中学校のとこ、芝生のとこ2つできて、安心を買っているわけなんですけど、消防団員の割り振りは、きっちりできとるんですか。

答◇ 潮岬分団の団員の割り振りも当初、この計画が始まったときから、分団長から1部増えるよ、第3部が増えるよという話から、当然、部長、班長も増員するということから、その辺り。また第3部は、芝古地地区に所在するということから、この人員割はどうするのかと分団長に話したところ、芝古地地区は団員が多いので、そこの辺りは問題がないということで、比較的問題なくスムーズに団員の住み分けができたと思っています。ただ相対的な消防団員の数は、まだ少し充実していかなければならないと考えています。

質◇ 193ページ、防火水槽についてお聞きいたします。1か所、取壊しの予算があります。それに対して、取り壊すことによって何ら影響が起こらないのか、修繕ができなかったのかということと、串本町に防火水槽が計78か所あります。ちまたに言われている大地震に備えての防火水槽についての点検で持ちこたえられるのか。持ちこたえられない水槽に関しては、地震対策とするような修繕を今後するのか。そういう把握をできているのかをお聞きしたいと思います。

答◇ 14節の防火水槽解体工事について説明させていただきます。

215万6,000円とあるんですけども、潮岬地区竹田氏防火水槽の漏水に伴う解体工事になっております。昭和中期の時代より、潮岬地区住民の自宅敷地内を借用しておりました。防火用水として今日まで使用してきたんですけども、漏水による修繕をするのか、もしくは撤去するのか協議した結果、消防ポンプ自動車が乗り入れできないことと、もう一つは周辺の消防水利が充実してきたこと、この2点から数十年お借りしてきた水槽を撤去する運びとなっております。

防火水槽の数、また地震対策はどうなのかという質問でございます。防火水槽自体は、現在77基ございます。その中で海岸に面したところ、低地である、水利の便の良いところ、河川、海のあるところは比較的防火水槽が少ないです。その分、潮岬であるとか、和深の高台にあるところは、やはり水利の便が悪いので、その辺りは防火水槽の数が厚くなっています。

そこで、耐震性の防火水槽というのも現在あります。この防火水槽の数も、有事の際、断水の際は、減らすことは好ましくないというふうに私たちは考えております。ただ、防火水槽の維持管理につきましては、従前はコンクリートで固めた防火水槽が主で、串本町もほとんどそのような防火水槽です。

ただ、これは耐震を考えた場合には、やはり1基60トンの耐震防火水槽を作ると1,300万円というかなり高額な金額がかかってきます。全てこれに替えるというのは現実的な話ではありませんので、今後は主要となる求められる防火水槽は修理の際に適宜こういうふうに切り替えていければと考えております。

質◇ 消防資料の2ページなんですけど、この中に11分団とあります。ずっと変わってないように思うんですけども、分団の中の屯所の数は、今、幾つぐらいありますか。

答◇ 現在の串本町消防団は、平成17年の町村合併のときに、旧串本町では11分団14施設ございました。そして、旧古座町につきましては3分団14施設。これを平成17年にはそのまま合わせて14分団28施設で、現在それにプラス潮岬分団の器具置場が入っていますので29施設で運用しています。

質◇ 29施設というのは、屯所数で29ということによろしいですか。

答◇ この29は、屯所と器具置き場を合わせた施設数となっております。

質◇ なぜこんなことを聞くかと申しますと、芝山委員からも質問がありましたように、潮岬分団に新しい屯所ができました。潮岬地区は、人口が大変増えているので本当に必要な施設であると思っております。その中で、増やしていくばかりではなしに、やはり時代に合わせていく。統合していくことも今の時代では必要ではないかなと。必要なところは潮岬のように増やす。かなり人口の減ってきた、また、統合ができるようなところもあろうかと思うんですけども、その辺の考えを聞きたいと思います。

答◇ まさにそのとおりで、今回、私たちは潮岬分団を増やすときも、町当局との折衝の中で、人口が減っているのに増やし続けていくのか、という質問がございました。その中で、いやいや、今、人口が急激に増えている高い場所につきましては、必要とされる部数が求められます。ただ、逆に人口の減っているところに関しましては、これから集約というのを考えていかなければならないのかなと。ただこれには、増やすのはタイムリーにはできるんですけど、減らすということになりますと若干時間がかかるのではないかなというような相談をさせてもらったことがあります。

一方、消防団の再編、実は平成23年ぐらいから協議がなされております。その中でも消防団員の減少、また地域の人口減、また社会情勢を見ながら、今後も団本部が中心となり、分団長が意見を求め、その辺りから協議を重ねていかなければならないと考えています。

質◇ 統合という方向も考えてもらいたいなというのが私の意見です。

それと同時に、車両についてもやはり今の時代に合わせた、小型で高性能なものも出てきているので、その辺の改革というか、そういうところも一つ考えてもらいたいなど。

答◇ そうですね、おっしゃるとおりです。消防団の統合は、ここ5年ぐらい前ですかね、いろいろ内容をもんでいます。その中で、やはり部の数が多いところは減らす、また、低地にあるところは統合しながら高台に上がる、そのような方向性を求めているというのが現状でございます。

また車両につきましても、その統合に合わせて、その部数を減らすことによって車両も減らしていける。また、集約することを考えています。

以上で、8款「消防費」の審査を終了しました。

続いて9款「教育費」の審査を行いました。

質◇ 職員のところでちょっとお聞きします。237ページの6項6目1節なんですけど、この中で、先ほど、課長が会計年度4名と説明があったんですけども、これは自動車文庫とか全てを合わせて4名でしょうか。

答◇ ご質問の図書館経費職員の4名ですけれども、自動車文庫1名を含めての4名となっております。

質◇ そしたら、司書が3名と文庫の男性が1名ということによろしいですね。

そしたら、1階部分を全面改修して、図書室が1階全部になると先日の補正予算の中でもあったんですけども、かなり広くなるというか、全体として使っていくわけなんですけども、そこで人数が足りていくのかなというのが一つ気になる場所です。その辺は、現状で大丈夫でしょうか。

答◇ 旧保健センターの1階部分を用途変更、そして改修しまして、1階部分フロアを全て図書館として活用します。その中では、司書さんとかの部屋であったり、館長室も設けさせていただきます。

今現在は読書するスペースなんかはかなり狭いような状況ですので、読書スペースを広げたりとか、とにかく充実した図書環境をとということでしますので、広くなることによって職員が足りないということはないかと考えております。

質◇ 196、197ページで、教育総務費なんですけども、補正を打って、ほんで不用額が補正以上の金額。極端に言えば617万円の補正をして、681万円、補正を打った以上に残っているというの。これは教育としては何か原因が、こういう現象が起こりやすいのかどうか。おかしくないですか、補正を打って、補正以上に残すというのは。どういう原因であるかということをつかんでいるんでしょうか。

答◇ 恐らく人件費に係る分かと思うんですけど、教育課のほうで、そんなに事務局費で補正をかけてないんですけど。総務課のほうで退職手当、197ページの右側の下から2段目です。退職手当〔特別分〕とあるんですけど、これの支出が9万9,888円なんですけど、予算が140万円取っております、その分の残が130万円ほどありますんで、それが主な原因なんかなと思います。

質◇ ということは、人件費に関わって一度補正を打ったけれども、それだけ要らなかったと解釈したらいいんですかね。

答◇ そのとおりだと思います。

質◇ 207ページに、田原小学校のグラウンド舗装工事で、458万7,000円支出しております。どうもグラウンドに舗装というイメージが私はちょっと、わからないんで、どういう事業なのか。アスファルトかコンクリートか張ったんでしょう、恐らく。グラウンドにそういうふうに張るといふ事業目的というか、その辺はどういうふうになっているんでしょうか。

答◇ もともと田原小学校のグラウンドは、田原小学校と田原中学校が共用で使っていたグラウンドであります。ですから、100メートルの直線が取れるほどのかなり広大なグラウンドということで。また、すぐ近くには檀那寺というお寺もござい

ます。そんな中で、当然グラウンドは芝生化はしておるわけなんですけども、先生方の草刈り、芝刈りの負担がかなり多い。また、お寺を利用される方々、学校に来られた方々が、踏切を渡ってからの駐車スペースもないということの中で、先生方の草刈りのスペースを少しでも軽減する、また地域の人たちが車を止められる場所も確保するというので、グラウンドの一部を舗装したというものでございます。

質◇ 243ページ、B & G海洋センター等に6,790万円打ったのは。特段この金額は問題ではないんですけども、朝から問題になったサンゴの湯には、70歳以上の割引とか、身障者に対しては割引とかというふうにしています。この金額とは全く別に考えて、町の別枠から渡しておるのかな、それとも、その分はサンゴの湯というか、B & G海洋センターにもう1回お金を入るとるのかな。変な話、6,790万円のお金が入っているのかな、入っていないのかな。別枠として考えているのかなと。その辺を説明してください。

副町長答◇ サンゴの湯の70歳以上の補助の部分です。その部分につきましては別枠ということで、ふだん入る料金から減ってきますので、その分を補填しているということで企画費のほうから出させていただいております。

質◇ 決算書の227ページの給食費の部分です。総予算が大体1億5,000万円ぐらいの中で、中盤にあります学校給食材料費で5,600万円と調理配送業務委託料で6,300万円。これはシダックスのほうに委託している部分だと思うんですが、これで大体1億2,000万円。8割ぐらいこれで取っているんですけども、この6,300万円の配送の部分で、コミュニティバスで5,200万円の実績やったんで、これがどう違うかというか、その区別といいますか、金額の差を教えてください。

答◇ 調理配送委託料に関しましては、調理及び配送員の34名の調理配送委託料に、給食がない時期に、くしもとこども園で調理した給食を潮岬こども園に配送する配送料54万円も含まれたものとなっております。この委託料の中には、調理員、配送員の人件費等が含まれております。

給食の運搬の委託とコミュニティバスとの比較というお話でございましたけども、コミュニティバスの運行の委託につきましては、人件費であったりとか、バスの走行する距離に係るガソリン代であったりをトータルした中で算出して、委託料が策定されていると思います。

また給食の運搬業務の委託につきましては、コミュニティバスと給食の運搬業務とは全く業務が違いますし、それに関わる職員の数であったりとか内容が違いますので、比較は、ちょっとしにくいなどは考えております。

質◇ では、そういったものを含めて比べるものではないというのは当然分かって、そのとおりだと思います。結構するんだなという。

副町長答◇ コミュニティバスの車は町が買っているんですけども、給食センターは、センターの委託先が車を持っています。その費用も入っていますので、値段的には違うかなと。

質◇ 241ページです。文化センターの管理費のところ、中盤にあります照明音響設備点検業務委託料122万円と、その6つ下にあります音響照明機器操作業務等委託料、これらを合わせて380万円ぐらいなんですけども。何て言うんでしょうか、動かしながら管理して、動くかどうかと、その内容。それで380万円という金額なんで、これが適正な金額かどうかというところを教えてください。

答◇ 照明音響設備点検業務委託料のほうは、点検業務に対する委託料で、下の音響照明機器操作業務等委託料のほうは、それを操作する人件費的な委託料となっております。見積もり等を取っておりますので、適正な価格かなと考えております。

質◇ 245ページの武道館の管理経費のところなんですけども、12節の委託料、建物管理委託料の委託先を教えてください。

答◇ 現在、シルバー人材センターへ委託しております。

質◇ 225ページと、資料の2ページ、教育施設警備委託料で9,900円掛ける12か月となっているんですが、えらい安いなという印象があります。その警備内容と、今度できる、くしもとこども園も同様の警備になるのかどうかというところを教えてください。

答◇ 潮岬こども園経費の警備委託料です。この警備委託料は総合警備保障に支払っているもので、施設に侵入者とかがあれば、警備保障に異常が伝わって、警備保障のほうで行ってくれるというようなものになっています。

くしもとこども園なんですけど、新しいくしもとこども園は防犯カメラを設置して、ここよりは高額な金額で、月8万円の予定なんですけど、セキュリティの設備を整えています。

質◇ 教育課の資料の13ページです。学校給食の滞納が、令和3年度で急激に増えてきている現状があると思います。平成28年度の部分も、前もたしか残っていたような気がするんですけども、徴収できていないと。この辺の状況を、そしてどういうふうにもっていかるところを教えてください。

答◇ 滞納状況につきましては、令和3年度は、特にコロナの影響がありまして滞納が例年度よりも多かったですけれども、督促等をさせていただき、現在のところ改善されてきております。あと、平成28年度の滞納者につきましては、最終通知等送らせていただきまして民事調停等かける予定でおります。

質◇ 町民グラウンドの野球場の部分ですね。これは参考までにお伺いしてよろしいですかね。もしナイターをつけるとしたら、大体幾らぐらいかかるんでしょうか。

答◇ 照らすグラウンドの広さであったり、また、その照明設備が、当然この地域ですの塩害対策のものであったりとか、そういったものにバージョンアップすることによって値段も上がってくるかと思います。実際に照明でどれぐらい要るの

か、町民グラウンドでどれくらい要るのかというのは見積もったことはございませんので、金額は答えられない状況であります。

質◇ この野球場の使用人数の表、5ページを拝見させてもらおうと、やはり野球場の使用者が県外の方のほうが多い。このグラウンドだけ、そういう形になっています。やはり、ここを町民の方も。

野球人口が減っているとはいえ、やはりサン・ナンタンランドでやりたいという声が出ていることは間違いないんです。それでナイターの話もさせていただいたんですけども。ここら辺は、もうちょっと利用者人数を、町民の方が上げてもらうような考えを持っていただければうれしいです。

答◇ 先ほど町民グラウンドと言われたので、勘違いしました。総合運動公園の中の野球場ということであるかと思えます。

グラウンドも、やはりスパイクを入れて何ぼだというふうに考えております。どうしても利用が少ないとグラウンドの土が硬くなってしまうということもありますので、できるだけ利用していただいて、スパイクを入れていただいて、いい条件の中で、いろんな大会であったり、スポーツ合宿も誘致していきたいと思えます。いかんせん、今、スポーツクラブNASのほうに指定管理で委託しておりますので、そういった収益性の部分、また町民への開放の部分も、スポーツクラブNASとしっかりと調整しながら、できるだけ町民の方にも利用していただけるような方向で協議はしていきたいと考えております。

以上で、9款「教育費」の審査を終了しました。

続いて11款公債費及び12款予備費については特段の質疑もなく審査を終了いたしました。

続いて、「歳入」の審査を行いました。

質◇ 決算書の27ページ、ごみ袋代というところと、あとは47ページの雑入、8,770万円とあるんですが、ちょっと聞きたいところが、ごみ袋でいうと、町が作ったのを町内の業者さんへ卸す金額と思えばいいんでしょうか。

答◇ この2,350万7,880円でございます。これについては、町内の業者さんからうちのほうへ支払っていただいたお金でございます。

質◇ 雑入も聞いたのが、これは町がちょっと頑張れば収入が増えるのかなと考えるんですけども。例えば、ごみ袋を10円上げたとしたら、幾らぐらいアップしますか。

そして、47ページの雑入のほうなんですけども、備考の上段のところのカレンダーとかグッズ売上というのは大体想像がつくんですけども、古紙類売却代金とか廃ペットボトル売却代金、発泡スチロール売却代金とかがあるんですけども、

これは町内のを集めて業者に売るという考え。では、増えれば増えるほど売れるのかというところを教えてください。

答◇ 10円上げたらどうなという話ですけれども、昨日も衛生費の中でもありまして、今、物価高騰ということもありますんで、串本町においては、できるだけ入札して、できるだけ安価な形で町民の皆さんに購入していただくという考えでありますので、今のところそういった考えはございません。

それから、古紙類売却代金、それから廃ペットボトル、発泡スチロールのインゴットでございます。これについては、現在、有償で引き取ってもらっておりますんで、物品が多くなればうちのほうの収入も多くなるということでございます。ただ、今、世界情勢が大きく変動してあるところでもあります。それに伴いまして国内情勢も大きく変わってきております。そういったことで、今、古紙とかペットボトル、発泡スチロールのインゴットがいつまで有償になるかというのは不透明なところがありますので、増えすぎて逆にこちらがお金を支払わなければならないということも十分考えられるような状況でございます。

質◇ 資料のほうの税務課の9ページのところなんですけれども、今回、令和3年度、先ほど説明がありました住民税非課税世帯とか、子ども関連で結構な給付が国からあったように思われます。

この表で見ると、串本町の状態は200万円以下の人の件数でいくと78%もあるんですけども、200万円以下の人が住民税非課税の人ということではなかったんですけど、そこを教えてください。

答◇ 所得階級別一覧表というのは、全体の給与収入からあくまでも一定の、いろんな控除を引く前の金額になってくるんで、それから、例えば扶養控除であるとか社会保険料控除とかを引かれた金額によって非課税かどうかは決まってくるので、これによって単純に非課税かどうか判断できるような資料ではないんです。すみません。

質◇ 9ページのこの数字を見せていただいて、件数と所得額の割合は若干違ってはきているのは分かるんですけども、件数だけに特化させると、町の8割の方が200万円以下という収入になっていると。この方々の、中身はいろいろ想像はできますけども、やはり収入が低いことは間違いないのかなという感じがしますんで、これを上げるということも何か考えなあかんところじゃないのかなと思って。副町長どうですか、この数字を見て。

副町長答◇ 数字を見ただけでは中身は全て分からないんですけど、高齢者が多いということもありますので、年金で収入されている方が多いのではないかとはいっています。

やっぱり働くところをつくって若者に住んでもらうというのが所得の階層別が伸びるということになってきますので、これからロケットとか来ますので、そういう形で企業を増やせられたらいいんですけども、そういうことをまた考えていかなければ、ここら辺の階層がうまくいかないということになりますので。

今のままであれば老人が増えてくる、年金所得者が増えてくるということになるので、200万円以下のところがだんだん増えてくるのではないかと思いますので、そこら辺は相談しながらいろいろ考えていきたいと思います。

質◇ 18ページの地方消費税交付金についてですけれども、やはり町としては消費税というものはすごく助かる部分がありまして、ホテルもでき、量販店も、串本町はほかの町と比べたら恵まれている部分があるわけなんですけれども、消費税の交付金が年々増えてきているんでしょうか。串本町内で全部、消費された分の消費税が串本町に還元されておるのかという内容をお聞きしたいと思います。

答◇ 地方消費税交付金ですが、前年度と比べまして約2,500万円ほど上がっております。ただ、これは町内の消費税、売上げが上がって、この分交付金が上がったというものではございません。国へ一旦入ってからの配分となりますので、その詳細、計算式については私どものほうでは存じ上げておりません。申し訳ございません。イコールではないということをお知らせいたします。

質◇ 29ページの動鳴気漁港の災害復旧費の負担金なんですけれども、年々そういう形で負担金が入っているわけなんですけれども、進捗状況は。どこまで今、進んでいるのかな。何%ぐらい進んでいるのかなという感じがいたします。負担金がなかなか入ってこないから工事が前進されていないのか、いや、そうじゃないよと。順調よく負担金も来ていますので、進捗状況は十分に進んでいるよという回答なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

答◇ この国庫負担金については、やった分だけちゃんと入ってきております。このお金が入ってこないから工事が進められないということではございません。

国の工法の変更とか大型起重機船のチャーターの関係とかで遅れてきているというのが実態でございます。今、動鳴気漁港につきましては、9月末の進捗率は51%という状況であります。

質◇ マイナンバー制度の導入についてですけれども、これは国庫の補助金がありますけれども、マイナンバーの手の数の件数によって補助金が違うのか、それとも一律として補助金がついてきているのか。そして、串本町内のマイナンバーに対しての加入は、今現在どのような状況なのか。加入によって今後、国からの交付金が違ってくと聞いていますので、近隣の各市町村とか県との平均レベルを考えて、串本町はどのような状況で維持されておるのかをお聞きしたいと思います。

答◇ マイナンバーの補助金に関する事です。29ページの106万4,000円という補助金につきましては、町の規模に応じて頂ける補助金になっております。その2つ下の510万5,000円につきましては、カードの交付枚数による補助金となっております。

マイナンバー事務費の点でございます。マイナンバー制度導入に係るマイナンバー制度導入分200万8,000円、それから3つ目の264万8,000円の部分につきましては、住民課の管轄でございます。その部分につきましては、1つは、戸籍附票とかに住民票コードを入れ、国外転出した場合でもマイナンバーカードが使用できる

ようにという事務費でございます。また、3つ目の交付事務費補助金ですけれども、これにつきましても転入の際にあらかじめ市町村に通知されます。それを事前に準備しておくというワンストップ化という事業でございます。これは2つとも事務費ということで交付率とは全く関係ございません。

そして串本町のマイナンバーカードの申請状況はどうかということでございますが、令和3年度末で、串本町は34.3%でございます。県下では27位という状況でございます。

質◇ マイナンバーについてなんですけども、町の規模とかカードの枚数によって補助金がついているという話だったんですけど。今、下へ行ったら毎日毎日事務の手続が大変動いておりまして、職員も大変な業務やなと思うんですけども、今おられる体制で十分手続が完了されておるのかな。ほんまに、見やったら大勢の方が見えていますので。そして特殊な知識も必要じゃないかと思っておりますので、その点窓口は大丈夫なのかなと。

県では27位ということは、かなり下のほうのレベルじゃないかなと。放送なり町もかなり頑張っておるわけなんですけれども、せめて事務手続のほうはスムーズに流れるような体制を考えていただきたいと思っております。

答◇ 今、マイナンバーカードにつきましては、マイナンバーカードの交付をして、それからマイナポイントを付与される手続、全て一連の手続をするのに1人当たり約30分近くかかります。1人当たりそれぐらいの時間がかかるわけなんですけども、そういったことで、これはまた12月補正でも行いますが、10月から1名臨時職員を増員しまして、普及促進に努めてあるという現状でございます。

そして、串本町は非常に下位ということなんですけども、月に一度の休日、それから隔週で木曜日の夜間受付も実施してまいります。それで、串本町においては現状では、機器との関係、それからスタッフの関係から月に400人が限界であるというような状況でございます。

質◇ 31ページ、産後ケア事業補助金なんですけども、これからまちづくりのためには子どもたちの数というか、その辺りの町の助成を充実させていかなければ今後ともまちづくりができないんじゃないかということの中で、このメニューを見ましたら結構補助金が少ないし、それだけお子さんが生まれないのかなという感じがいたしますけれども、もっと充実した補助金のメニューがないのかと思っておりますけども。これだけのメニューではなかなか産後に関してのサービス提供はあまりにも金額的に少ないんじゃないかと、メニューが少ないんじゃないかと思っておりますけれども、その件に関してはいかがでしょうか。

答◇ 31ページの産後ケア事業の補助金10万2,500円ですが、これについては昨日も衛生費の中で保健師の班長のほうから説明もあったと思うんですけども、くしもと町立病院と那智勝浦町のかづこ助産院に対して産後ケアのデイサービス型であったり宿泊型というデイ事業を展開してあって、この部分にかかった経費の2分の1を見ていただいているような状況です。

事業の内容からして、回数なりそういう事業ももう少し拡充はしていきたいと思っておりますが、今のところは産後ケアに係る部分についてはこれほどの数字ということになっています。

質◇ 37ページ、老人医療費補助金、老人医療事務費補助金5,499円ですけれども、金額的にもあまりにも少ないし、内容はどのような内容なのかをお聞きしたいと思います。

答◇ これにつきましては、67歳から69歳の方が対象でございます。非課税世帯であるとかいろんな条件が必要となります。生活保護を受けておられるような、そのような収入の方が対象となっております。そういった方が、生活保護を受けるほうがその方にとって有利であるということで、この事業を受ける方が実質ないというのが現状でございます。

質◇ 23ページの墓地永代使用料です。ここに質問させていただきますのは、今、全国的に見ても、宗教と政治家の話がよく出てきます。それと、我が町を見ていると、高齢化率47%前後にもなってだんだん年老いてきておるという中で、住民課としても墓地を返したいという人が年々増えてきているという状況をつかんでいるのではないかなと思うわけです。その中で239万円ほど、何でここへ収入できるのかなと。町として何で歳入に上げられるのかと。どんなところから入金してくるのかなと、まずそれをお聞きしたいと思います。

答◇ 墓地永代使用料239万5,000円でございます。これにつきましては、串本谷墓地の町営墓地でございます。町営墓地のところで、条例に基づいて、まず1区画30万円のところが3区画売れたということ。それから、1区画6万5,700円、そしてまた、83万8,000円のところが売れたということでございます。これはそれぞれ条例に基づいて1区画30万円のところ、1平米当たり17万円のところが売れたということで、この額となっております。

質◇ ということは、町所有の墓地があるということで、それを売った入金ということですね。旧串本町にあるんでしょうか、その辺と。

最近、私がつかんでいるのでは、石塔屋さんに聞いても、造る石塔より墓じまいというか、墓石を処分してくださいという仕事のほうが結構多いんやよと。そっちのほうが多いぐらいと石塔屋さんには聞いた。その反面、大水崎にも新しい石塔屋さんができましたし、JAにも石塔を売っておると。どんなになつとるんやろうなというふうに感じたもので、ここの収入がいかんに入ってくるのかと。

ただ、住民課としてこの金額を見て、売れとるところがあるからいいよというんじゃないで、墓じまいする人は大変苦勞しておると。墓を見る人がないから荒れ放題になってという墓も一部こちらにあるんで、収入が入ってくるから、土地が売れるからというのではなくて、そういう社会状況になっているという、墓じまいするにも、したいけどお金もないし、墓が荒れ放題になって自然にカヤの中の石塔になってしまっている部分があるんで、その辺は住民課として、この入金の中から考えてほしいと思います。

答◇ 今、確かに返還が非常に多い状況であります。町営墓地は、和深の前地、右東谷、有田、田並に町営墓地がございます。そして、一番最初に申しあげました串本谷墓地にも町営墓地がございます。そういった墓地で、それぞれの単価があるわけなんですけれども、返還をしたいという方が今、本当に多く訪れております。

そういった場合、町のほうではまず埋葬してあるお骨、これはきれいに取っていただいて、石塔を撤去して整地していただくというやり方をしていただいて、その上で墓地を返還するときには無償で返還していただくというやり方を取ってございます。

質◇ 決算書の24ページ、25ページと税務課資料の15ページから17ページの間の住宅使用料のところなんですけども、年々未納額が減って行って、平成26年度から半分ぐらいになっていて、本当に努力がすごく数字でも出てきていることはありがたいことやと思います。

17ページの表が一つ気になったので、ここについてお伺いさせていただきます。滞納金額が2,100万円弱ある中で、生活保護の方がほぼ半分という形になっています。19件ということで、生活保護の方というのはコロナ禍であってもたしか金額は減ってないはずですよ。そこの部分の徴収の仕方と、行方不明、これはどうしようもないのかなと思いつつも、どこまで追いかけていっているのかなというところと、あと、一番問題やと思うのは納付意識希薄の方々ですよ。これが25件で430万円ということは、こっちが大体1人当たり18万円ぐらいで、半年から1年分ぐらいで、生活保護の方は55万円ぐらいですね、1件当たりの滞納が。

ということは生活保護のほうが多いことは多いというか、何年滞納しているのかなという感じなんですけども、そこまできたらコロナに関係ないんじゃないかという気はします。今、この人たちの徴収、催促、その辺の現状を教えてください。

答◇ まず生活保護ですけれども、生活保護の部分については長年にわたって滞納している方が多くて、200万円以上滞納の方が2名おられます。ただ、その2名の方につきましては、昨年12月と今年9月にお亡くなりになっておりまして、相続人さんには通知をしております。ただ、相続人さんもほとんどの方が相続放棄の手続で、1名の方につきましては、兄弟の方1名だけが相続放棄の手続をしなかったんですけれども、この方も大阪で生活保護を受給しておりまして、今年2月の段階で弁護士と契約をして、破産手続の開始及び免責の手続を取るというのを契約した弁護士のほうから連絡いただいております。現時点では、まだ免責手続は済んでいません。

ですので、回収できない部分もたくさんありますけれども、生活保護であっても交渉はしておりますので、少額ながら毎月分納していただいている方がほとんどです。ただ、完納になるまでに130歳までかかるとか、そういう方もおられますので、全額回収は困難かなと考えております。

行方不明の方につきましては、滞納の原因となったときは行方不明だったんですけれども、去年、住所設定したことを調査で把握しまして、交渉を持ちました。

分割納付されるということだったんですけれども、一切納付なく不履行です。大阪におられる方ですので、直接会っての交渉はできておりません。納付意識希薄の方も多いんですけれども、ほとんどの方とは交渉ができておまして、分割納付されている方が9割以上の方です。若干名だけ交渉できてないんですけれども、ほとんどが町外の方になります。

質◇ 今のお話を聞いてみると、200万円以上ということで、長年、言い方はきついかもしれないですけども、放置ということに認識せざるを得ないというところも伺えます。

本当に皆さん歯を食いしばっていろんな税金を払っているところ、一概に払わんから出ていけというところも非常に難しい面も感じますが、昨日もありましたように、給食代の3万6,000円を払わん人に対して民事裁判を起こすとかという話、ほんまに3万6,000円に対しても民事裁判を起こすような形の処置もしていますんで、それよりはこちらのほうがどうなんかなというような形が伺えますんで。そういったところ難しい面もあると思いますが、粛々とルールに沿って、催促を続けてもあかんかったら民事裁判というような。こちらもちょうと払ってよと。そこが不平等になってくると思いますんで、やっていただきたいと。やっていただいているのかなと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

答◇ ご指摘いただいたとおりなんですけれども、法的手続はいろいろあるんですけれども、当課のほうでは平成28年度以降に民事調停、支払督促で総務課のほうで訴訟を起こしていただくとか、当課のほうで少額訴訟を行っております。

民事調停につきましては、最近件数は減ってきたんですけれども、トータルで35件、金額にして680万円、民事調停を行っております。ただ、そういう中でも不成立のほうが多い状況です。ただ全くの手つかずというのはほとんどないので、近年では民事調停の数も1件ないし2件まで減ってきております。

以上で、「歳入」の審査を終了しました。

続いて、「財産に関する調書」の審査について報告いたします。

質◇ 249ページの山林、約431町。これは各地域の財産区の山林も含めての面積なんですか。それとも、町だけの土地でこれだけの山林があると理解したらいいんでしょうか。

答◇ 財産に関する調書は一般会計に関する財産ですので、財産区の山林はまた別になります。町有の山林になります。

質◇ 町有の財産ということですので、串本町は地域が広いからあれなんですけど、431町の土地がある山林ということは原木もかなりあるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの管理はなかなか報告がないんで、町としての把握はできているんでしょうか。

答◇ 山林に生えている木の管理ということでもよろしいでしょうか。

これに関しましては、決算書の255ページに、山林に関する内訳が載っております。その右側に立木の推定蓄積量というんでしょうか、こちらに数字が入っておりません。調べましたところ、平成16年度の決算書、旧古座町の決算書にはこちらの数字が入っておるんですけども、平成17年度以降、合併後は数字が入っておりません。そういったことから管理ができておるのかということのご質問やと思うんですけども。

管理というのは、委員、どこまでの管理というのをおっしゃっていただいているのか分からないところではあるんですが、うちとしては町有の山林に対しての保険を掛けて、何かあった際にはそれで対応するというような管理はしておるところでありますけれども、それぞれの山林に生えてある木がどれほど成長しておるのかとか、そういった状況について管理しておるのかという質問であるとするならば、そこまでの一つ一つの詳しい状況についての把握はできておりません

質◇ なぜ、こういう質問をさせていただいたか。新宮市に発電所ができますよね。木材が物すごく足りないという話で、この機会に周辺の山林の見直しが必要じゃないかなという形で。町がそういうことの管理に対して率先的にやれば、個人的な人たちも頑張っけて間伐するようになってくるんじゃないかなと。

新宮市の発電所が木材が足りないという話が聞こえてきていますので、その機会に町も管理に関して検討する時期に来たんじゃないかなと。できるだけその部分に関して協力していきたいなど。周辺の地域の協力体制を串本町も考えるべきではないかなということですからこういう質問をさせてもらったんですけども。

これからの山林の在り方を町も考える時期がそろそろ来ているんじゃないかなと、一つのきっかけができたんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

答◇ 新宮市にできてある発電所のほうに間伐材等を持ち込んだらどうなということのご質問だと思うんですけども、私も間伐するに当たって、これだけの山林を管理していくに当たってどれぐらいの費用がかかってくるのか、今、全然分からないところがあります。そういったできるだけ自然、発電というんですか、そういうものを活用していくというのは今、エネルギー政策の中で一つの考え方としてあると考えるので、そういった考え方と、一方で町としてそれを利用していくに当たって、そしたら幾らぐらいの費用が要ってくるのかということも正直考え合わせた上で考えていかなければならないと思いますので、そこらについては今後考えていきたいと思います。ただ、この場でやりますというような回答はできないと思っております。

以上で、「財産に関する調書」の審査を終了いたしました。

以上で、歳入、歳出の審査を全て終了したことを報告いたします。
本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 74 号 令和 3 年度串本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 7ページで不納欠損額が1万7,400円、これについては、先ほど死亡者2名と破綻者といいますが、1名ということで詳しい説明があったんですけれども、収入未済額78万5,700円について説明がなかったんで、結局取れない人数なのか、どういう状況で。

執行率が99.何%というんで特に問題はないかと思うんですけども、これがそのままずっとたまってくるのは怖いので、ここの78万5,700円についてはどういう状況で未収入になっているか、そこだけ説明願います。

答◇ 後期高齢者医療保険料の未収金についての質問かと思えます。

税務課資料の6ページをご覧くださいませでしょうか。平成26年度以降の調定額、収納額、未収額を表にしたものでございます。

まず、取れない原因ですけれども、基本的には年金天引き（特別徴収）になるんですけれども、年金額の少ない方、年齢該当する方は75歳ですかね、それと年金で担保にしてお金を借りているような方については年金天引きできませんので、2段目にあります普通徴収になります。調定額だけ見ても3分の1が普通徴収となっております。その中でも99%の方については納付をしていただいているんですけれども、どうしても取れなかったものについては滞納繰越ということで、6ページ下の表になります。こちらのほうも平成26年度197万5,440円の未収金があったんですけども、令和3年度では13分の1まで減らしてきてはいるんですけれども、やはり収入の少ない方、年金の少ない方が対象になりますので、取りきれない部分があります。

今後も引き続き、滞納整理に取り組んでいきたいと考えております。

質◇ 積極的に取り組んでいただいているのは分かるので、これ以上言うつもりはないんですけども、やはりこの保険料は高いんで、払っている人が必死になって払っている状況がありますんで、そこと、単純に俺払えんから払わんのやという人との溝ができるのが怖いというか。じゃあ、もう俺らも払わんでいいんやねという意識になれるのが怖いというか、そこらがありますので、このように対応しているんやよというのもアピールしながら、しっかりと対応してほしい。

今払っている人が、嫌気というか、俺もう払わんでいいやというふうにさせないように、溝をつくらんように、そこだけはよろしく取り組んでいただきたいと思うんですけど。

答◇ 納め忘れされている方についてはお知らせをしたりとか催告を送ったり、いろいろしてはおりまして、中にはそれを見て払わないといけないんだなと連絡をくれる方も若干数ですけれども、ありますので、また、払う財産があるのに払っていない方については強制執行もしておりますので、引き続き滞納整理に頑張っていくしかないかなと考えております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 75 号 令和 3 年度串本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 決算書の国民健康保険事業の21ページの、葬祭諸費のところの葬祭費117万円なんですけども、資料ですと、国民健康保険の9ページの用語説明のところと、衛生費の1ページの火葬場の、これは連動すると思うんですけども、117万円は、先ほどの説明だったら35人分という答弁があったと思うんですけども、衛生費のところを見ると、多分古座川町の斎場を使われた方かなと思うんです。ここには37名とあります。その数字の整合性と、古座川町の斎場で行われている方の事情。何で串本やなしに古座川になっているのか、もし分かれば教えていただければ幸いです。

答◇ 37名につきましては、串本町で火葬がたまたまダブってあると。要するに串本町の火葬場が使えない場合、それからもう一つ、旧古座地域の方は比較的古座川斎場を利用される方が多いということが現状でございます。

人数の差なんですけれども、要するにこちらの資料に載ってあるのは国保のほうの人数でございます。それで国保以外の方、社会保険とかいろいろあるんですけども、そちらのほうの人数の方もおられるということで、人数については差が出てきてあるということでございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 76 号 令和 3 年度串本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 資料の1ページ、審査会の運営状況、上と下の欄を見比べて質問させていただきます。

審査件数は令和元年度と2年度、3年度はいろいろとあるんですけども、新規の方が大体500前後であります。そして要介護の認定者数が1,700人ですけども、数年に定期的に審査をされておるのか、それともケアマネージャーからの要請によって審査をしておるのか。そして人数的には差はないんですけども、新規の方が大体500人前後に推移されていますけれども、人数が増えてこないというのは、それだけの人数の方が、介護を受けている方が亡くなっていると理解したらいいんですかね。

答◇ 要介護認定の仕組みについて、少しご説明させていただきます。

要介護の認定につきましては、月数を決めて、その期間の要介護度を決定するということとなります。新規認定の方については基本12か月、更新の方で状態が

変わらないであろうという方については最大36か月までの認定が行われます。でするので、認定期間というのは人それぞれで、まちまちになるんですが、その点と。

その方が亡くなっているのかというふうな話もあったかと思うんですけども、そこまでは分かりかねるんですが。被保険者全体の数でいくと、最近は、過去4年くらい調べましたけども、第1号被保険者については減少傾向で、認定者数についても最近になって減少し始めているというような傾向にあります。

質◇ 決算書の42ページの欄についてお伺いいたします。シンプルにお伺いしたいんですけども、歳入が28億円あって、歳出が27億1,000万円使ったと。9,000万円残りました。この9,000万円は、介護保険のメニューはいろいろあると思うんですけども、利用者が少なくて使い切れなくて余ったのか、人員が足りなくて余ったのかとかいう原因はあるんでしょうか。

答◇ 介護保険というのは、3年間の計画期間で事業運営を行っています。第8期介護保険事業計画期間というのが令和3年度から始まって、令和3年、4年、5年の3年間になるんですが、その間の財政収支が均衡するように保険料を設定して、運営すると。

保険給付につきましては、基本的に右肩上がりに増えていくであろうというふうな推計があって立てられるものですから、多くの場合、3年間の計画期間があれば、初年度については余剰が発生する、そのための基金で受入れておいて、最終年度、不足であるところをそこからの繰入れで対応するというふうに運営がなされるので、初年度についてはそもそも財政的に少し運営に余裕があるというふうなことになります。

質◇ 歳出のほうで、28ページとかに介護予防というところが多分キーになってくると思うんですけども、この資料でもありますように、順番をつけていましたね。資料の5ページとか給付費明細という形でつけていただいていると、これを見ると、介護予防というところが24位とかまだ中間辺りという形になっていると思うんですけども、今後、この辺の部分を上げていくとといいますか、注力していくところなのか。

あと、ここで14位にあります介護医療院ですね。くしもと町立病院が10床増やしましたけども、今この部分で足りているんでしょうか。

答◇ 介護医療院につきましては、令和4年度は、くしもと町立病院の介護医療院開設がありましたから当然増えてくる見込みとなっています。

介護医療院1床につき1人の方がひと月そこに丸々おられた場合、介護給付費としては大体30万円から35万円ぐらいはかかってくるという傾向にあります。でするので、10床が丸々埋まって、1年間を通してそこが回っているというような状況になれば介護給付費としては4,000万円ぐら이가影響してきます。でするので、この計画を立てた段階で、第8期の計画にもその辺は見込んでいますので、今後増えるであろうと想定した計画になっていますので、先ほどの話に戻るんですけども、初

年度については、くしもと町立病院の介護医療院の開設がなかった分が財政的には安定して、余裕があった状態であったと言えるかと思います。

介護予防の話なんですけども、この介護予防、サービス別で上がってくるのは、あくまで介護給付の中の介護予防というふうなことになりますんで、要支援1とか2の方が介護給付として受ける介護予防サービスということになりますので、担当課としては、できればその前の段階、もう一つ前、要は介護給付費の発生を抑えるように、例えば地域リハビリテーション活動の事業であるとかも含めた一般介護予防の事業のところに、できるだけ力を入れて、その部分の介護予防であるとか重症化予防に取り組んでいければと考えています。

質◇ 資料の1番、介護保険者数がここ何年で少しずつでも、7,230人から7,080人とダウンしております。審査件数でも少しずつ減っております。ここで心配するのは、今、私も介護のことについてはいろいろと思っておるんですけども、介護認定してももう受け入れるシステムがいっぱいやと。はっきり具体的に言えば、ヘルパーさんが足りない、介護するところが少ないという実情にあります。

町は、人口は減っています。そやけど、65歳以上の高齢者のパーセンテージは47%ぐらいで上がっております。この中で、実際この数字の減っていつている現状の中に、認定を渋っている、認定基準が厳しくなった、そういう声も少し聞かれますけども。介護認定につきまして、金額はうまく回っているかなと思うんですけども、今後、介護認定を行っていくシステムと金額を連動させていく必要があるのではないかと。介護認定のところについて、どのように考えているか、予算と併せてご答弁願いたいと思います。

答◇ 介護認定の審査の基準というのは国によってガイドラインが示されておりまして、それに基づいて審査会を行っておりますので、恣意的に例えば厳しくするとかいうことはないかと思えます。一定で行われているというふうに、こちらは認識しております。なので、その審査会を持って何かをコントロールするということはあり得ないと思えます。

質◇ 福祉の関係の方に答弁していただくと、まず国と国との基準で照らし合わせて認定しておりますんで、そういうことはないと思えますと、100人に聞いたら100人同じ答弁が返ってきます。ただ、世間が感じているのは、やっぱり認定してもらいにくくなったというところで。

国の認定基準が知らず知らずのうちに上げられていって、皆さんはその基準にのっとって認定していくわけですから、そういうふうにせざるを得ないんですけども、そこまで介護認定が国の基準が厳しくなったというところまで調査して、皆さんに還元していく。これ以上質問しますと一般質問に変わってきますんで、あれなんですけども、そこらはお考えがあれば、答弁があるんでしたらお願いしたいと思います。

答◇ 認定していくプロセスについては、今、担当が言うたとおりで。

委員が言われるように、そういう答弁に大体なってきた、国のガイドラインに沿ってという形になるので。また、それで調査員が調査に行き、聞き取ってきた

たデータをパソコンに入れて、システムできちんと精査されて、それで認定がどうやということと、その後、認定審査会へかけてということになりますので、そこから何らあんまり厳しくしたとか渋くしたとかいうのは操作しにくい状況にはあると、こちらでは認識しております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 77 号 令和 3 年度串本町下水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 7ページ、未収入が計38万6,291円。滞納分が15万円ほどで、今年度が23万円ほどというところなんですけど、これの状況ないし発生している要因、その辺で回収の見込み等をご説明願います。

答◇ 収入未済額のことなんですけど、23万2,936円につきましては16名が対象ということがございます。ただ、この方たちは出納閉鎖には間に合わなかったんですが、今はもう既に支払っていただいて、この金額につきましてはゼロです。もう一つの、15万3,355円につきましては、1人の方、2万1,170円は9月に一括して収納させていただいて、残りの方が13万円ほど残っているんですけど、この方につきましても一括しての支払いは難しいということで、誓約書を頂いた上で、月々5,000円といった形で支払っていただくということで、ほぼめどはついておる状況でございます。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第 78 号 令和 3 年度串本町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 去年の決算委員会も出ましたけども、もうそろそろ回収の時期が終わってくる時期になるかなと思うんですけども。最終的に、これは年数がたってきたら町が全部負担して、全部国へ納めるという状況になるのかということと、回収管理組合へお金を払っている経緯、それに対しての回収したお金が戻ってくるんですけど、去年の話では行く行くは逆転されるんじゃないかという話だったんですけども、令和4年度の場合はどういう数値になっているか分かりましたら答弁してください。

答◇ 償還は、公債費については令和2年度で終わっています。

あと、組合の負担金と収入の比較の点だと思うんですけども、去年も言いましたように、年々収入額は減ってきておりまして、これから先も借受人の高齢化とか死亡とかに伴って減っていく流れになっています。

単純に負担金と収入というふうと比較すると、令和10年度に組合は解散予定なんですけど、解散までにはマイナスというふうに見込んでいます。ただ、令和3年度の決算にもありますように、県の補助金があるんですけども、そういうのを加味すると若干プラスになっていくと。県の補助金というのは、組合がそういう取組をしてきたことで獲得できてきたものと認識しています。

質◇ では、期限まで県の補助金がある限りは町が取り崩すというんかな、マイナスになるということは一切ないという保証はあるんでしょうか。

答◇ 先ほど担当が説明したように、令和10年度で解散ですけど、そこまでに向けて来年度以降、もう入ってくるお金が限られてきますので、債権を回収できる額は少なくなって、どうしても負担金のほうが多くなって赤字の年は解散のところまで続いてくると思うんですけども、その中で担当が言うたように、その間においても県からもらえる補助金の案件があれば、その分はプラスを見込んだら、プラス・マイナスすると、全体の回収組合へ移管していた20年の間のトータルではマイナスにはならず、5,300万円ぐらいは黒字になるという計算でおります。

質◇ 4ページとか、資料全体なんですけども、そして追加資料も含めて聞かせてもらいます。昨年、住宅資金の回収残高が約8億7,000万円というところで、旧串本町が1億6,000万円、旧古座町が7億1,000万円という報告があったんですけども、この資料の5ページの一番下段の合計8億5,000万円、これが令和3年度の残高と認識していいのか。

そして、今の委員との質問に関連するかもしれないんですけども、トータルで見たらプラスになるというところなんですけども、その右側にある不納欠損、いつも議題で上がってくる放棄のやつですよ。それのこういった3,600万円、これは損ではないんですか。町が立て替えるという、立て替えた分というか、回収できなかった分というふうに理解していいのかをまず教えてください。

答◇ 資料5ページの8億5,400万円余りなんですけど、これは前年度の未済額から単純に収入分だけを引いたものになります。今、吉村委員が言われた不納欠損の部分、3,500万円余りを引いた残りが3年度末の未済額8億1,900万円ということになってきます。

不納欠損というのは、町が持っていた債権をなくしてというか、その分はマイナスということになってくるんですけど、回収できない債権をそのままずっと持っていて、それはそれで問題やと思うので、整理は進めていかなあかんと考えています。

質◇ 進めていかなあかんのは当然理解していますけども、ちょっと聞きたいのが、昨年から8億7,000万円あったのが、この合計でいくと8億5,000万円であると。それで、欠損を3,600万円したから8億2,000万円弱やと。この欠損というのは要するに町が立て替えたというか、回収できなかったという分でいくと、町の損失ではないんですか。

答◇ 単純に言えば、そういうことやと思います。ただ、不納欠損の中には、先ほど説明した県の補助金とかが入っています。それは収入として見てないんで、債務

額から引いてしまうわけじゃないんですけども、厳密に言えばこの3,500万円の中には補助金という名目で一定の金額が含まれています。

副町長答◇ 含まれたあるというか、不納欠損をすることによって補助金を頂けるんです。普通だったら不納欠損で終わりなんですけども、回収組合へ入っていて、理由があって不納欠損をすることによって補助金を頂けるんで、丸々町のマイナスじゃなくて、補助金を頂ける分だけプラスになるというか。差引きはマイナスなんですけど、補助金が頂ける部分だけでも入ったかいがあるかなというのはあるんです。

回収組合があることによって人件費もその中には含まれているんで、もし町でやったら、町の職員も何人かこの作業をしなければいけないんで、回収組合へ丸々全部お金を出しているということではないかなとは考えております。

質◇ 回収組合で回収をしながら昨年度よりは5,000万円ほど減っているんですかね、残っているのは。8億2,000万円、その旧串本町、旧古座町の割合を教えてくださいのと、あと、最後のページ、毎年毎年心苦しいんですけども、住宅資金貸付実態の1枚の資料を見てみると、一部支払いというところは返す意思がございますんで、まだ何ともあれなんですけども、本人が死亡されて、55件が継承されて32件が放棄されているわけですよ。この人数を見て、僕は今回初めてこの数字を見てびっくりしたんですけど、1人1件ではないんですね。1人2件、3件そんなに持ったあるのに払われない、払ってこない方がいらっしゃる。

32件放棄されたうち、32件のうち22件が名前を変えて支払うよという話になるのか、ここの表の説明をお願いします。

答◇ 1人何件もということなんですけど、貸付の種類が新築、改修、宅地というふうな3つあります。3つそれぞれ借りている人もおれば宅地と新築と借りているとか、改修と新築とかという方もいらっしゃいますんで、1人何件もという形にはなりません。

旧串本町と旧古座町の比較なんですけど、調定額で言うと、先ほど吉村委員が言われたように、串本が1億6,000万円、古座が7億1,000万円という形で、令和3年度末の収入未済額で言うと、串本町が1億5,600万円、古座が6億6,200万円という形になっています。

所有者変更の22件、うち滞納物件が22件というのは、競売とか任意売却とかによって物件が借受人ではなくてほかの人に渡ってしまったものが22件あって、それは全て滞納の物件やということです。あと、本人が亡くなって相続人が継承したのが、本人に代わって相続人が納めているものが55件あるということです。

質◇ ということは、本人死亡のうち相続人継承から引いた32件については相続放棄されているという認識でいいんですね。

答◇ 相続放棄しているものもあるんですけども、連帯保証人が払っているとか、細かくはあれなんですけど、32件のうちにはいろんな形があります。

質◇ 本当にご苦労されていることは重々承知しているんですけども、一つ懸念されるのが、回収組合も14年たって、あと6年ですよ。という、本当にこのままのペースで行ったら5億円ぐらい残るんですよ、串本で。それが返ってくるわけじゃないですか。そうなってきたら、回収組合へ頼んだやつを今度は町の職員さんがせなあかんようになるという懸念もありますんで、6年後にはプラスにするという計画の下で何かあるんでしょうけども、そこら辺の懸念はないのかなというところと。

この1ページの下から2番目の、完全未払いという方がいらっしゃるじゃないですか、2人。本当にお仕事大変で行きづらい、回収組合でも大変やということは重々承知しているんですけども、あまり数字が変わってないような気がするんです。例えば、これは民事裁判とか、刑事とかは無理なんですかね。

答◇ 回収組合が平成21年に設立して以降、債権の回収に特化して業務を進めてきました。その中では、競売とか訴訟とかにも取り組んでおります。ただ、それでも取れない債権というのはあります。その部分は組合の中に、弁護士とか司法書士とか金融機関のOBとかで組織された償還事務審査会があるんですけども、その中で債権ごとに審議して、これはもう無理や、取れないとか取るのは難しいというふうな判定を出されます。出された後に町へもう一回債権が戻ってくるんです。

追加資料の2ページに不納欠損検討債権というのを載せていますが、ここに27件、1億円余りあるんですけども、これは令和4年の3月31日現在で町に戻ってきている部分です。これはもう訴訟とかもできない案件なんです。そこらは組合の審査会が協議して出してきたものであって、町としては難しいという判断をしています。

今後、解散へ向けてのところなんですけども、今のところの組合との協議の中では、令和10年度までいっぱいまでのところじゃなくて、1年前倒しぐらいで返していくという形も話が進んでいるところでして、それへ向けてうちの町としても返ってきたときにどういう体制でこの業務にあたるんかというところはこれからまた協議していかなあかんとかやとは思って、そういう状況ではおります。

質◇ ですよ、1億円ぐらいは不納になっていると。ほたら、完全未払いの2人の方、これはまだ可能性があるというところなんですか。というか、訴訟もできないというところが、どんなのかなというのが分かりづらいんですけど。

訴訟で判決で払いなさいと出て、払わなかったら、詐欺罪とかにできないのかなとか。そういう考えとかも、どういう感じで無理なんかを教えてほしいなと思うんですけど。

答◇ 一つは、回収組合に業務を移管した段階で既に時効を迎えてしまっている債権があります。完全未払いのものについては実際そういうふうになってしまっていて、組合としても手のつけようがなかったもので、実際うちにもう返ってきている状況です。詐欺とかじゃなくて、訴訟を起こしても時効を援用されたら消滅してしまうというふうな債権になります。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

**○ 議案第79号 令和3年度串本町串本財産区特別会計歳入歳出決算の審査について
報告いたします。**

質◇ 各地区の財産区の在り方というのは、前々から言っていますように、経費なんかの出し方、役員手当の出し方は本当にばらばらな感じがしますので、何回も言いますように統一するべきじゃないかなということの中で、財産区の役員さんを集めてそういう部分の話をしてもらいたいなということを経費に言ったわけなんですけども、今回、山林の看守員というんか巡回員というんか、山林を見守る専門の方、西向地区財産区であれば山林看守員に10万円の経費を上げているわけなんですけども、各財産区で見守る看守員を設けているのかお聞きしたいと思います。

答◇ それ以外の財産区で、山林看守員をお願いしていることはございません。

質◇ やはり各財産区にだんだんと年齢的に若い人たちとか、今の財産区の管理委員というんですかね、境界線を知らない方がだんだんと増えてきているんじゃないかなと。そして山へ出歩く人も少なくなっているんじゃないかなということ、今、山に詳しい人を一人でも各財産区に。山林なんかを特に持っている財産区に関しては看守員を置く必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その点についていかがですか。

答◇ 境界の把握の件につきましては、以前から議会でもいろいろとご指摘をいただいております。指摘いただいた中で、各財産区へ事務担当職員が持ち返ってお話をさせていただいております。

その中で、自分たちで、そしたらできるだけ財産区で管理している財産について、境界を把握しておこうというような財産区もありまして。山を持ってある財産区については山林看守員を雇って、きちっと財産区が管理する財産について把握しておくという一つのご提言やと思っておりますけれども、各財産区ではそういったご指摘を受けた中で、いろいろと自分たちで把握しておこうということであったり、電子機器で境界について把握しておこうというような取組もある中で、それぞれ今現在管理しておるという状況であります。

質◇ 先ほどから僕も境界の話ばかり言っているんですけども、看守員という仕事は山の状況とか全体的な山の環境を。

せっかく先代の方が昔から守ってきた山です。だんだん管理がおろそかになってきている部分もあり、植えてから約70年から80年ぐらいの木材もあるかなと思います。その部分を見守って、これからはなければいけない部分の指導にもつながる部分もあるんじゃないかな、看守員というのは。その辺り、山を見守るだけじゃなくて山の全体の今の状況を把握できる人を置いて、山の状況を守るのも財産区の一つの仕事じゃないかなと思うんですけども。やはり看守員のような人を

各財産区、特に山林を持っているところには必要じゃないかを感じるんですけども、いかがですかね。

答◇ 山の環境を保全していくということでしょうか。

そういうことも財産区の仕事であるということのご指摘やと思います。それにつきましては、山を財産として持つておる民間の方も同じことになるのかなど。そういうことで保全していくというのは財産区に限ったことではないと思いますので、保全の仕方とか、すみません、私は特に専門ではないので詳しいことは分かりませんが、どういった仕方があるのかについては山林の担当課に相談してみたいと思います。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第80号 令和3年度串本町潮岬財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第81号 令和3年度串本町出雲財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第82号 令和3年度串本町田並財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第83号 令和3年度串本町和深財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第84号 令和3年度串本町古座地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第85号 令和3年度串本町西向地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第86号 令和3年度串本町田原地区財産区特別会計歳入歳出決算の審査について

本会計については、特段の質疑もなく、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第87号 令和3年度串本町病院事業会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 1ページに、医業外収益で1億566万9,000円と収入が記載されております。説明では、PCR検査によって生まれた収入だというふうな説明を聞いたところであるんですけども、町民からPCR検査ないし予防については、病院は大変よくやってくれとるという声を聞き、接種に至っては、もちろん本庁からの職員も手伝いに行っているという、町民からはすごい高評価の声を聞くわけなんです。

また、65歳以上のインフルエンザワクチンの接種も始まっていると聞いている中で、職員さんの業務体力といいますか、そういうところが。お金を稼いでくれとるのはありがたいことで、町民の評価も高いところなんですけれども、職員の体力というか勤務状況というか、そこを少し心配しますので、PCR検査あるいはワクチン接種に絡んで職員さん等の働きの状況を少し説明していただきたいと思います。

答◇ PCR検査の職員の状況について説明させていただきます。

発熱外来の受診において、コロナ感染症に感染していないかどうかPCR検査をするわけですが、発熱症状のある方については、病院へ電話でまず問い合わせくださいと周知しておるわけなんですけれども、深夜帯等に電話がかかってくる場合もございます。当直の者や保安員等が電話を受けて、それを朝の決まった時間

帯に、患者数というか問い合わせ数が一番多い時期ですと午前中2回ほどの時間帯を決めまして、その時間帯に来てくださいという形で案内しております。

午前中、実際に来ていただいた患者様については、電話で病院へ報告をいただいて、その後、まず事務職員のほうで問診に、一件一件、車のほうへ向かいまして体温を計ったり、状況を聞き取ったりします。それを救急外来の看護師さんに情報を伝達しまして、検査が陰性であった場合に、午後からの診察を案内します。検査が陽性だった場合は、今は直接個人さんでコロナ陽性者登録センターへ登録いただくようになっておるんですが、今年8月、9月の多い時期につきましては、保健所と協力しまして自宅待機とかの説明を行っていただいております。

そのほか、陽性患者の周辺におられます家族さん、濃厚接触者になるんですけども、その方たちについては保健所のほうで調査をいたしまして、一番遅い時間で、11時半ごろだったと思うんですけども、まとめてまた来ていただいて、その方たちについてもPCR検査をしておりました。陰性・陽性の状況につきましては、朝からの検査の方と同じような対応をとっております。

特に発熱外来の対応についてなんですけれども、人数が多くなったり患者数の関係でするんですけども、病院の対応状況を上げ下げして、都度対応が変わってまいります。事務員のほうで問診を取るかどうか、65歳以上、例えば妊婦さんとかそういう方についてどうするかとか、対応は都度変わったので、その辺りの対応変化に追従していくのが職員は大変だったんじゃないかなと考えております。

質◇ それでは、外来の対応をするときの職員の服装といいますか、あくまでも発熱者がいらっしゃるんですから、可能性は高くなるんで、そのときの服装ないし接する状況、職員の安全、その辺をもう少しだけ詳しく説明願いたい。

答◇ おっしゃるとおり感染しておる可能性がございますので、当院の感染制御の看護師の指示に従って、患者様のほうへ問診を取りにいったりする事務員はまず防護服を着て、手袋をして、N95という高機能マスクをつけます。その上にフェイスシールドをつけて、ヘアキャップもかぶって、万全の体制を取って行きます。

問診票とかについても感染の可能性のある方が触りますので、書いてもらう板とかは、後で全部消毒しますし、預かった保険証はビニール袋へ入れて、直接触らないようにして、コピーを取って袋ごとお返ししています。コピーを取った問診票を救急外来もしくは検査室へ配布して、そこで一旦感染の可能性のある方とは切ったものをお渡しするといった形で対応しております。

質◇ 10ページに、電話設備更新工事で748万円ほど使っております。この更新によって機能がどのように改善されたかという、機能の部分を説明していただきたい。昨今は病院だけじゃなく、録音であったりという電話機能がしっかりしていないとなかなかうまく世の中が回らない悲しい時代になってきておりますんで、この電話機能を改善したことによってどのような形になったのか、説明していただきたいと思います。

答◇ 平成23年の新病院開院のときに導入しました電話設備交換機についてなんですけれども、10年が経過しまして部品の供給が停止されるということで、更新の

提案をいただきました。その当時は新規の機能等の提案等もございましたが、見積額で1,000万円を超える金額が提示されておりましたので、そういった部分を省いて、現状ある機器をそのまま使うということで、費用の削減のために使えるものは使うということで新機能導入という部分については見送りまして、この748万円という金額になっております。

PHS 端末等が老朽化で更新時期を迎えてきていますので、それについては順次、壊れた機器から更新するという形で、今回は電話交換機の本体の工事が主な内容となっております。

質◇ それでは今、外部からかかってきて、電話の録音は可能なんですか、それとも、かかってきた時間とかかかってきた先だけが分かるんですか。その辺、分かりましたら。病院は昨年度いろいろありましたもんで、録音ができるのか、それとも。トラブル発生の中でいろいろ病院からも説明を願ったんで、かかってきた時間と相手先は分かるようにはなっているんだとはお聞きしているんですけども、話した内容が分かるような状況になっているのかなっていないのか。

答◇ 電話の機能なんですけども、録音機能は今ついておりません。ただ、かかってきたらナンバーディスプレイで表示されますので、電話交換手のほうでかかってきた相手と番号、誰に取り次いだかを記録しております。

質◇ 未収金の話なんですけども、平成23年度以前には未収金が3,625万円ほどあったわけなんですけども、過去に平成23年度の数字を資料として出しておるわけなんです。平成23年度以前という数字の処理は、恐らく回収も難しいんじゃないかなというところまで来ているんじゃないかと。その数字の中で、場合によっては回収が不可能という判断とか、個々のいろいろな問題とかあるかなと思うんですけども、私としては不納欠損処理ができるものは思い切って不納欠損処理したってもいいんじゃないかなと。過去の負の財産をいつまでも引っ張る必要はないんじゃないかと、私個人は思っております。

そして、令和4年8月末現在高の中で、平成23年度以前の3,600万円抜けた数字で足してでも4,400万円あるわけなんですけども、前年度比を見てみましたら、物すごく改善されてきて、20年前と比べたらかなり数字が低いんですよ。この辺りもすごくご苦労されているなという感じがいたします。

その中で、医業外未収金、これはどういう形で未収金ができるのか。医業未収金は個々の患者さんの数字だと思うんですけども、医業外未収金の意味合いを教えてくださいなと。そして、先ほども言いましたように、平成23年度以前の3,600万円の処理は今後どのようにされるのかなと思いますので、質問させていただきます。

答◇ 未収金の滞納処分のことについてであろうかと思えます。これまで不納欠損は、してきてないように担当から報告は受けております。私も事務長になりまして、この未収金のことで取り組むように指示をしたところでございます。

県内の自治体でも法的措置を取っているケースがすごく少ないという報告も受けておりますので、何かしら自治体病院として不納欠損あるいは法的措置、先

ほど言われた不納欠損は簡単に進まないのかなど。そこら分析をきちんといたしまして、不納欠損、時効の援用をされているような案件もあるようなことも聞いておりますので、そういったことは議会の皆さんのご承認をいただきまして、そういう措置の方向でいきたいと考えております。

医業外未収金の細かい内容については今、把握できていないんですけれども、入院等に伴って使用する患者様に負担していただく部分の収益が残っている部分かと考えています。

質◇ 17ページと、職員の人数のところの10ページ、この2つに関連しているんですけども、特に看護師さん、医療技術員さん、事務員さんというところですよ。

以前にコロナ真っ最中のときに、給与を何とかアップできませんかというお話をさせていただいたところで、令和3年度、これもざっくりなんですけども、平均で、看護師さんで年収611万円ぐらい、割り切ただけですけど。医療技術員さんが777万円ぐらい、事務員さんが1,150万円ぐらいと。全く看護師さんのところを聞きたいんですけど、この平均額ってあれですけども、資格云々あると思うんですけども、アップはしましたか。

答◇ コロナ関係の国の補助金が付きまして、入院医療機関設備整備事業ということで、コロナ対応している医療機関に対しての国庫補助金が令和3年度に支給されています。その補助金を使いまして、職員の処遇改善ということで、一律4万円の処遇改善手当を令和3年度で支給させていただきました。ただ、それ以外の改善については、今のところできておりません。

給与費が増えた理由なんですけれども、令和2年度から令和3年度にかけて3,400万円ほど増えております。今申し上げました国からの補助金を使用した処遇改善手当のほかに、会計年度任用職員も含めまして、6名ほど職員数の増員を行っております。そういったことと、定年退職者が増えたことで特別負担金が増えたことが給与費の増加となっております。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

○ 議案第88号 令和3年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の審査について報告いたします。

質◇ 決算書の1ページから2ページにかけて、収入、支出、収益的収入及び資本的収入及び支出というここなんですけど、支出の部分で不用額がちょっと多いんじゃないかなと思うんですけども、ここら辺のこういった金額になった理由とかを教えてください。

答◇ 不用額が多いというところですが、不用額の多いのが特に目立つのが資本的支出のほうですね。億単位で2億2,000万円とかいったような不用額が出ているんですけども、すみません、これは今、国土交通省の高速に伴う工事がありますもん

で、この工事がいつ開始するというのが分からないので、取りあえず予定のあるところ全部上げておかなきゃいけないんですね。それで毎年こういった額の予算を上げては、今年はなかったということで、それでまた。

結局これが3月のときに落とせばいいんですけど、まだ分からんと言われたときには残しとかなあかんもんで、そういった加減で残ってしまったものということになります。1ページの収入のほうは、もし足りなかったときは困りますので、これは幅を取って取らせてもらっているんで、その点をご理解いただけたらと思います。

質◇ ボトルドウォーター収益のことなんですけども、決算書の3ページ、一番見やすいのは13ページだと思うんですけども、総括でもありましたように本年度から宇宙兄弟を使ったということで、金額的には上がっているんですけども、昨年度はそれがいい中でプラスで100万円ぐらいあった中で金額は上がっているけども結局収益から経費を引くとマイナスという形になっています。

ロイヤリティのところ47万円ぐらいと書いていたんですけども、その部分がなければプラスになっていると。ロイヤリティは宇宙兄弟絶対払わなあかんので、それは必ず要ると思うんですけども、ここに関してどうでしょうか。500万円以上上がっています。多分残りは備蓄水として使っているとは思っているんですけども、もうちょっと積極的に売上げを上げるという考えはないですか。

答◇ ボトルドウォーターなんですけども、一番大きいのはロケットの打ち上げが延びてしまったというのがかなり原因したあると思うんですけども、売上げは今のところあまりいいことはありません。販路の開拓のために催物とかイベントがあるときに無料で配ったりして、徐々には認知されてきたかなと思います。

この前も和歌山市のほうで車の販売をしている会社が、自分とこへ来てくれたお客さんに景品みたいな感じで配ったというのがあって。配りたいということで大量に買うてくれたとか、徐々にではありますけども増えてきていますが、あまりもうけになっていないのが実情でございます。

質◇ せっかく宇宙兄弟を使って、実際令和3年で550万円ぐらいの売上げが昨対で伸びているわけじゃないですか。300万円が860万円ぐらいに増えたあるでしょ、売上げが。ここというのが収入の一部になると思うんですね、水道会計の。せっかくそういう資源というか、おいしい商材がありながら、なぜもうちょっと宣伝していかないのかなと。

今のお話を聞いていると、景品、一部のところじゃないですか。その中でこのボトルドウォーターを令和3年も4年も、耐久も10年に延びた上に宇宙兄弟をのつけたというかなりのうんちくのある商品ですよ。それを町のホームページで売ったりとか。

すみません、その前に聞きたいのが、まず売上目標。令和3年の売上目標を幾らに設定していたのかと、令和4年も売上げの目標をどれぐらいに設定しているのか、まず教えてください。

答◇ まずボトルドウォーター、なんたん水と串本の水とあるんですけど、ロケットのほうは串本の水なんですけども、串本の水の利益というのが何年度じゃなしに全体のということで一括で上げさせてもらったんですけども、それがこの1ページに補正予算額600万円というのがございます。これが全体の売上げの目標というか、調定額、これが串本の水の増額分ということだったんですね。これが売上額となっています。

あと、PRしていったらという話なんですけれども、うちの組織の話になってくるんです。うちは水を作って提供するというところでありますんで、そこらはほかの課と連携して、していただくということで。ふるさと納税の返戻品としても使っていただけるということですのでしていますもんで、そこはほかの課と連携していくということで、うちのほうは手だてというか、方法はまだ分からないところがありますので、そこはもうちょっとほかの課の皆さんに協力していただいて、販路を広げていきたいと考えております。

質◇ その話でいくと、売上げ600万円に対して令和3年は866万円いっているんで、売上げ達成ですよ。とはいえ、令和3年で860万円、890万円。900万円の原価がかかっているということだから赤は赤なんです。だから、そこら辺は単年度ごとに赤が出ているから、あかんと言うつもりはさらさらないんですけども、せっかくやっていることなんで、町が収益を上げて何も悪いことはないと思うているんですね。せっかく売り物があるわけですから。

それを返戻品に使うのもいいんですけども、水というのは意外と売れるもので、必ず飲むもんやと思いますんで、その辺の部分はもうちょっと連携して、販売を上げる努力も必要ではないんかと思うんですが。今の答弁と一緒にすることになると思うんであれですけども、ほかの課と連携というところでは、企画課長とかどうでしょうか。せっかくの資源なんで、使わない手はないと僕は思うんですけども。

答◇ 今、水道課が言ったように、ふるさと納税の返戻品としてやっています。ところが、いかんせん製造価格が、購入費用が高いんですね。水道課で売っているのが1本200円と、非常に割高で、道の駅で売っているのも220円ということで、これが非常にネックになっております。それに対してペットボトル、なんたん水は100円ですかね、その点でボトルドウォーターも10年もちますよと言って販売してはおるんですが、やはり200円で10年より100円で5年のほうが、というところでお客さんが流れているかなと思っています。

ただ、委員が言われるように、ずっと10年もつわけではないんですよ。製造してから1年余りたってくる中で、いや、10年と言ったのに8年やないか、7年やないかというふうにとんどんなってきましたんで、ここが正念場で、水道課だけに任せず、企画課あるいは産業課、各課連携して販売の販路、販売拡大を目指していきたいと考えてございます。

質◇ 私はボトルドウォーターにすごく興味がありまして、ずっと楽しみにしてて、宣伝力のあるすごいものだなと本当に感心しておりました。ボトルドウォーターのロイヤリティの件も当然あるんですけども、なんたん水は別かも分らないので

すけど、ペットボトルへも宇宙兄弟を入れてほしいなど、入れたらどうかなというのはい前から思うていたんですけど。将来的に可能ではないのかなと思いますんで、その辺を聞かせてください。

答◇ なんとん水のほうにも宇宙兄弟のイラストを入れられないかということなんですけども、なんとん水のほうは、最近ご多分に漏れず材料費とかが上がってきて、なんとん水の製造コストも上がってきて、さらにもうけが少なくなってしまうのが実情です。これへまたロイヤリティを払うてまた絵を入れていくとなると、なんとん水のほうも値段を上げていかな仕方ないような状態になってくると思います。その中で絵を入れていくというのは。入れたいのはやまやまですけど、難しいかと思います。

質◇ 工事関係で、決算書の11ページの月野瀬取水場の接続管、以前から結構大きな金額で作業してると思うんですけども、これの進捗状況を教えていただけたらと思います。

答◇ 月野瀬の現状についてです。今年度、設計と工事の予算を組んでいまして、今、現時点で設計が上がってきました。今月末、工事の入札を予定しています。管工事については町内業者、管工事を実施して、あとポンプの制御とかの改造についてはうちの施設に携わってくれている業者を指名して、入札を行う予定です。

質◇ 古座ヴィラの取水場の工事が入っていますけど、古座ヴィラの施設の現状、整備してからかなり期間もたつんだと思うんですけど、現状を教えてもらいたいと思います。

答◇ 古座ヴィラについてなんですけれど、以前からの住民以外に新たに給水の申込みは受付けてないような状況はあるんですけど、ただ既に建っている建物の、こっちへ来られたときの開栓閉栓の対応は行っています。今、設置している設備についても異状なく、問題なく動いています。

質◇ 古座ヴィラなんですけど、当然戸数も少ないんですけど、生活飲料水ということなんで、町民として同じサービスを与えていただきたいと前々から思っているんですけども、消火栓についても1つだけですよね。結構幅も広いですけども、その辺は考えてないですか。

答◇ 消火栓の数が少ないというのは、消火栓については今のところ、うちのほうでは考えていません。消火栓を増やすとかいう話になってきますと消防の受け持ちになるので、答弁は控えさせていただきたいと思います。

質◇ 確かに消防から上がってきたことに対しての予算で上げていくというのは。配管のことを聞いたかったので、先ほど副課長に聞いたんですけど、老朽化とか施設のほうはかなり。

あそこは途中から替えたんですよね、町のほうに。初めは、古座ヴィラは単独でやっていた水道だったと思うんですけども、途中から町のほうに替わって、その辺の施設の関係があって聞いたかったんですけど。その辺、配管がつくれるの

かつくれないのか。当然主の貯水槽の件も、上の主タンクのこともあるかと思うんですけども、その辺教えてください。

答◇ 消火用の消防水利については、30分で40トン使えるだけものを確保せえということで、それはクリアできたあると思います。

水道管についても一番太い管とかはそのときに入れ替えたあるんで、今のところは漏水がようけ増えてきたという話は。うちは毎日チェックしているんですけども、有収率については下がってないんで、維持できていると思うんで、数だけ増やそうと思うたら消防のほうで増やしていただいたらいいのかなと思います。

質◇ 先ほどから宇宙兄弟のボトル缶ですけども、あれは製造能力はどのぐらいあるんですか。製造能力は、あのボトル缶は。そして、原価は大体幾らになっとるんですか。アルミ。その辺教えてください。

答◇ たしか私の記憶でしたら、1本作るのに4万本作ったんですね、今回。1本当たり174円というふうに。あまりもうけが少なくて。数をようけ作ったら、だんだんコストは当然ながら下がるんですけども。

質◇ 小売はやれるのか。小売販売はできるんですか。販路。どこでも売れるわけですか。

答◇ 販路ですけども、初めは町内でできるだけ売ろうということやってたんですけども、売れ行きが悪いというのがありまして、そして町外の業者さんから売りたいという希望が何件か来まして、もう今は町外にも広がっています。どちらかというたら、町外のほうが売れやると違うかなと私らは把握しております。

質◇ 小売価格は幾らでするん。卸価格。あれ、200円で売ってますけども。1本当たりの利益は、どのぐらいあるんですか。小売価格。卸価格やの。

答◇ 水道課から卸している価格については175円で卸しています。つまり、もうけが1円しかないという状態です。

質◇ キャッシュ・フロー等々、P L、B Sと出ていますけども、大体償還金は。今までの償還しとる、水道事業の中の。

古田の償還金か何ぞ残っとるのかな。あれは、どのぐらい今まだ残っていますか。

答◇ 新古田浄水場の起債はどれだけ残っているかということなんですけど、その明細については22ページ、23ページに書いているところでありまして、大体平成19年から20年にかけて上水道古田浄水場移転事業とかそういった項目のやつで、ざっとしたら10億円ぐらいを起債で借りて、今、返済中という状態でございます。

質◇ ボトルドウォーターの件で、なんたん水の、まず原価と販売価格を。ほて、何万本作っているのかというところは、答えられますか。

答◇ なんたん水の製造本数は4万800本で、製造原価は80円です。出荷本数は3万7,639本で、卸売価格は約85円です。

質◇ なぜそういうことを聞くかという、今、答弁で、作るのは難しいという話ですけれども、ロイヤリティは47万円ですよ、たかだか。あの宇宙兄弟のロゴを使って、ロイヤリティ47万円なんて考えられない金額ですよ。174円かかって175円で卸さずに180円で卸したらいいじゃないですか。とか、原価をもうちょっと下げる努力をするとか。

何でかという、せつかく宇宙兄弟というものがあるのに、このまま赤字が続いたら、やめてまえという話になりますよ。と言う人も出てきます。絶対したくないんです、そういうふうには。だから、売上げを上げてほしいんです。上げることで何も問題ないわけで、人間的な問題もあるでしょうけれども、そこは水道課の方々は残業も多くて忙しいのは存じてますけれども、せつかくこういういい水が、資源があって、これから伸びていくこと。今のお話を聞いていると、当初は町内の人を中心に売っていきこうというお話じゃないですか。それは違いますよ。町内で宇宙兄弟なんてそんな知らないですよ。

答◇ 町内の人にじゃないんですよ。町内で売ろうということ。

質◇ それならば町外で今なっていて、町外へどんどん広げていったらいいじゃないですか。それをホームページで使うのか、また何か付加価値をつけて売るのか、そこは僕も大した知恵がないので具体的にこうやったらとは言えないですけども、どうでしょうか。やっぱりなんたん水の原価と卸値。僕は販売してどんどんもうけたらいいと思うてたんで、意外と今回赤字やったんでびっくりしているんですけども。売上げが上がってたと聞いてたんで。

このロイヤリティ47万4,000円を利用しましょうよ。こんな安いロイヤリティなんてないですよ。全体的に見て、水の部分がこの金額かなという気はするんですけども、宇宙兄弟なんか使おうと思うたら何千万円ですよ。人頼もうと思うと。そこら辺、どうでしょうか。考えを転換してもらおうとか、そこら辺の考えをお聞かせください。

副町長答◇ 販路を拡大していくとなりますと水道課だけじゃなくて産業課も観光商売のほうに絡んできますので、そういうところで共同して運営していくというか。水道課から販売するんですけども、産業課の職員のほうが外向けの職員がおりますので、そういうのを利用しながら販路を拡大していけるように庁舎内でも検討させていただいて、今のままだったら全然売れてないようですので、やっていきたいと考えます。

答◇ 1点だけ、赤字というふうにおっしゃっていたんで。その部分については串本の水は当然なんですけれど、なんたん水の費用もボトルドウォーターの中に含まれていますんで。

なんたん水というのは一応備蓄水として消費される無料の部分が多いということがあるんで、その辺ご理解だけいただけたらと思います。

以上で審査を終わり、本決算は認定すべきものと決定いたしました。

《田嶋町長への総括質疑》

町長への総括質疑については、令和4年10月20日（木）特別会計の審査後、一般会計・特別会計の決算内容等を参考に、下記の項目について質疑を行うことに決定いたしました。

- 1 磯根漁場再生事業の費用対効果と事業内容の見直しについて
- 2 高額な補助金を交付している団体に対する事業評価について
- 3 宇宙兄弟を活用した、ボトルドウォーターの販売促進に向けた町としての取り組みについて
- 4 骨粗鬆症検診の受診率向上と対象年齢の拡大について
- 5 火葬場の今後のあり方について早期の方針を示すことについて

【町長説明】

1 磯根漁場再生事業の費用対効果と事業内容の見直しについて

この磯根事業に関しましては、以前から串本町は取り組んでおるところであります。議会で予算を計上するにあたりましては、常に費用対効果といったものがちゃんと示されておるのかと、求められておるのかということのご指摘をいただいております。

磯根漁場藻場造成を、まずなぜしなければならないのかといいますと、これは全国的に大きな課題となっております。海水温が高く上がってきているといったことが大きな要因になっておることでもあります。今までやっておりました藻場造成自体がもう一つ成果を上げていないということもございまして、議会からも強い指摘をいただく中で今回、工法を変えたところでもあります。

従来の方針での藻場造成の成果が表れにくいのは、高水温が主要因と考えられることから、本年度より水産試験場が開発をいたしましたカジメ類の高水温適性株を用いて、種苗移植を行っております。本年度に関しましては、大島、そして和深その他というところで実施をしていくということでもあります。

また本年度におきましては、実施にあたり漁協での受託の依頼をいたしました。漁協におきましては理事会で承認を得て、漁協にも受益者負担をしていただくことになり、全体事業費の3分の1の予算を負担いただくことになり、まずはこの高水温に耐えられる株を一度植えてみようということになりました。

これも実際のところ試験段階であるというふうに聞いておりますので、まずは3年程度をめどにこれを植えてみて、実際に藻場が造成されていくのかを検証していきたいということでもあります。

町といたしましても、何もしないというわけにはいきません。姫ひじきにおきまして、ヒジキがもう取れないというような状況になってまいりまして、本年度は収穫ゼロという、びっくりするような数字が出てきてしまっているような状況であります。

姫ひじきにおきましては、磯清掃というのを今まで行ってきておったところですが、こういったことも、成果は決してないわけではないかと思うんですけれども、水産試験場においては、新しく考案いたしました移植、何かの種を移植するんでしょうか、こういったものをもって1回試験をしてみたいということで取組を進めるということでもあります。

もう少しお時間をいただいて、この成果を見て、駄目ならまた次の段階で全てやめてしまうということにはなかなかかなりにくいかと思えますけれども、よりいいものを求めていくという方向にしかないのかと思えますので、その辺に関しましては、議会の皆さん方にも都度お示しをして、ご検証をいただきながら進めていきたいと考えておるところであります。

2 高額な補助金を交付している団体に対する事業評価について

2番目に、高額な補助金を交付している団体に対する事業評価について、ということです。

串本町におきましては、いろいろな団体に補助金を出させていただいておるところでありますけれども、その中でもやはり高額ということになると、社会福祉協議会に2,400万円の交付金を出させていただいております。そして南紀串本観光協会に現在2,900万円というお金を出させていただいておる。これが突出した形の補助金支出になっているのではないかなと思っております。

この中で、この状況はどうかというご質問であるかと思うんですけれども、まず社会福祉協議会におきましては、社会福祉協議会の事業として訪問介護やデイサービス、また介護サービス、町における配食サービス事業の委託、古座福祉センターの指定管理を委託しておるということでもあります。地域にとりましては、福祉推進にという意味におきましては大変大きな役割を果たしていただいております。

しかし、社会福祉協議会におかれましては、我々が支出している金額に関しては、はっきりいって大変ご不満を持たれておるというふうに思います。

令和3年度で社会福祉協議会から町に対して要求されてきた金額というのは、4,014万4,405円という金額でありまして、我々が支出しているのは2,400万円ということで数字に大きな乖離があります。

そういった中で、この4,000万円という数字の内訳は何なのかといいますと、会議費というのを43万8,000円頂きたいということでもあります。理事会とか評議会といったものをするからお金を頂きたいということであったんですけれども、いや、それは必要ないでしょう、内部でできるでしょう、ということでゼロ回答をさせていただきました。

次に人件費に関してですけれども、職員の設置に関しての人件費3,058万3,939円補助金として頂きたいというお話をいただいたところでもありますけれども、串本町の判断ではそれだけの金額は必要ではないと、1,616万1,534円ではよろしいのではないかということで、要望額に対してマイナス1,440万円の金額を示させていただいたところでもあります。

次に運営費に関してです。役員報酬及び施設管理運営費に638万2,466円の金額を要望されてこられましたけれども、町は、これに関しても町が計算する限り509万8,466円ということで、128万円の減額をさせていただきました。

最後に事業費ということになります。この事業に関しましては、福祉委員の活動費とか町づくり事業とかボランティア活動費といったものに274万円の金額が必要であるというご要望をいただきまして、これに関しましては確かに必要だということで、満額の274万円支出をさせていただいたところでもあります。しかし、社会福祉協議会さんが示されてきた金額に対して1,614万4,000円を減額させて支出をさせていただいておるということであります。

社会福祉協議会におかれては、もっと潤沢な予算が欲しいと。ヘルパーさんもなかなか見つかりにくいということで、厳しい状況を言われておるわけでありましてけれども、町といたしましてもいろいろな形で計算をさせていただきまして、これで少ないかも分かりませんが頑張っていたきたいということで、2,400万円の支出をさせていただいておるという状況であります。

次に、観光協会についてであります。観光協会につきましては、平成30年に統合されました。名称が南紀串本観光協会として、法人格を有する一般社団法人として事業が開始をされました。これ以降、町は年間3,000万円の補助金を交付させていただきました。事業支援を果たしてきておるところであります。町と観光協会の協議によりまして、令和3年度から令和5年度までの間において、段階的に補助金を減額する方針で合意をいたしておりまして、現在に至っておる。令和3年度におきましては2,900万円の支出をさせていただいておるところであります。

減額の件については3,000万円という額が名称変更に伴う各種媒体への対応や、両団体の給与格差の是正を含んだものでありまして、統合するときには一定のお金がたくさん要るだろうということで、町のほうも3,000万円という数字を出させていただきましたけれども、一定の安定をしたところにおいては2,700万円という金額でできるのではないかという判断をさせていただきまして、最終的には2,700万円に減額をさせていただきたいと思っておるところであります。

まだ予算編成には入っておりませんが、来年度どうするのかということですが、先ほど申しました2,900万円というのをまた少し下げさせていただきたいと思っておるところであります。

その理由の一つといたしましては、観光協会の予算書の部分を見ておりますと、運営安定積立金という金額が700万円という状況がありました。これは何かといいますと、コロナでいろいろなイベントが全てなくなってしまったというような状況があります。それに支出をしていく予定であったお金が残ったということで、翌年度に剰余、残していくというお金がありますという決算書を拝見いたしておりますので、この部分に関しましては、来年少し予算を減額させてもらってもよろしいのではないかなと思っておるところであります。

しかし、来年度2月の終盤にロケットの打ち上げ等もありますので無意気に金額を、700万円余っているんだから700万円切りますよというようなことには当然ならないということでもあります。今までのイベントの復活とか、そしてロケット関

係のことについてまた取組を進められるかと思えますので、その辺十分協議をさせていただきながら、これからの観光協会の事業に協力をさせていただきたいと思っております。

会員拡大のほうにも力を入れて、観光協会としても努力をしてもらいたいと我々思っておるところであります。その辺も含めて十分な協議をしていきたいと思っておるところであります。

3 宇宙兄弟を活用した、ボトルドウォーターの販売促進に向けた町としての取り組みについて

宇宙兄弟を活用した、ボトルドウォーターの販売促進に向けた町としての取組についてということであります。

このボトルドウォーター、これからロケットを打ち上げるということもありまして宣伝効果も考えて我々作ってきたところでもありますけれども、現在、町内の販売所というのは8か所あります。南紀串本観光協会、ホテル&リゾート和歌山串本、道の駅「くしもと橋杭岩」、あらふねリゾート、水門まつり、Aコープ串本店、潮岬観光タワー、串本町役場水道課ということで、今この場所で売られておるところであります。

議会でも少し申し上げましたけれども、令和3年度に製造した串本の水、これは4万本作りました。この4万本の根拠は何かといいますと、1ロット4万本ということになります。次が8万本、そして12万本というふうに、この4万本が1つのロットになるので4万本を作成いたしましたところでもあります。

製造原価につきましては、消費税10%、ロイヤリティ、これは宇宙兄弟のあの絵を使わせていただくに当たってロイヤリティは、1本売るに当たって6%支出をいたします。基本的には1本当たり12円のロイヤリティということになります。それを計算していきますと、製造原価は173円という数字です。1本売って27円のもうけであるということです。

私は、このボトルドウォーターの基本的な考え方は、町としてペットボトルというかボトルドウォーターを売って金もうけをする必要はないと思っております。しかし、赤字を出すべきではないというふうに思っています。

先ほど申し上げました7事業者に対して、一定の利益を取って販売してもらおうと。これを我が町が作って、それぞれの商店に利益を生んでもらおうという形が一番望ましいのではないかと思っております。

町が直接販売するに当たりましては200円で、売れたら27円のもうけになりますけれども、こういったところに仲卸のような形で卸すときには、利益はそれこそ2円とかといった状況で卸させていただいて、そこの店屋で利益を取ってもらうような考え方でこれからもやっていきたいと思っております。

現在、どれだけ売れておるかといいますと、令和3年度出荷分におきましては2,100本、令和4年度、これはまだ途中ですけれども4,700本ということで、合計6,800本ということです。4万本作って6,800本というのは、まだまだ足りないといひまし

ようか、もっと売れてもいいんじゃないかなと、私も思っておるところであります。

一つネックといいましょうか、まだロケットを打ち上げていないというのが少し残念かなと思います。ロケットがぱんっと上がれば、一気にいろいろなところで動き出すのではないかなと。特にふるさと納税の返納品として、いろいろ動かすというふうに思っておりましたけれども。我々の周りではロケットがもう打ち上がるんだ、打ち上がるんだという話になっていますけれども、全国的にはまだまだ知名度がないというのが現状でありますので、ロケットが1本打ち上がったときには、大きくこれも動き出すのではないかなと期待をしておるところであります。

そしてまた、水道課だけではなく産業課であったり企画課、もうあらゆる課が力を合わせて、ペットボトルで町が収益を得るという考え方ではなくて、町を宣伝していくという取組を一層していかなければならないんじゃないかなと思っています。

10年備蓄できる水だということ、これは毎年だんだん減っていくわけでありまして、だから10年備蓄できる水というよりも、賞味期限が2032年までであるという。まだまだあるんだという、そっちのアピールを強くしていくような、シールにでも貼ってやっていければ、来年になってもまだ9年持つ水というようなことになりますので、そういった売り方を今後していけばいいのではないかなと思っています。

そしてまた、この水を売っていただくお店も、もっと増えていただけたらなど。これもセールスに回ったらいいんじゃないかなと思っていますので、その辺、ロケットの打ち上げに向けてまた力を入れていきたいと思っておるところであります。

4 骨粗鬆症検診の受診率向上と対象年齢の拡大について

骨粗鬆症検診の受診率向上と対象年齢の拡大について、というご質問をいただきました。

骨粗鬆症の検診につきましては、対象年齢を現在、串本町は50歳、55歳としております。その理由といたしましては、閉経を迎える年齢の女性はホルモンの関係で急速に骨密度が減少傾向となり、骨粗鬆症のリスクが高まることから、その年代に対してアプローチをかけていくと、そういった考え方で取組を進めておるところであります。

まず骨粗鬆症についての串本町の取組について、少しご紹介をさせていただきたいと思っておりますけれども、平成26年度までにおきましては、恵生会というところに委託をいたしておりました。対象者は40歳から70歳まで、5歳ごとでこの検査を行っておったところでありまして。検査方法というのは、超音波方式ということで、この超音波方式というのはあくまでも簡易的な計測器で、かかどで計測をする、そういった計測の仕方であったようであります。ここで続けておったわけですが、平成26年度をもって恵生会から検査をできないという旨の連絡が来まして、ここでお願いをすることが駄目になったという状況でありました。

それを受けまして、平成27年度からは、先ほど言いました超音波式の計測器を町で購入をいたしまして、イベント、健康相談、サロン等で希望者に計測を実施し、現在もそれを行っておる状況であります。しかし、この超音波式は気候に左右されるため、寒い冬場はできないという計測器であります。数値についてはあくまでも目安に過ぎないために、検診という形としては実施をしていない状況でありました。そういった状況でありましたので、平成30年度からは委託先をけんゆうクリニックへお願いをいたしました。対象者を50歳から55歳ということで行っております。

検査方法は、先ほど言いました超音波方式ではなくて、DEXA法と言いまして、精密検査で腰椎や大腿骨で計測をする。これはちゃんとした計測器でありまして、これをけんゆう苑が持っておられるということで、ここに委託をさせていただきました。けんゆうクリニックに委託をするに当たりましては、吉村医師と保健センターで検査対象について協議をした結果、閉経を迎える女性をターゲットに、50歳と55歳に決定をしたということであります。

その後、保健センターからくしもと町立病院へ導入を依頼いたしまして、くしもと町立病院のほうも同じ機械を今回入れたということでありまして、今、2か所で検査ができる状況となっております。

ちなみに、新宮市から東牟婁郡を調べてみますと、骨粗鬆症の検査を実施しているのは串本町だけで、ほかはどこもしていないという状況でありました。もう少し広げて和歌山県下でどれだけこの検査をしているのかを今回調べてみましたところ、御坊市、美浜町、みなべ町、上富田町、すさみ町、串本町の、県下で6件しか検査をされていない状況であったようであります。そういった意味では串本町は取組をそれなりにやっておるのかなというふうに思っておるんですけども、しかし、残念ながら、50歳、55歳のこの検診受診をされる方が19.8%の方しかおらないということです。

一番検査を受けていただかなければならない女性の方が2割にも足りない状況の中で検診を受けられておるということでもありますので、町の取組としては、まずこの数字を50%以上ぐらいの状況に持ち上げていかなければと思っておりますので、これは担当課、保健センターを含めて全面的に力を入れて大きく広報していきたいと考えておりますので、委員の皆さん方にもご協力よろしくお願いを申し上げます。

5 火葬場の今後のあり方について早期の方針を示すことについて

最後に、火葬場の今後の在り方について早期の方針を示すことについて、ということでご質問をいただいております。

火葬場に関しましては、もう委員の皆さん方も十分ご存じいただいておりますように、串本町の火葬場は築69年ということで、津波どころか地震が揺ったら潰れてしまうんじゃないかというような状況になってきておるところであります。老朽化した炉、1炉で運営をしておる状況です。

9月議会において、改修費用として408万1,000円の補正をし、延命処置を図らせていただきました。また、建物の耐用年数や災害時の耐震対策も考慮し、古座川町と

の共同経営を前提とした協定書を締結して運営をしておるといった状況になっております。

この協定書の、古座川町斎場運営費は、敷地内費用と建設費用を火葬体数割で算出した額が年間の負担額となっております。令和4年度は、9月末現在で51体中25体が串本町委託分となっております。負担金が49%まで上がってきている。この数字はもっと伸びていくのではないかなと思っておるところであります。

多分、今回の決算審査特別委員会の中でも委員の皆さん方から、あの火葬場のままで、串本町の火葬場は1炉でいいのかと。そしてまた、古座川町にお願いをしておるままでいいのか、といったことも含めてのご質問をいただいております。私も大変その辺は、災害時の火葬場の重要性・役割というものをいろいろな角度からお聞きもしておりますので、ぜひとも町のほうで建設をしていけたらなと思っておるところであります。

今現在、土地開発公社のほうで、一般住宅を高台へ建てたいという人の声があります。そしてまた、いろいろな事業者さんたちが会館とか事業所を高台へ造りたいといった声もあります。こういった声も含めまして、まずどれだけの土地を確保できるか。例えばサンゴ台とかそしてまた、インターチェンジの辺りにどれだけの土地をキープできるか。少し山を切ればどれだけの土地ができるのかとか、そういったのを調べてもらうように今、コンサルに調査を依頼いたしております。そういったコンサルの報告をもって将来、火葬場を造るのか造らないのか。造るとしたらどこに造っていけば都市計画として。

ただこの土地が空いているから、そこにぽんっと造りましょうというわけにはいかないと思います。ほかとのバランスの部分も必要になるかと思っております。例えば、その近くに住宅を建てられないとか、いろいろなことも起こり得りますので、コンサルの報告が出てから全体的な計画を持って議会へもまたお示しをして、火葬場というものを考えていきたいなと思っております。

今、古座の消防署を造り、今から統合小学校を造りということではいろいろな事業がある中で、大変厳しい状況ではありますが、必要なものは必要なものとして頑張っていく必要もあるのかなと。その辺はまたコンサルの報告が出てきた段階で議員の皆さん方にもお示しをして、いろいろとご協議をお願いしたいと思っております。

以上、町長の説明のあと質疑を行いました。

質◇ 磯根の関係なんですけれども、今回の報告の中では貝類を捕食するヒトデを探索したら見当たらなかったということなんですけれども、海の環境というのはすごく変わってきていますよね。そしてテングサを植えるわけなんですけれども、県とかいろいろな水産試験場なんかでは高温に耐えるようなものを研究しているということなんです。私たちの海の水温よりも高い場所、例えば沖縄とか鹿児島とかあの辺のデータも考えて、いろいろ対応できないのかな。だんだん水溫が沖縄に近いような水溫になってきていますので、その辺の研究をもっともっと密に考

えていただきたいなど、県のほうへも呼びかけていただきたいなと思いますけども。その辺お願いしたいと思います。

町長答◇ 磯根に関しましては、温暖化が水温を高くしているのかなと思うわけですが、そのせいなのか、先ほど委員が言われました捕食するヒトデがゼロになったということでもあります。もちろんこの捕食するヒトデがなくなりましたんで、ヒトデを捕る予算は全部カットいたしました。これがまたどこかの時点で現れてくるのかなと心配はしますけれども、今のところはゼロになったのでよかったかなと思っています。

委員からご質問をいただいた内容で、今、水産試験場が新しい株を研究して、今回作りました。まずその高温に耐えられる株というものを植えて、検証してみたいなと思っております。これが駄目ならまた別の株を研究してもらうしかないのかなと思うんですけれども、まずはこれを。

今回、漁協におきましても初めて負担金を出してくれることになりまして、漁協も今、燃料費が高いかいろいろな問題がありまして、遠くに魚を捕りに行くのがなかなか難しくなっている。この近場で魚を獲ったり貝を採ったり、そういう漁業に転換していきたいという思いを持たれておるようでありまして、そういった意味では磯根藻場の造成、再生というのが大事だと考えておられるようでありますんで、今回予算も150万円出してくれたんだと思いますけれども、協力をしながら、また水産試験場とも十分に協議をしながら今後も進めていけたらと思っておるところであります。

質◇ 2の補助金の件について。観光協会のことなんですけども、いきさつ、そして100万円ずつ減らしていくいきさつも議会のほうで聞いて承知はしているんですけども、金額が大きい、小さいということよりも観光協会へ補助金を渡している部分。まずロケットというところを考えると、あまりにもイベントが小規模じゃないのかなと。そういったところも含めてやっぱり町と絡んでやらなあかんというところもどうしても避けられないと思いますんで、もう少し介入してもいいんじゃないかと私は思いますけども、そこら辺のご見解を教えてください。

町長答◇ 観光協会に関してです。言われるとおりです。協力という部分が本当に少し欠けているのではないかなと思います。ロケットがスタートして、今回12月に打ち上げるといったのが来年2月になって、少し時間ができる。交通渋滞等の検証も十分できてくるということもありますし、この間にやはり観光協会として、そしてまた町として何ができるのか。そしてもう一つは、観光協会と一緒に組んで、協力し合いながらロケット事業に対して取組がどういった形ができるかと、これを今まさにしなければならぬのではないかなと思います。

先ほど観光協会の予算の中で、私は切るといようなことを物すごく言いましたけれども、本当にこれは必要だなと、町としても観光協会としても協力しながらやれる、ここで一発花火を上げなければならない、そこには300万円要るんですよ、というんであれば私はちゃんと計算をして、議会の皆さん方にもお示しをして。今、悲しいかな、それが無いというのが現状でありますんで、やはり委員が

言われたように協力体制というのをもっとしていかなければならない。そこらは、ちょうど来年2月末のロケットがありますんで、十分頭に入れてこれから取組を進めていきたいと思えます。

質◇ 2番の項目で1点。補助金といいますか、交付金は委託先を決めるんじゃないくて、町の関係したお金であります。あくまでも町民みんなのお金をそこをお願いするという考えになったときに、査定の仕方は今の答弁で十分理解できましたんですけど、決算が上がってきたときに、この交付金、この補助金をこう使いましたよといったときに、もう少し突っ込んだ査定といいますか。

先ほど申し上げましたように、町民皆さんのお金をそこをお願いするという形ですので、決算書なり報告書が上がってきたときには、これはどう使ったのか、町で受けている監査的なものを行いながら、その決算書、報告書を受け取るようにしなければ。そこらの査定をしっかりと。使ったお金の報告を受けるときは。

じゃあ先ほどから町長がおっしゃられたように、ああっ、そのお金であつたら苦勞するよね。もう少し町としては町民の効果を狙って、出すよ、ということにもなるかもしれない。そこまであんたらが苦勞して切り詰めてやってくれとるんやつたら、お金を出すよ、という考え方にもなると思えますし。こんな無駄な使い方をするんやつたら、あと100万円、200万円要らんよね、というふうな話にもなると思うんで、報告を受けるときがすごく大事だと思えますので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思うんですけども。決算書あるいは報告書を受け取るときの町長の考えを、お示し願いたいと思えます。

町長答◇ 委員の言われるとおりでと思えます。これだけいろいろな公共工事も、今回も火葬場のお話も出ました。それなりに数億円という事業が立て続けで来ておりまして、そういった意味では今一番お金の使い方を慎重にしなければならない。

中身をもう少し我々も精査する必要があるのかなと思っております。

それともう一つは、社会福祉協議会に関しても、先ほど観光協会のことに関しても申し上げましたけれども、新たにこんな事業をしたいんだと。町民の皆さん方にとって本当に福祉の向上につながる、こういった事業をしたいんだと。そういう思いを持って、これにはこれだけのお金が要るんやけれども、交付してもらえないか、というような形を取ってもらえるならば、私たちはできる限り頑張りたいなど。ほかのところをへつったとしてでも頑張りたいな、というふうに思っておるところであります。

そういうのをこれからやっていこうとするにあたってでも、認めていただいた予算を丸投げして、はい、それで全部やってくれたらいいですよ、という形ではなくて、やはり決算が出たときには担当課を筆頭に十分精査をすると。極端な話、来年度において足らない部分は補うし、無駄に使っているようなところがあるならば切っていくという、そういう形も今後必要ではないかなと思っておりますので、委員の言われたように、十分な精査をしながら予算編成に、そしてまた予算執行の見届けをしていきたいと思っております。

質◇ 2番の観光協会の問題なんですけど、予算3,000万円あるいは2,700万円等々の話が出ていますが、発足当時、3,000万円という一つのポイントというのはどういう趣旨で与えられたものか。というのは、組織的な活動というものについて、今、決算書を見たら人件費だけ2,900万円上がっていますよね。ただ人件費だけの話なのか、そこらの部分がちょっと分かりにくいなど。

観光協会に対して町としてどういう形をお願いして、委託してきたんだろうと。

観光協会というのはどの地域へ行ってもその町の顔ですから、ここの使い方あるいはお互いに話をしながら協働・両輪でやっていかないと、町の経済効果も上がらないし、そこらどうなんだろうなど。

利益を上げる、あるいは経済効果を上げるための対策的なもの、これを観光協会にどこまで委託できるんか。今、ポイントやられておるのは体験研修、ここで今かなり利益等々は上がっているみたいですけども。体験も大事なんですけど、そういう一つの考え方というんかな、ここらはやっぱり担当課が組織としてきっちり対応して、補助金をきっちり出していったらかなり変わってくると思うんですけど。そこらの成り立ちというか、発足時点の考え方、予算の配分等々含めて、今の観光協会の組織、利益を追求するんか、フィールド活動を主力で委託するんか、そこらの部分を大きく分けて、どういうお考えなんかをお聞きしたいなど。

いろいろと宣伝活動をどうするんな、あるいは利益、経済効果を上げるためにどうするんなどということを経営的に考えていかないと、観光協会だけでは無理があるんかなと思っています。だから執行部のもう少し考え方なり、お互いに話をしながら、利益にもつながるんかどうかという話もしていただきたいなどと思っています。

町長答◇ 観光協会についてであります。観光協会の当初の3,000万円という考え方でありまして、新たな組織を合併して作るということで、古座の観光協会と串本の観光協会がありました。それを1つにしていくに当たっては、職員の給料の格差なんかもいろいろとあったところでありまして、そういったことも含めて金額、2つの町の観光協会を合わせてでもあの金額にはならなかったわけでありまして、今申し上げましたように、給料格差等も是正する中で、まずは3,000万円、印刷物とかも全て南紀串本観光協会ということで変えていかなければならないとかもろもろのことがありますんで3,000万円を、まずは支出させてもらおうということでは言わせていただきました。そして、3年間ほどかけて2,700万円ほどに落としますよ、ということは当初から話合いの下に決めさせていただいておったということでもあります。

これも先ほど答弁させていただきました内容と同じなんですけれども、今、イベントがされておらないということもありまして、700万円というお金が今回残ってきておる。前年度も残ってきて、その前も残ってきて、今、3,000万円というお金が観光協会に残ってきておるんですよ。事業ができなかったということで、これはいろいろ考えていきたいということなんですけれども、町としては、町も厳しい財政の中で観光協会が3,000万円というお金を保留しておくというのはいかなるものかという思いも正直私は持っております。

そこで、当局と観光協会がもっと連絡を密にして、何せ今この地域の、そしてまた串本町の浮上を託すのはロケットの打ち上げ成功と、そこから出てくる経済効果であるかと思えますので、そういったところに焦点を合わせて、いろいろなものを企画していきたい。そういったところにそういうお金を一部使いたいんだというのであれば全然オーケーではないかなと私たちは思っておりますので。多分先ほど委員が言われた中で、もっと連携を取るといことと、もっとロケットにしても何にしてでも観光協会をアピールして町を売り出していけというご質問であったかと思えますけれども、それに関しましては十分に取組を今後とも進めていけたらなと思っております。

質◇ 3番のボトルウォーターですけども、決算のときにも話させてもらいましたけども、残念ながら令和3年はマイナス、原価のほうが高くなっているという現状を踏まえて、今、町長がおっしゃられた賞味期限もやって来る、そしてロイヤリティが6%ということで、それは僕は高くないと考えているんですけども、ここでちょっと考えを聞きたいのが、今、水道課を中心にやっていますよね。そこになってくると水道課の仕事の分担といいますか、その辺は限界があるのではないかと。なので、今、町長も答弁で企画課、産業課を巻き込んでとおっしゃっていましたが、それも企画課、産業課に販売の権限を移して、その部分で販売を上げていく。

町長はもうけなくてもよいとおっしゃっていましたが、私はもうけてもいいと思うております。ただ、町内業者へ卸すときに1円、2円というのは理解できますが、4万本を消化するには町の備蓄の水というのも理解できますけども、販売することによって町にそれぐらいの利益が入ってくると考えると、もうちょっと産業課、企画課が組めば何か町が売るところも考えられるんじゃないかと思えますので、その辺のご見解を教えてください。

町長答◇ 水道課の関係です。これに関しましては、私ももうちょっと売れるのかなと。4万本中、現在で6,800本というのは、もう少し売れよという気持ちであります。職員は、何というんですかね、僕はもっと外へぼんぼん出して、いろいろな機会を宣伝の機会にしていけばいいんじゃないかなと思っております。この前、副町長が古座川県人会に行ったときにはチラシとか申込用紙も全部持って、私も京阪神地区串本高校同窓会ときには、チラシと入会申込書を持って行きました。各課がみんな、よそへ出るときには、最初の何千円は宣伝でいいと思うんですよね。後で、注文1箱、2箱ともらったら、十分利益は出てきますので、そういう取組を。職員らは、ちょっと遠慮がちなところがあるんじゃないかなというふうに思っております。水道課だけに任すことなく、本当に町を挙げて。

ロケットの関係で町長室に訪ねてくる人にあれを見せると、本当にみんなびっくりしているんですよね。大体ペットボトルで普通のプラスチックのイメージがあるのが、それっぽく、やっぱり宇宙ですねということで金属っぽいというのが

一つうけているようでありますので、これからロケットの打ち上げも一つの契機になるかと思っておりますので、十分宣伝をしていきたいと思っております。

質◇ 3番のボトルドウォーターの販売促進、そして4番の受診率の向上、これはやはり数値を上げようと思うたら、宣伝の在り方というのは十分に研究する必要があるんじゃないかなと。

特に、せっかく宇宙兄弟を活用したボトルドウォーター。水だけやなくていろんな商品もあって、それを活用するような製品ができれば、同時にいろいろな効果が上がるんじゃないかと。

ぼんかんジュースを売るときにでも、僕は高速道路のインターチェンジかな、そしていろんな事業所を回ったわけなんですけども、特に高速道路の関係、ロケットを見に三重県とか関西圏のほうからやって来るわけなんですけども、来るたびに串本町のイメージが湧くような形の宣伝をしようと思うたら、インターチェンジとか道の駅に置いておけば、すごく効果が出るんじゃないかなと。だけど、うちのジュースの場合は本数が足らんかったわけなんですよね。とても対応できないということで駄目だったんですけども、水とかに関しては、作ればどんどんできるので、全国発信してもできるんじゃないかなと。大きく、我が地域の外へ持っていっても効果があるんじゃないかと。ちょっとの本数でも全国版になれば串本町のイメージも湧くという感じで、いろいろと宣伝の効果を再検討していただきたいなと思っております。

町長答◇ 水に関してであります。本当にもう少し販売をしていく努力が必要であるというふうに思っています。ロット数が上がると利益率も高くなってくるのかなと。今、原価率が170数円ということでありましてけれども、ロット数を上げたらまたこれが10円、20円と下がっていくのかなと思うんですけども、今なかなか利益率が少ない厳しい状況にあります。そういった意味では、ぼんぼん売れば売るほど作るロット数を上げたら、また収益も増えるので、販売店も多く売ってくれるという、いい効果が生まれてくるのかなと思っておりますので、そういった意味においても、もっと宣伝が必要であると思っております。

まずは今、串本町水道課を入れて8か所ということですけども、これも大きく広げていって、今回、先ほど言いましたけれども、ふるさと納税の返礼品にもしていただいておりますので、今、あれが返礼品としてぼんっと出ていたとしても、みんなもう一つピンとこない。というのは、先ほども言いましたように、ロケットも打ち上がっていない中で、我々の地域ではロケットで盛り上がっておりますけれども、全国的にはロケットって何なんですかというような状況に今あるわけですし、これが全国版に載って、初号機の打ち上げが成功したならば、一気に動き出すんじゃないかなと、これは期待を込めてですけども、私は思っておりますので、そういうことも含めながら今後、取組を進めていけたらと思っております。

質◇ 3番の水です。僕は友達に2ケースほど買って、大阪で売ったんだけど、あれはすごく人気がある。というのは若い子ですよ。若い子にすごく人気があります。インパクトが十分あります。

今聞いたら1ロット4万本、それは販売の数にも及ばないと思いますよ。利益も、聞いたら大体水物で3割から、うまいこといったら半分の利益がなかったら販路として販売という形ができないと思います。だから、これは宣伝で、あそこまでインパクトがあればいいのかなど。梅田のヒョウが出てきて、動いて、皆さんインスタ映えしたような感じです。そういう感じのインパクトが、あれは確かにある。

本当にこれを販売したら町では売れると思いますよ。そこら、どういような仕組みを今後考えていくんか。そこらも一つの宣伝効果として、体制的なものをもう少しきっちり町の執行部が観光協会を指導してあげていく、そういう体制がなければどうにもならんかなという感じを持っています。その辺いかがですか。

町長答◇ 水に関しても同じことが言えるかと思います。私も京阪神串本高校同窓会で全員の皆さん方に水をお配りさせていただきました。そして、5分ぐらい時間をもらいまして、この水のいきさつとか、これからの販売方法とか全部お話をさせていただきまして、注文するのは役場へ注文してもらってもいいけれども、観光協会とかにしてもらったら観光協会の利益になるんで、観光協会にしたってくださいなというようなことでファックス用紙までつけて、お配りをしてきたということでもあります。

もっと宣伝がうまくいけば、このボトルドウォーターは多分売れるというふうに私は思っております。委員がそういう感触を得てくれたのも同じじゃないかなと思うんですけども、やはりもう一つ現時点では宣伝が足りないというふうに思っておりますので、担当課を決めるといいますか、もう全課でやらなければならないんですけども、やはりこれを集中的にやる職員も一人決める中で、いろいろな形を取っていったらなと思っております。

何せいろいろな機会を捉えて、水ももっと宣伝をしていき、町を盛り上げていく一つのツールにしていったらと思っております。

質◇ 4番の骨粗鬆症のところですけども、吉村医師に聞きますと、やはり串本町は骨粗鬆症の方が多いと。なぜ分かったかという、町長もご存じだと思いますけども、太地町が検診でやっている部分で、今から3年ぐらい前になるんですけども、残念ながらこの実績でいくと170人中35人しか受けてないのが現状ですけども、その太地町の検診に350人以上の方が串本町から来られているんです。ここら辺を考えると、もうちょっと周知の仕方というか、宣伝の仕方というか。

そして50歳、55歳対象ですけども、串本町独特といいますか、塩分を取り過ぎている部分があるらしくて、女性の方のそういうのが多い傾向が相当見えるということなので、年齢を下げた40歳ぐらいからにしてはどうかなと思うんですけども。

町長答◇ 50歳、55歳の節目で、ちゃんと宣伝をし、広報もし、お願いもしておるんだけど、多分皆さん方も必要性を知ってくれておるんだと思うんですけども、19.8%しか上がらないというのは、何か来にくいのか、何なのかなというふうに思っております。

委員は、先ほど40歳ぐらいまで下げてみてはどうかということでもあります。将来は40歳へ下げていくのも考えていかなければならないかと思うんですけども、まず50歳、55歳をターゲットに、一番受けてもらわなければならない年代を19%や20%じゃなくて半分近くまで、ここを全力投球して上げていくと。その段階で委員からご質問いただいたように、40歳とか45歳というような段階に下げていくという取組ができたらなと思うところでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

質◇ 骨粗鬆症の検診ですけども、さっきも言いましたけど、最初の頃の40歳から70歳の幅を持たす。そして、いろんな形の中で、骨粗鬆症になったらこういう病気になりますよとか、こういう影響を及ぼすとか、そういう部分もどんどん発信させて、町民に怖さをお知らせするというか。やはり串本町民の健康を考えて、骨粗鬆症とはこんなものであるからどんどん検診を受けましょうと。

これは男性も受けたらあかんのですかね。対象になってないのですかね。対象の幅をすごく広げるとか対象をなくすという方法もあるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

町長答◇ 骨粗鬆症に関してですけども、先ほど言いました簡易型の超音波の関係の検査に関しましては多くの方にさせていただいております。しかし、わざわざ病院まで行って、ちゃんとした検査を受けるというのがもう一つ面倒といいまいしょうか、そこまでの気にならないという。サロンの何かでその機械を持ってきてもらったら、みんな喜んで検査をされるらしいんですよ。でも、かかとだけで、そんなに精密なものではないらしいんです。ほんまにちゃんと数字を出そうと思ったら病院へ来ていただいて、やるということになります。

男性の方もできることはできるかと思うんですけども、お金は必要だと。しかし、50歳、55歳の節目に関しては無料でさせていただきますというような形になって、その年代の方にとりましては大変有利なといいまいしょうか、無料でしてもらえるのであればと思ってもらいたいなと思うんですけども、足を運ぶのは面倒というところがあるのかと思います。

しかし、骨粗鬆症というのは最終的に年がいつてきたときに、骨が折れやすくなったりとか、結局骨が折れて、足が不自由になったりすると体全体が弱ってしまうということも一つの病気のきっかけをつくってしまうことにもなりますので、先ほどからも何回も言いますように、今回の、委員の皆様方のご質問を受ける中で全面的に担当課で宣伝をしていきたいと思っております。皆さん方に受診をしていただけるように、大きく働きかけをしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

質◇ 火葬場の件につきましては町長から今、答弁をさせていただいたんですけども、このことに関しましては当局も議会も本当に思いは同じであると思っております。ただ、細かな説明が町長からもありました。昨年の決算の中では37体だったんですけども、9月現在でもう25体、49%になっているという本当にせっぱ詰まった話になってきているかと思うんですけども。

端的に申しましたら、建設すると決まったら結構早いと思うんですけども、そこまでは結構時間がかかると思うんです。ただ、私が言いたいのは、コンサルの意見を待ってという町長の答弁がありましたけれども、本当にそれは当然必要かと思うんですけども、コンサルが入らんと右も左も分かりにくいところがあるんですけども、先行して土地の確保というんですか、そういうところを最重要で押さえておいてもらいたいなど。確保してもらいたいなど、そこ一つに尽きるんですけど。土地の確保、場所の確保、そこだけお願いしたいなど思っておりますので。

町長答◇ 先ほど申し上げましたコンサルというのは、建設をするに当たってのコンサルではなくて、先ほど言いましたように今、いろいろな団体からあの高台の土地を購入したいという声が上がっておりますので、どれだけの土地を求めることが。例えば、この山を切り崩すにはこれだけのお金が要るからちょっと無理やけれども、ここを広げるのはできるから、これだけの土地もキープできるんじゃないかとか、そういった大きな概略といいたいまいしょうか、まず数字をもっていろいろと照らし合わせて。例えば、じゃあここに住宅をぽんぽんぽんっと売っていきましようとしたときに、ここに火葬場を造ったら駄目よねというような話にもなってくるかと思うんですけども、そういったアウトラインの全体像を見た中で火葬場を造るとしたらどの場所なのかということを十分検討させていただきたいと思っております。

以上で、町長への総括質疑は、終了いたしました。

《書面審査》 令和4年10月20日（木） 午前11時03分～

決算審査特別委員会の4日目、特別会計審査後、下記の項目について、地方自治法第98条第1項の規定による書面審査を行いました。

- 1 磯根漁場再生事業に関する事項
- 2 各財産区に関する事項

【審査結果】

- 1 磯根漁場再生事業に関する事項
 - 磯根漁業再生事業については、費用に対する十分な効果が認められない。
- 2 各財産区に関する事項
 - 財産区については、検査検閲権に基づく検査が十分に認められなかったため、運用について議会、執行部双方において今後検討する必要がある。

以上、書面審査を終了いたしました。

以上が決算審査特別委員会へ付託された、議案第73号 令和3年度串本町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第88号 令和3年度串本町水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、16件の審査の経過並びに結果であります。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。